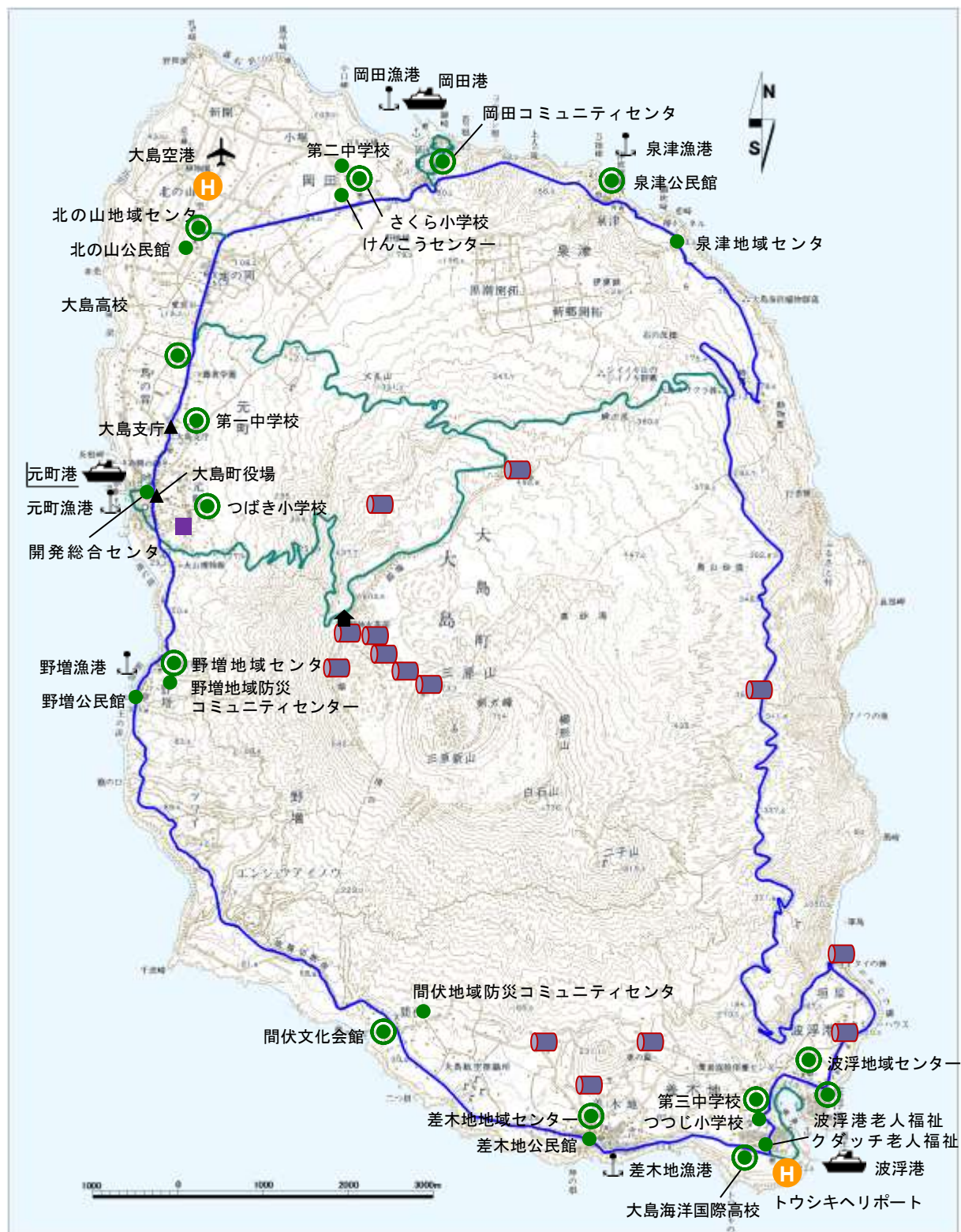


修正前（平成30年5月時点） 本-1	修正後（令和2年10月時点） 本-1
<p><b>第1部 伊豆大島の概要</b></p> <p><b>第1章 基本情報</b></p> <p><b>1 自然条件・社会条件</b></p> <p><b>(1) 自然条件</b></p> <p>伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76 km<sup>2</sup>の伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山（標高758m）がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m（東部）に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。</p> <p>気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2～3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。</p> <p><b>(2) 社会条件</b></p> <p>町の人口は8,015人、世帯数は4,752世帯であり、海岸に沿って7つの集落（元町、北の山、岡田、泉津、野増、差木地、波浮港）が形成されている（平成29年1月1日現在）。</p> <p>島内を一周する道路は、大島一周道路（都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部）が唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車が路線バスを運行している。</p> <p>本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。</p> <p>来島者は年間約22万人であり、宿泊施設（ホテル、旅館、ペンション、民宿）は62か所（総収容者数2,231人）である（平成29年1月1日現在）。</p>	<p><b>第1部 伊豆大島の概要</b></p> <p><b>第1章 基本情報</b></p> <p><b>1 自然条件・社会条件</b></p> <p><b>(1) 自然条件</b></p> <p>伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76 km<sup>2</sup>の伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山（標高758m）がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m（東部）に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。</p> <p>気候は、黒潮の影響を受け、気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約16℃であり、年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越して全体の9割を占め、風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は、年平均で2～3個が接近する。寒候期の季節風、春と秋の発達した低気圧、夏から秋にかけての台風の影響により、強風・高波となることが多い。</p> <p><b>(2) 社会条件</b></p> <p>町の人口は<b>7,521</b>人、世帯数は<b>4,560</b>世帯であり、海岸に沿って7つの集落（元町、北の山、岡田、泉津、野増、差木地、波浮港）が形成されている（<b>令和2年3月現在</b>）。</p> <p>島内を一周する道路は、大島一周道路（都道208号大島循環線および都道207号大島公園線の一部）が唯一であり、公共交通手段として、大島旅客自動車が路線バスを運行している。</p> <p>本土との交通には、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船および高速ジェット船で、熱海と高速ジェット船で結ばれている。空路は、調布飛行場と飛行機で、利島および三宅島とヘリコプターで結ばれている。</p> <p>来島者は年間約22万人であり、宿泊施設（ホテル、旅館、ペンション、民宿）は62か所（総収容者数2,231人）である（平成29年1月1日現在）。</p>

修正前（平成30年5月時点） 本-2	修正後（令和2年10月時点） 本-2
<p><b>2 伊豆大島火山の概要</b></p> <p>伊豆大島火山は、主に玄武岩から成る成層火山で、緩傾斜の主成層火山体と、北北西－南南東方向の割れ目噴火により形成された多数の側火山から成る。頂上部には直径3～4.5kmのカルデラがあり、西半分はカルデラ壁が明瞭であるが、東半分は後の噴出物に埋められてはっきりしない。カルデラ内南部には直径約800mの山頂火口をもつ中央火口丘三原山があり、さらにその中央には直径約300mの竪坑状火孔がある。</p> <p>数万年前から活動を始め、約1700年前には山頂部で大規模な水蒸気噴火が発生し、陥没してカルデラを形成した。約1500年前にも大規模な噴火が起こり、山頂部に相接して複数のカルデラが生じたと考えられている。その後の噴火による溶岩は、カルデラ底を埋積しながら北東方向に流下し、海岸に達した。</p> <p>カルデラ形成後、1回の噴出量が数億トンの大規模噴火が10回発生し、最後の大規模噴火は1777年の噴火であった。噴出量数千万トン程度の中規模噴火は、近年では1912年、1950年、1986年に発生しており、間隔は36～38年である。また、それらの間に20回以上の小規模噴火があった。大規模噴火の時には、初期にスコリア放出・溶岩流出、その後に火山灰の放出が長期間（10年程度）続いたと考えられている。中規模噴火はスコリア放出・溶岩流出、小規模噴火は噴石・火山灰を放出する。ストロンボリ式噴火が特徴であるが、マグマ水蒸気噴火も起きている。</p> <p>1552～1974年の噴火は三原山火口か、その周辺のカルデラ底で発生したが、1986年噴火は三原山火口内（A火口）と割れ目火口（カルデラ底：B火口、カルデラ縁外側の北山腹斜面：C火口）で起こった。噴火前兆あるいは活動と関係する地殻変動、地震・微動、地磁気、比抵抗、重力などの変化が観測されている。</p> <p>※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE<sup>m3</sup>、40万DRE<sup>m3</sup>とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。</p> <p style="text-align: center;">（参考：日本活火山総覧(第4版)伊豆大島，p909，気象庁(2013)）</p>	<p><b>2 伊豆大島火山の概要</b></p> <p>伊豆大島火山は、主に玄武岩から成る成層火山で、緩傾斜の主成層火山体と、北北西－南南東方向の割れ目噴火により形成された多数の側火山から成る。頂上部には直径3～4.5kmのカルデラがあり、西半分はカルデラ壁が明瞭であるが、東半分は後の噴出物に埋められてはっきりしない。カルデラ内南部には直径約800mの山頂火口をもつ中央火口丘三原山があり、さらにその中央には直径約300mの竪坑状火孔がある。</p> <p>数万年前から活動を始め、約1700年前には山頂部で大規模な水蒸気噴火が発生し、陥没してカルデラを形成した。約1500年前にも大規模な噴火が起こり、山頂部に相接して複数のカルデラが生じたと考えられている。その後の噴火による溶岩は、カルデラ底を埋積しながら北東方向に流下し、海岸に達した。</p> <p>カルデラ形成後、1回の噴出量が数億トンの大規模噴火が10回発生し、最後の大規模噴火は1777年の噴火であった。噴出量数千万トン程度の中規模噴火は、近年では1912年、1950年、1986年に発生しており、間隔は36～38年である。また、それらの間に20回以上の小規模噴火があった。大規模噴火の時には、初期にスコリア放出・溶岩流出、その後に火山灰の放出が長期間（10年程度）続いたと考えられている。中規模噴火はスコリア放出・溶岩流出、小規模噴火は噴石・火山灰を放出する。ストロンボリ式噴火が特徴であるが、マグマ水蒸気噴火も起きている。</p> <p>1552～1974年の噴火は三原山火口か、その周辺のカルデラ底で発生したが、1986年噴火は三原山火口内（A火口）と割れ目火口（カルデラ底：B火口、カルデラ縁外側の北西山腹斜面：C火口）で起こった。噴火前兆あるいは活動と関係する地殻変動、地震・微動、地磁気、比抵抗、重力などの変化が観測されている。</p> <p>※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE<sup>m3</sup>、40万DRE<sup>m3</sup>とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。</p> <p style="text-align: center;">（参考：日本活火山総覧(第4版)伊豆大島，p909，気象庁(2013)）</p>



修正前（平成30年5月時点） 本-32



- |          |        |       |              |         |
|----------|--------|-------|--------------|---------|
| — 大島一周道路 | ○ 避難場所 | ⚓ 港湾  | ※枠で囲った施設は大型  | ✈ 空港    |
| — その他の道路 | ● 避難所  | ⚓ 漁港  | ※□枠で囲った施設は大型 | H ヘリポート |
| ▲ 町役場・支庁 | ■ 退避壕  | 🏠 退避舎 | 船舶の接岸が可能     | 🚌 バス車庫  |

図 防災関連施設等の位置

修正後（令和2年10月時点） 本-32



- |          |        |       |              |         |
|----------|--------|-------|--------------|---------|
| — 大島一周道路 | ○ 避難場所 | ⚓ 港湾  | ※枠で囲った施設は大型  | ✈ 空港    |
| — その他の道路 | ● 避難所  | ⚓ 漁港  | ※□枠で囲った施設は大型 | H ヘリポート |
| ▲ 町役場・支庁 | ■ 退避壕  | 🏠 退避舎 | 船舶の接岸が可能     | 🚌 バス車庫  |

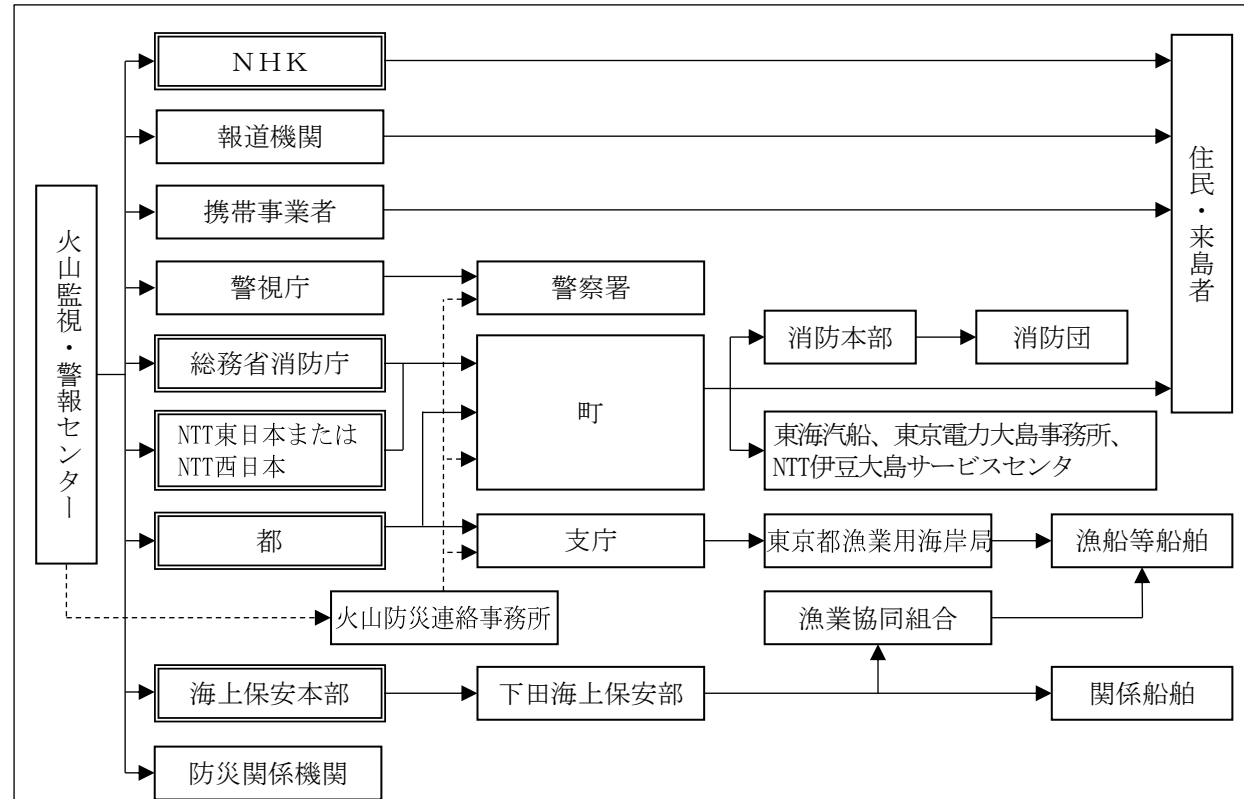
図 防災関連施設等の位置



修正前（平成30年5月時点） 本-35	修正後（令和2年10月時点） 本-35
<p><b>第3部 避難計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針等</b></p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p>(1) 火山活動の状況に応じた避難</p> <p>避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</li><li>○ 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</li><li>○ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</li><li>○ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。</li></ul>	<p><b>第3部 避難計画</b></p> <p><b>第1章 基本方針等</b></p> <p><b>1 基本方針</b></p> <p>(1) 火山活動の状況に応じた避難</p> <p>避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 火山活動は<b>始まってからの推移を予測するのが難しく</b>、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。</li><li>○ 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。</li><li>○ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。</li><li>○ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。</li></ul>

#### 4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



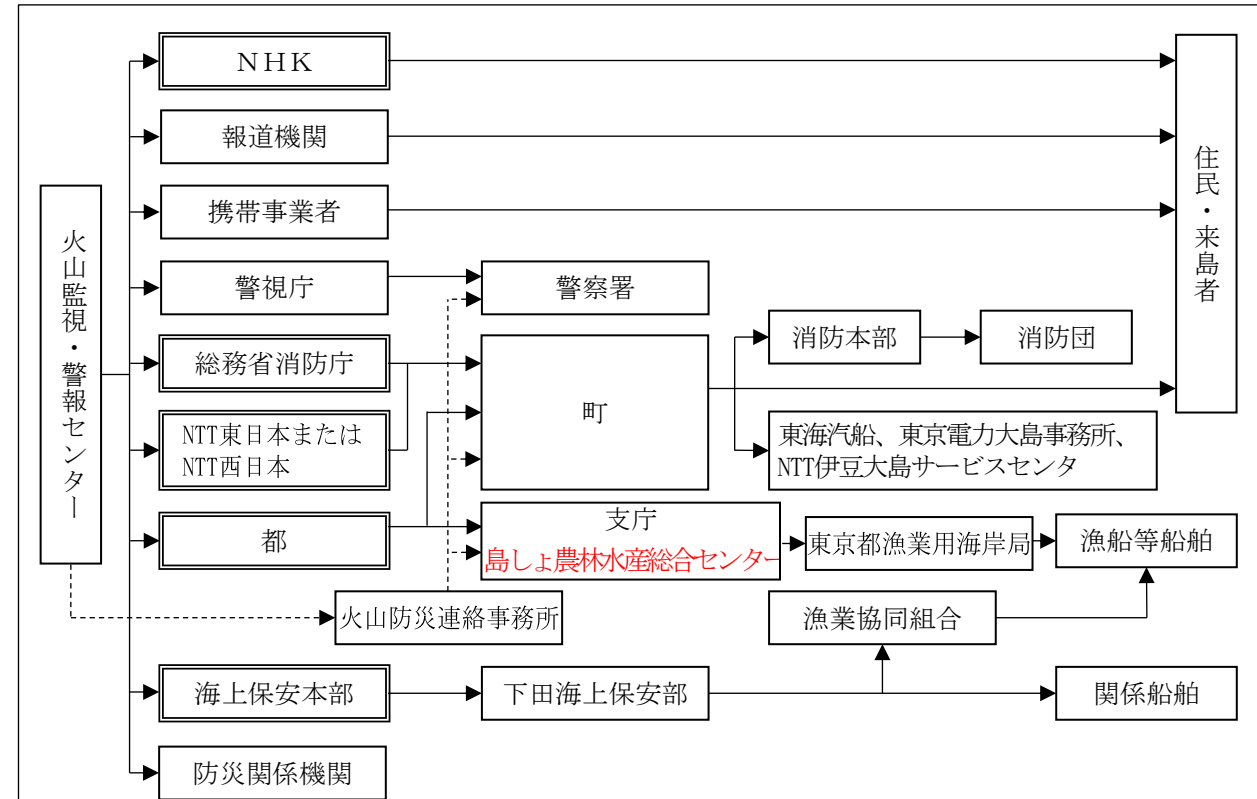
※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先  
 ※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

——▶ 主伝達系統  
 - - - -▶ 副伝達系統

図 噴火警報・予報の伝達系統

#### 4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。



※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく噴火警報の法定通知先  
 ※「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

——▶ 主伝達系統  
 - - - -▶ 副伝達系統

図 噴火警報・予報の伝達系統

修正前（平成30年5月時点） 本-49	修正後（令和2年10月時点） 本-49
<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p><b>（1）町</b></p> <p>町は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認など）</li><li>○ 関係機関への避難対応準備の連絡</li><li>○ 町道の点検、機能確保</li><li>○ 災害備蓄品の点検</li><li>○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認</li><li>○ 避難者総数の把握</li><li>○ 避難所の開設、点検</li><li>○ 大島旅客自動車、東海汽船への避難対応準備の要請</li><li>○ 避難手順の確認</li></ul> <p><b>（2）支庁</b></p> <p>支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道・港・空港の点検、機能確保</li><li>○ 災害備蓄品の点検</li><li>○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認</li></ul> <p><b>（3）警察署・消防本部・消防団</b></p> <p>警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 装備等の点検等</li><li>○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認</li></ul>	<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p><b>（1）町</b></p> <p>町は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（<b>非常用持ち出し品</b>の準備、避難方法の確認など）</li><li>○ 関係機関への避難対応準備の連絡</li><li>○ 町道の点検、機能確保</li><li>○ 災害備蓄品の点検</li><li>○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認</li><li>○ 避難者総数の把握</li><li>○ 避難所の開設、点検</li><li>○ 大島旅客自動車、東海汽船への避難対応準備の要請</li><li>○ 避難手順の確認</li></ul> <p><b>（2）支庁</b></p> <p>支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 都道・港・空港の点検、機能確保</li><li>○ 災害備蓄品の点検</li><li>○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認</li></ul> <p><b>（3）警察署・消防本部・消防団</b></p> <p>警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 装備等の点検等</li><li>○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認</li></ul>

伊豆大島火山避難計画新旧対照表

修正前（平成30年5月時点） 本-51							修正後（令和2年10月時点） 本-51						
表 避難対象地域別避難計画（総括）※1							表 避難対象地域別避難計画（総括）※1						
避難対象地域	人口※2	バス台数※3	避難誘導者	避難場所	避難先※4		避難対象地域	人口※2	バス台数※3	避難誘導者	避難場所	避難先※4	
					第1目標	第2目標						第1目標	第2目標
泉津	359人	延べ8台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	元町	差木地・クダッチ・波浮港	泉津	325人	延べ7台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	元町	差木地・クダッチ・波浮港
岡田	846人	延べ17台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド	〔避難所収容人数〕 3,585人		岡田	798人	延べ16台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド	〔避難所収容人数〕 3,585人	
北の山	1,414人	延べ29台		・旧北の山小学校グラウンド	〔避難所収容人数〕 2,001人		北の山	1,310人	延べ27台		・旧北の山小学校グラウンド	〔避難所収容人数〕 2,001人	
元町	2,531人	延べ51台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高校グラウンド	〔避難所収容人数〕 3,585人		元町	2,410人	延べ49台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高等学校グラウンド	〔避難所収容人数〕 3,585人	
野増	347人	延べ7台		・野増地域センターグラウンド	〔避難所収容人数〕 4,549人※5		野増	323人	延べ7台		・野増地域センターグラウンド	〔避難所収容人数〕 4,549人※5	
間伏	139人	延べ51台		・間伏文化会館広場	〔避難所収容人数〕 3,585人		間伏	134人	延べ48台		・間伏文化会館広場	〔避難所収容人数〕 3,585人	
差木地	1,029人			・差木地地域センターグラウンド			差木地	932人			・差木地地域センターグラウンド		
クダッチ	685人			・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高校グラウンド			クダッチ	679人			・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高校グラウンド		
波浮港	665人			・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場			波浮港	610人			・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場		
	2,518人												

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 平成29年1月1日現在

※3 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

※4 第1目標：基本とする避難先

第2目標：第1目標への避難が不可能または危険な場合の避難先

※5 元町地区の大島高校（1,971人）を利用する場合の収容人数

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 令和2年3月現在

※3 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

※4 第1目標：基本とする避難先

第2目標：第1目標への避難が不可能または危険な場合の避難先

※5 元町地区の大島高等学校（1,971人）を利用する場合の収容人数

修正前（平成30年5月時点） 本-56	修正後（令和2年10月時点） 本-56
<p><b>7 住民の自主避難</b></p> <p><b>(1) 島内での自主避難</b></p> <p>町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品などを携行するよう周知する。</p> <p>なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。</p> <p><b>(2) 島外への自主避難</b></p> <p>町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅などに自主避難する場合には、町および自主防災組織役員に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。</p> <p>町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。</p> <p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）および自主防災組織役員等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>	<p><b>7 住民の自主避難</b></p> <p><b>(1) 島内での自主避難</b></p> <p>町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品などを携行するよう周知する。</p> <p>なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。</p> <p><b>(2) 島外への自主避難</b></p> <p>町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅などに自主避難する場合には、町および自主防災組織役員に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。</p> <p>町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。</p> <p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の<b>携帯ラジオ等の非常用持ち出し品</b>を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）および自主防災組織役員等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul> </li> </ul>



修正前（平成30年5月時点） 本-57	修正後（令和2年10月時点） 本-57
<p><b>第7章 避難に伴う対応措置</b></p> <p><b>1 医療救護</b></p> <p>町は、噴火による傷病者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。なお、大島医療センターでの対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。</p> <p>都（福祉保健局）は、町から要請があった場合、大島医療センターへの都医療救護班の派遣等または島外の医療機関への搬送を行う。</p> <p><b>2 行方不明者等の捜索・救助</b></p> <p>行方不明者または要救助者が発生した場合、警察署、消防本部、消防団は、捜索または救助を行う。また、町は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。</p> <p>都（総務局）は、町から要請があった場合、関係機関に捜索または救助を要請する。</p> <p><b>3 ペットの同行避難</b></p> <p>ペットは、同行避難を可とする。</p> <p>なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。</li> <li>○ ペット用の餌、水、食器、トイレ用品などのペット用品を携行すること。</li> <li>○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。</li> <li>○ 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。</li> </ul> <p><b>4 産業動物対策</b></p> <p>支庁および町は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。</p> <p><b>5 残留機関の現地活動対策</b></p> <p>島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測などの現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶などに、状況に応じて設置する。</p> <p>現地活動を行うに当たっては、町に活動内容や規模などを届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。</p>	<p><b>第7章 避難に伴う対応措置</b></p> <p><b>1 医療救護</b></p> <p>町は、噴火による傷病者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。なお、大島医療センターでの対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。</p> <p>都（福祉保健局）は、町から要請があった場合、大島医療センターへの都医療救護班の派遣等または島外の医療機関への搬送を行う。</p> <p><b>2 行方不明者等の捜索・救助</b></p> <p>行方不明者または要救助者が発生した場合、警察署、消防本部、消防団は、<b>各自の安全を確保しつつ</b>、捜索または救助を行う。また、町は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。</p> <p>都（総務局）は、町から要請があった場合、関係機関に捜索または救助を要請する。</p> <p><b>3 ペットの同行避難</b></p> <p>ペットは、同行避難を可とする。</p> <p>なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。</li> <li>○ ペット用の餌、水、食器、トイレ用品などのペット用品を携行すること。</li> <li>○ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。</li> <li>○ 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。</li> </ul> <p><b>4 産業動物対策</b></p> <p>支庁および町は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。</p> <p><b>5 残留機関の現地活動対策</b></p> <p>島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測などの現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶などに、状況に応じて設置する。</p> <p>現地活動を行うに当たっては、町に活動内容や規模などを届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。</p>

修正前（平成30年5月時点） 本-58	修正後（令和2年10月時点） 本-58
<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>(1) 避難所の開設 町は、避難所を開設する。 なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p><b>ア 避難所事務所の開設</b> 避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。</p> <p><b>イ 自主運営組織の確立</b> 避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。 組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。 町職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。</p> <p><b>ウ 避難所担当職員会議</b> 町は、避難所担当職員を定期的に町役場（町災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。 避難所担当職員は、町（町災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。</p> <p><b>エ 避難環境の整備</b> 町は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活、休憩、更衣などのスペース確保</li> <li>○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮</li> <li>○ 避難者のプライバシー確保</li> <li>○ 飲料水や食品の安全確保</li> <li>○ トイレ機能の確保</li> <li>○ 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理</li> <li>○ 防犯対策</li> <li>○ 医療救護所の設置</li> <li>○ 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止</li> <li>○ 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置</li> </ul>	<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>(1) 避難所の開設 町は、避難所を開設する。 なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p><b>ア 避難所事務所の開設</b> 避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。</p> <p><b>イ 自主運営組織の確立</b> 避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。 組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。 町職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。</p> <p><b>ウ 避難所担当職員会議</b> 町は、避難所担当職員を定期的に町役場（町災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。 避難所担当職員は、町（町災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。</p> <p><b>エ 避難環境の整備</b> 町は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活、休憩、更衣などのスペース確保</li> <li>○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮</li> <li>○ 避難者のプライバシー確保</li> <li>○ 飲料水や食品の安全確保</li> <li>○ トイレ機能の確保</li> <li>○ 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理</li> <li>○ 防犯対策</li> <li>○ 医療救護所の設置</li> <li>○ 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止</li> <li>○ 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置</li> <li>○ 防火対策</li> <li>○ 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策</li> <li>○ 流言対策</li> </ul>

修正前（平成30年5月時点） 本-60	修正後（令和2年10月時点） 本-60
<p>(6) その他</p> <p>ア 治安の維持</p> <p>警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、町は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。</p> <p>警察署は、避難所における防犯のため、町や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。</p> <p>イ 報道機関への対応</p> <p>町および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。</p> <p>記者発表は、町長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。</p> <p>報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。</p> <p>ウ 相談窓口の設置</p> <p>町は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、町職員を配置して住民からの相談に当たる。</p> <p>エ 受援対策</p> <p>町、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。</p> <p>2 島外での避難生活</p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。</p>	<p>(6) その他</p> <p>ア 治安の維持</p> <p>警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、町は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。</p> <p>警察署は、避難所における防犯のため、町や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。</p> <p>イ 報道機関への対応</p> <p>町および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。</p> <p>記者発表は、町長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。</p> <p>報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。<b>また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。</b></p> <p><b>火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに定時に説明を行う仕組みを作る。</b></p> <p>ウ 相談窓口の設置</p> <p>町は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、町職員を配置して住民からの相談に当たる。</p> <p>エ 受援対策</p> <p>町、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。</p> <p>2 島外での避難生活</p> <p>避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。</p>



修正前（平成30年5月時点） マ-1		修正後（令和2年10月時点） マ-1	
<h3>第1章 マニュアル編の構成</h3> <p>マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。</p> <p>表 マニュアル編の構成</p>		<h3>第1章 マニュアル編の構成</h3> <p>マニュアル編は、全体事項や各噴火警戒レベルに共通する事項をまとめた第1部、噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに各機関の対応をまとめた第2部により構成される。</p> <p>表 マニュアル編の構成</p>	
<p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p>1 噴火警報・予報の伝達</p> <p>2 避難情報の発令</p> <p>3 自衛隊への災害派遣要請</p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-10</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-10</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-17</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-24</p> <p>＜①カルデラの中だけに重大な影響＞…………… マ-24</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p>	<p>＜②カルデラの外まで重大な影響＞…………… マ-30</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-40</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-49</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>《詳細資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</li> <li>・島外避難計画（避難港まで）</li> </ul> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-75</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p>	<p><b>第1部 全体・共通事項</b>…………… マ-1</p> <p>第1章 マニュアル編の構成…………… マ-1</p> <p>第2章 噴火警戒レベルと避難対応の目安…………… マ-2</p> <p>第3章 防災関係機関の体制…………… マ-4</p> <p>1 防災関係機関の活動態勢</p> <p>2 情報連絡体制</p> <p>3 共同検討体制</p> <p>第4章 防災関係機関の対応…………… マ-6</p> <p><b>1 噴火警報・予報の伝達</b></p> <p><b>2 立入規制の実施</b></p> <p><b>3 避難情報の発令</b></p> <p><b>4 自衛隊への災害派遣要請</b></p> <p><b>第2部 噴火警戒レベル別マニュアル</b>…………… マ-11</p> <p>第1章 噴火警戒レベル1…………… マ-11</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第2章 噴火警戒レベル2…………… マ-18</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>第3章 噴火警戒レベル3…………… マ-26</p> <p>＜①カルデラの中だけに重大な影響＞…………… マ-26</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p>	<p>＜②カルデラの外まで重大な影響＞…………… マ-33</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 入山者（避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（避難準備）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第4章 噴火警戒レベル4…………… マ-45</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（避難準備）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>第5章 噴火警戒レベル5…………… マ-55</p> <p>1 噴火警戒レベルと避難対応の目安</p> <p>2 各機関の活動態勢</p> <p>3 各機関の対応</p> <p>(1) 立入規制</p> <p>(2) 避難対応</p> <p>ア 一般住民（島内避難／島外避難）</p> <p>イ 避難行動要支援者（島内避難／島外避難）</p> <p>ウ 来島者（島外避難）</p> <p>《詳細資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難計画（避難対象地域別避難計画）</li> <li>・島外避難計画（避難港まで）</li> </ul> <p>第6章 島外関係機関の対応（島外避難）…………… マ-83</p> <p>1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）</p> <p>2 一般住民（噴火警戒レベル5）</p>

## 第4章 防災関係機関の対応

### 1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

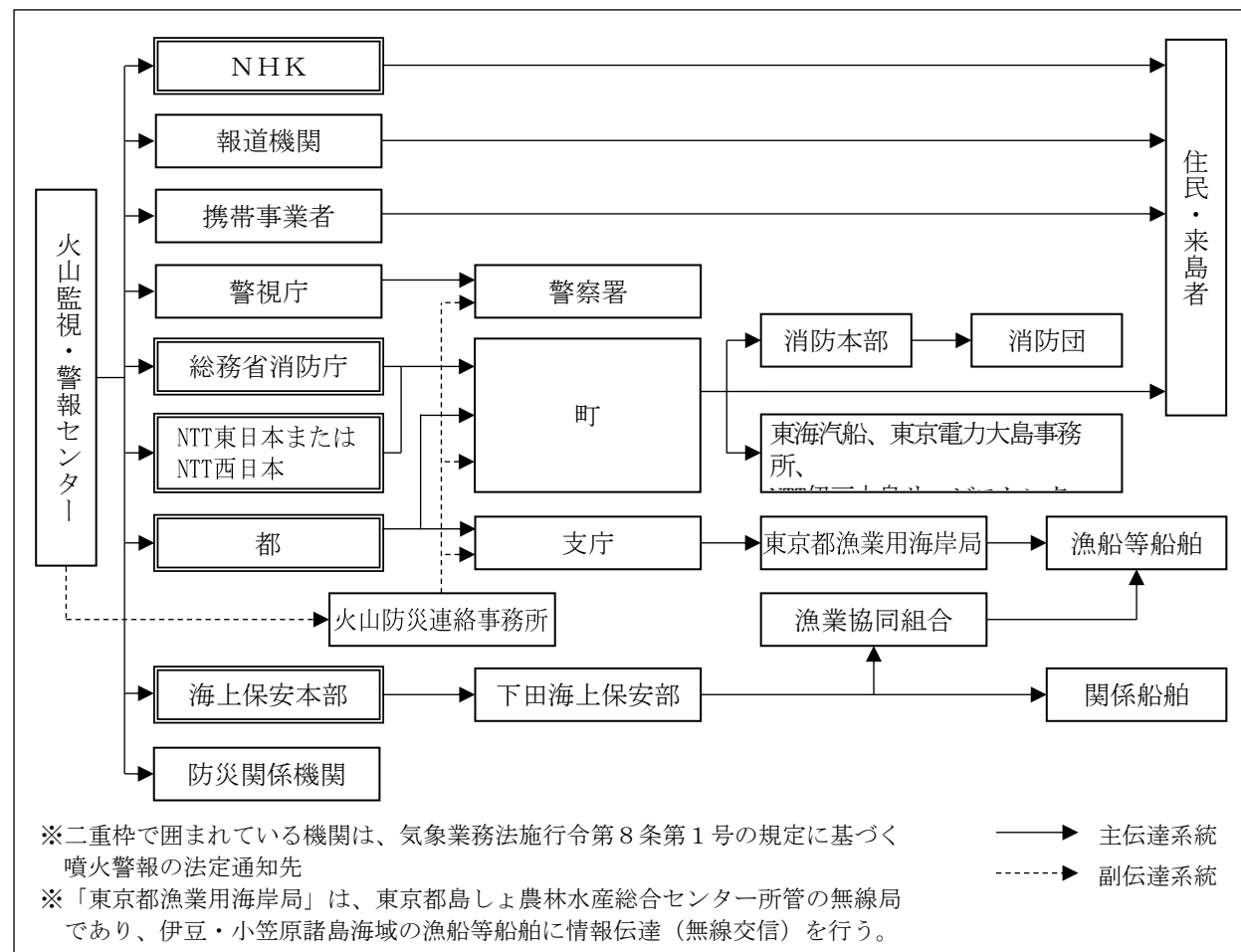


図 噴火警報・予報の伝達系統

## 第4章 防災関係機関の対応

### 1 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

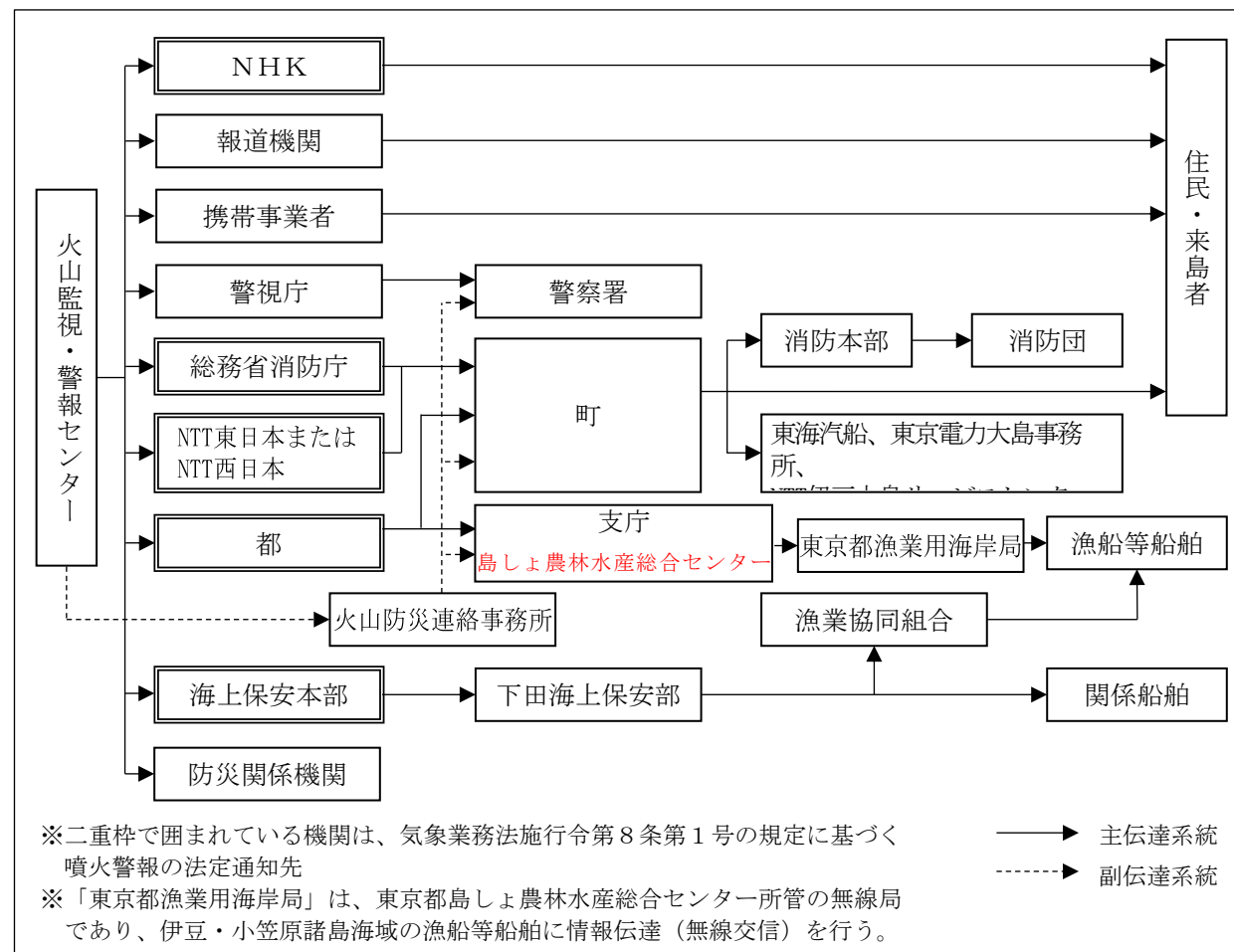


図 噴火警報・予報の伝達系統

### 2 立入規制の実施

#### (1) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるのは町長となっている。このため、法律上は、町が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、町の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。なお、細い農道や、林道については平常時から表示板を設置し、災害時立入規制が実施される旨を周知することで対応する。

- 町は、町道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 町、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

修正前（平成30年5月時点） マ-11

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
現象発生時対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	●	●	●	▲/-	●	マ-12	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	●	▲	▲	▲/-	▲		
		<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲		▲
		<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	●						
		<input type="checkbox"/> 表示板の設置	●						
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	●	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 立入規制範囲の警戒			●				
避難対応	入山者（避難）								
	<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	●						マ-14	
	<input type="checkbox"/> 入山者への周知	●		●					
<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導	●	▲	●						
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	●	●	●	▲/-	●	マ-12	
		<input type="checkbox"/> 立入規制範囲の警戒			●				
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	●	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	●						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	●		▲				
<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	●								

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

修正後（令和2年10月時点） マ-12

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
現象発生時対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	●	●	●	▲/-	●	マ-14	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	●	▲	▲	▲/-	▲		
		<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲		▲
		<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	●						
		<input type="checkbox"/> 表示板の設置	●	▲					
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	●	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 立入規制範囲の警戒			●				
避難対応	入山者（避難）								
	<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	●						マ-15	
	<input type="checkbox"/> 入山者への周知	●		●					
<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導	●	▲	●						
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	●	●	●	▲/-	●	マ-14	
		<input type="checkbox"/> 立入規制範囲の警戒			●				
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	●	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	●						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	●		▲				
<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	●								

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

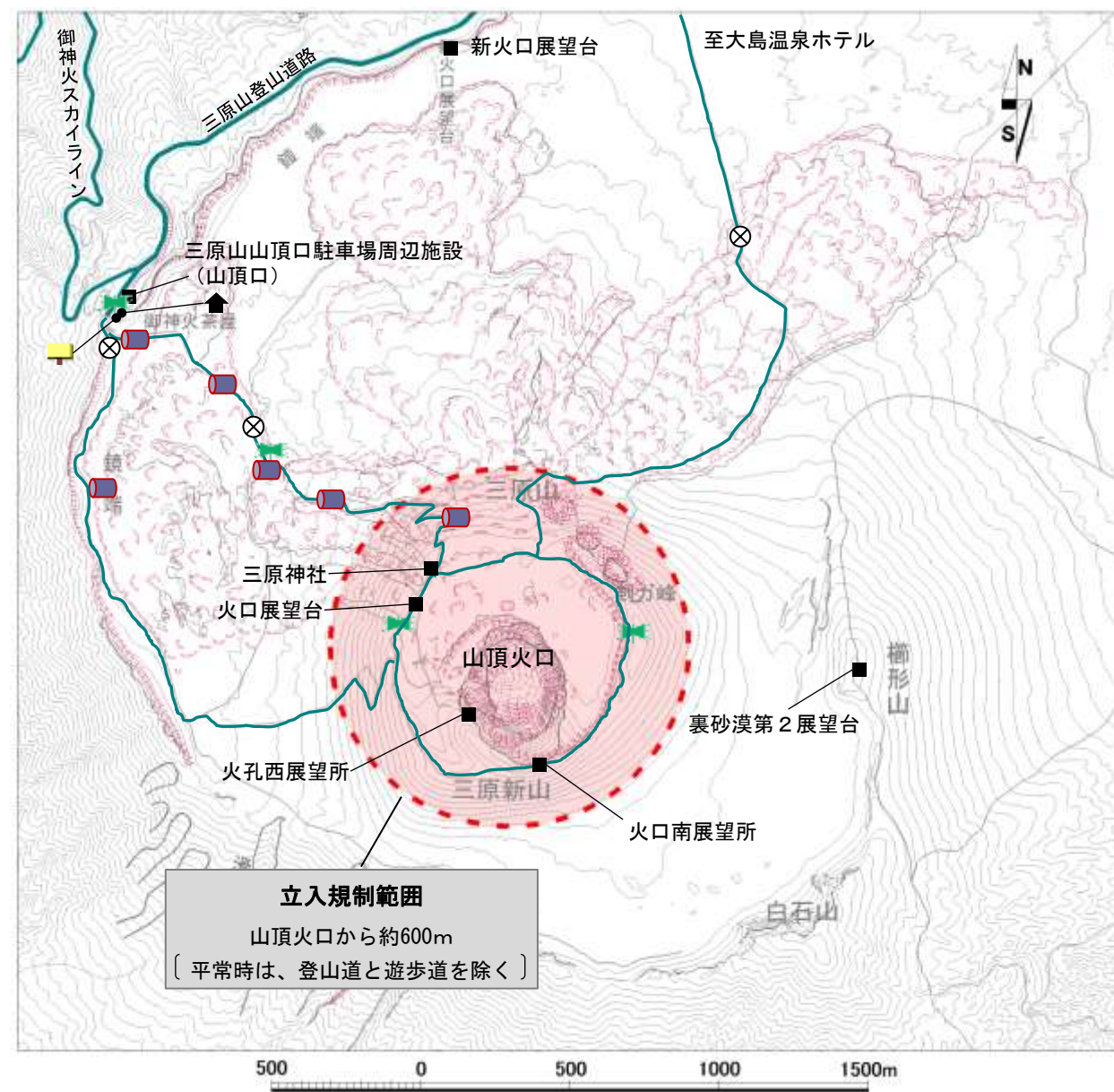


修正前（平成30年5月時点） マ-12

修正後（令和2年10月時点） マ-13

(1) 立入規制

■立入規制図

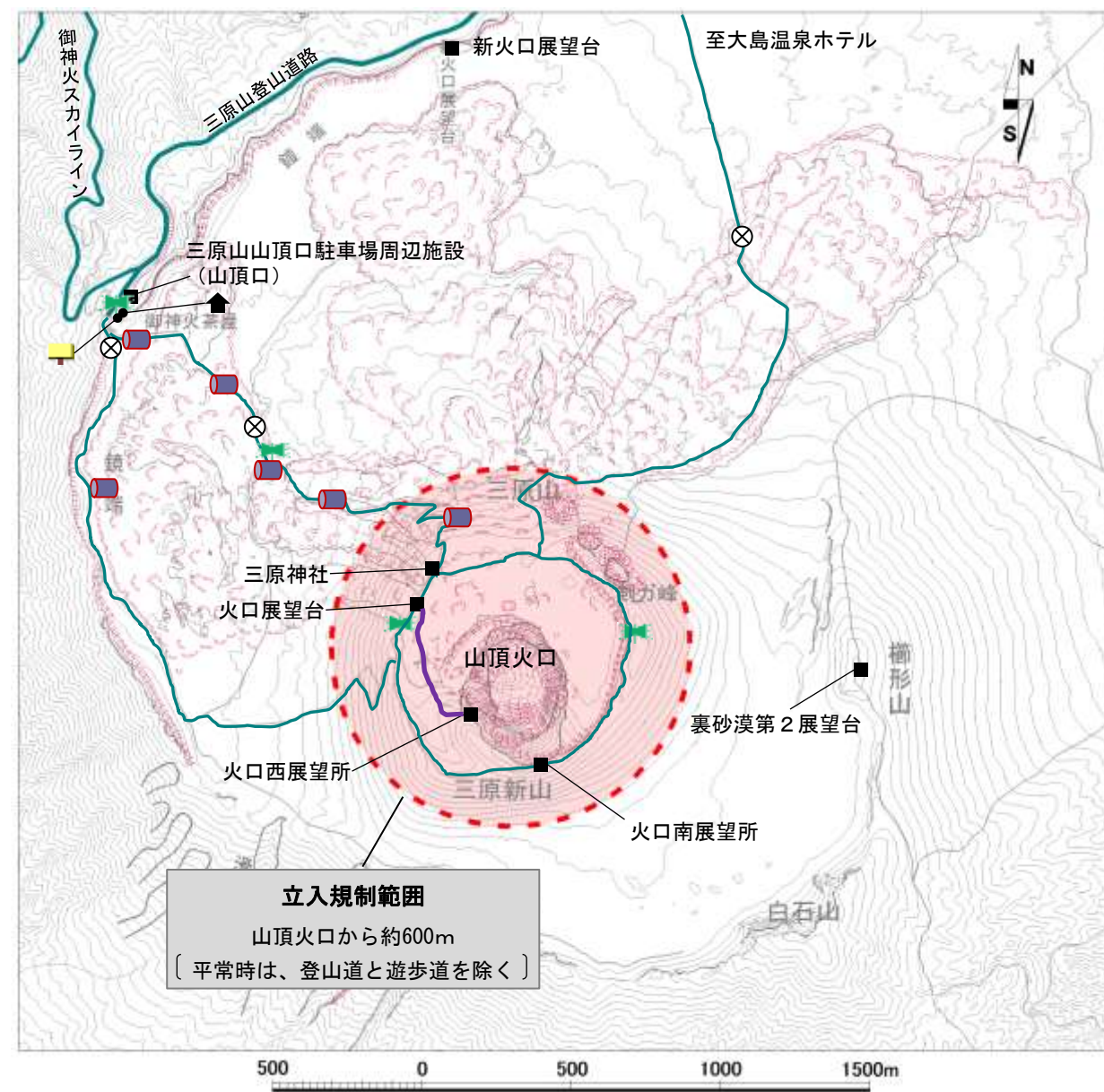


- |     |           |          |
|-----|-----------|----------|
| 退避壕 | 表示板設置予定箇所 | 主な観光拠点   |
| 退避舎 | 防災行政無線    | 規制箇所(町)※ |

※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

(1) 立入規制

■立入規制図



- |     |           |          |
|-----|-----------|----------|
| 退避壕 | 表示板設置予定箇所 | 主な観光拠点   |
| 退避舎 | 防災行政無線    | 規制箇所(町)※ |

※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

修正前（平成30年5月時点） マ-13

修正後（令和2年10月時点） マ-14

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制実施の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入規制範囲の警戒</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■表示板設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入規制範囲の警戒</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■表示板設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

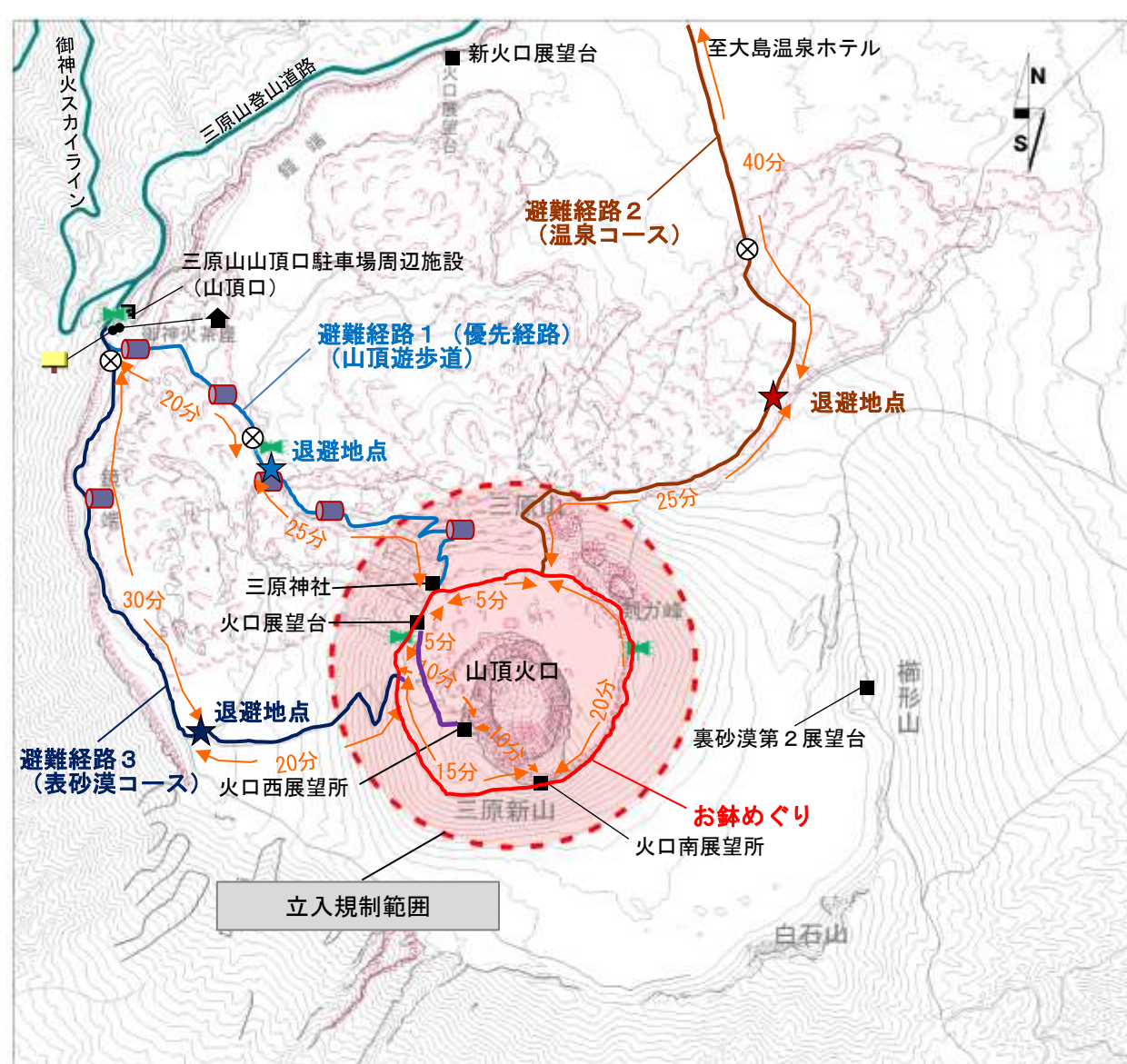
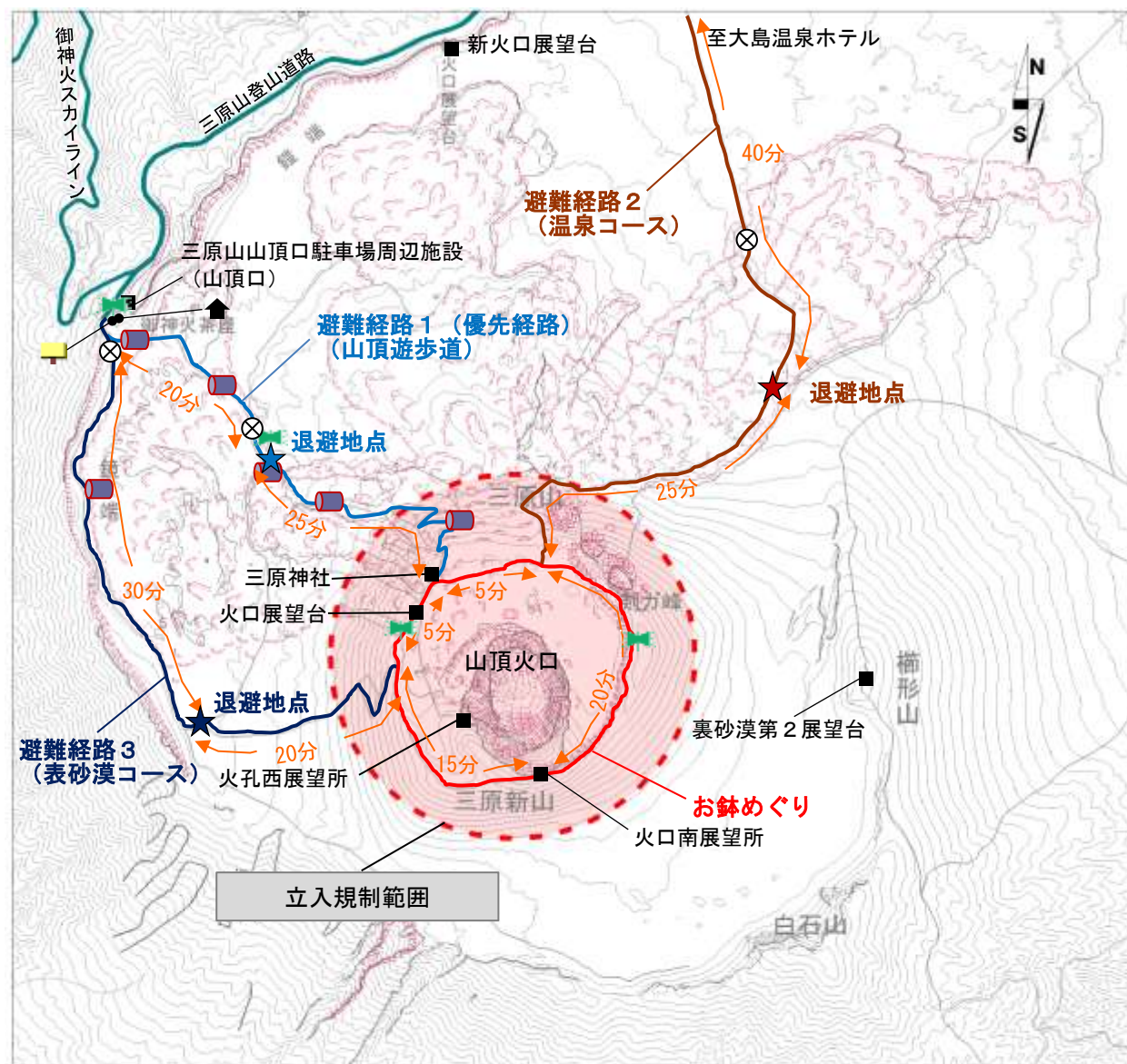


修正前（平成30年5月時点） マ-15

修正後（令和2年10月時点） マ-16

■避難経路図

■避難経路図



- 退避壕
- 表示板設置予定箇所
- 主な観光拠点
- 退避舎
- 防災行政無線
- 規制箇所（町）※1
- 退避地点※2
- 徒歩による所要時間

- 退避壕
- 表示板設置予定箇所
- 主な観光拠点
- 退避舎
- 防災行政無線
- 規制箇所（町）※1
- 退避地点※2
- 徒歩による所要時間

※1 規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

※1 規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

※2 現象発生時に緊急的に退避するため、立入規制範囲の外側に設定した地点

※2 現象発生時に緊急的に退避するため、立入規制範囲の外側に設定した地点



修正前（平成30年5月時点） マ-16

修正後（令和2年10月時点） マ-17

■避難の所要時間（目安）

①火口南展望所（お鉢めぐり最遠部）から目標地点まで

経路	展望所～ 分岐点	分岐点～ 退避地点	退避地点～ 目標地点	展望所～ 目標地点
	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
《避難経路1：山頂遊歩道》※優先経路 火口南展望所 → 山頂口	20分	25分	20分	65分
《避難経路2：温泉コース》 火口南展望所 → 大島温泉ホテル	20分	25分	40分	85分
《避難経路3：表砂漠コース》 火口南展望所 → 山頂口	15分	20分	30分	65分

②お鉢めぐりと各経路の分岐点から目標地点（山頂口・大島温泉ホテル）まで

経路	距離	徒歩	車両
《避難経路1：山頂遊歩道》 分岐点 → 山頂口	2.2km	45分	10分
《避難経路2：温泉コース》 分岐点 → 大島温泉ホテル	3.2km	65分	15分
《避難経路3：表砂漠コース》 分岐点 → 山頂口	2.5km	50分	10分

※避難決定から完了までの所要時間（見込）：約2時間

■巡回等の所要時間（目安）

経路	距離	徒歩	車両
《巡回経路1》 お鉢めぐり	2.5km	45分	15分
《巡回経路2》 山頂口～山頂遊歩道（避難経路1）～お鉢めぐり～ 温泉コース（避難経路2）～大島温泉ホテル	5.4km	—	40分
《配車経路》 元町～（御神火スカイライン）～山頂口	5.8km	—	20分

■避難の所要時間（目安）

①火口南展望所（お鉢めぐり最遠部）から目標地点まで

経路	展望所～ 分岐点	分岐点～ 退避地点	退避地点～ 目標地点	展望所～ 目標地点
	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
《避難経路1：山頂遊歩道》※優先経路 火口南展望所 → 山頂口	20分	25分	20分	65分
《避難経路2：温泉コース》 火口南展望所 → 大島温泉ホテル	20分	25分	40分	85分
《避難経路3：表砂漠コース》 火口南展望所 → 山頂口	15分	20分	30分	65分

②火口西展望所から目標地点まで

経路	展望所～ 分岐点	分岐点～ 退避地点	退避地点～ 目標地点	展望所～ 目標地点
	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
《避難経路1：山頂遊歩道》※優先経路 火口西展望所 → 山頂口	15分	25分	20分	60分
《避難経路2：温泉コース》 火口西展望所 → 大島温泉ホテル	20分	25分	40分	85分
《避難経路3：表砂漠コース》 火口西展望所 → 山頂口	15分	20分	30分	60分

③お鉢めぐりと各経路の分岐点から目標地点（山頂口・大島温泉ホテル）まで

経路	距離	徒歩	車両
《避難経路1：山頂遊歩道》 分岐点 → 山頂口	2.2km	45分	10分
《避難経路2：温泉コース》 分岐点 → 大島温泉ホテル	3.2km	65分	15分
《避難経路3：表砂漠コース》 分岐点 → 山頂口	2.5km	50分	10分

※避難決定から完了までの所要時間（見込）：約2時間

■巡回等の所要時間（目安）

経路	距離	徒歩	車両
《巡回経路1》 お鉢めぐり	2.5km	45分	15分
《巡回経路2》 山頂口～山頂遊歩道（避難経路1）～お鉢めぐり～ 温泉コース（避難経路2）～大島温泉ホテル	5.4km	—	40分
《配車経路》 元町～（御神火スカイライン）～山頂口	5.8km	—	20分

修正前（平成30年5月時点） マ-18

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	マ-6	
		<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	●						
		<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	●						
		<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		●					
	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/-	○		マ-19
		<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△/-	△		
		<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
		<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	●					
		<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	▲					
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	▲/-			
	避難対応	入山者（避難）							マ-21
		<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	○						
<input type="checkbox"/> 入山者への周知		○		○					
<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導		○	△	○					
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/-	○	マ-19	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	▲/-			
		<input type="checkbox"/> 配備職員による警戒	●	●	●				
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○	▲	△	▲/-			
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	●					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。

修正後（令和2年10月時点） マ-19

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	マ-6	
		<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	●						
		<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	●						
		<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		●					
	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/-	○	△	マ-21
		<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△/-	△		
		<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
		<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	●	▲	▲			
		<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	▲					
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	▲/-			
	避難対応	入山者（避難）							マ-23
		<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	○						
<input type="checkbox"/> 入山者への周知		○		○					
<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導		○	△	○					
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/-	○	△	マ-21
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	▲/-			
		<input type="checkbox"/> 配備職員による警戒	●	●	●				
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	▲	△	▲/-			
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	●					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。

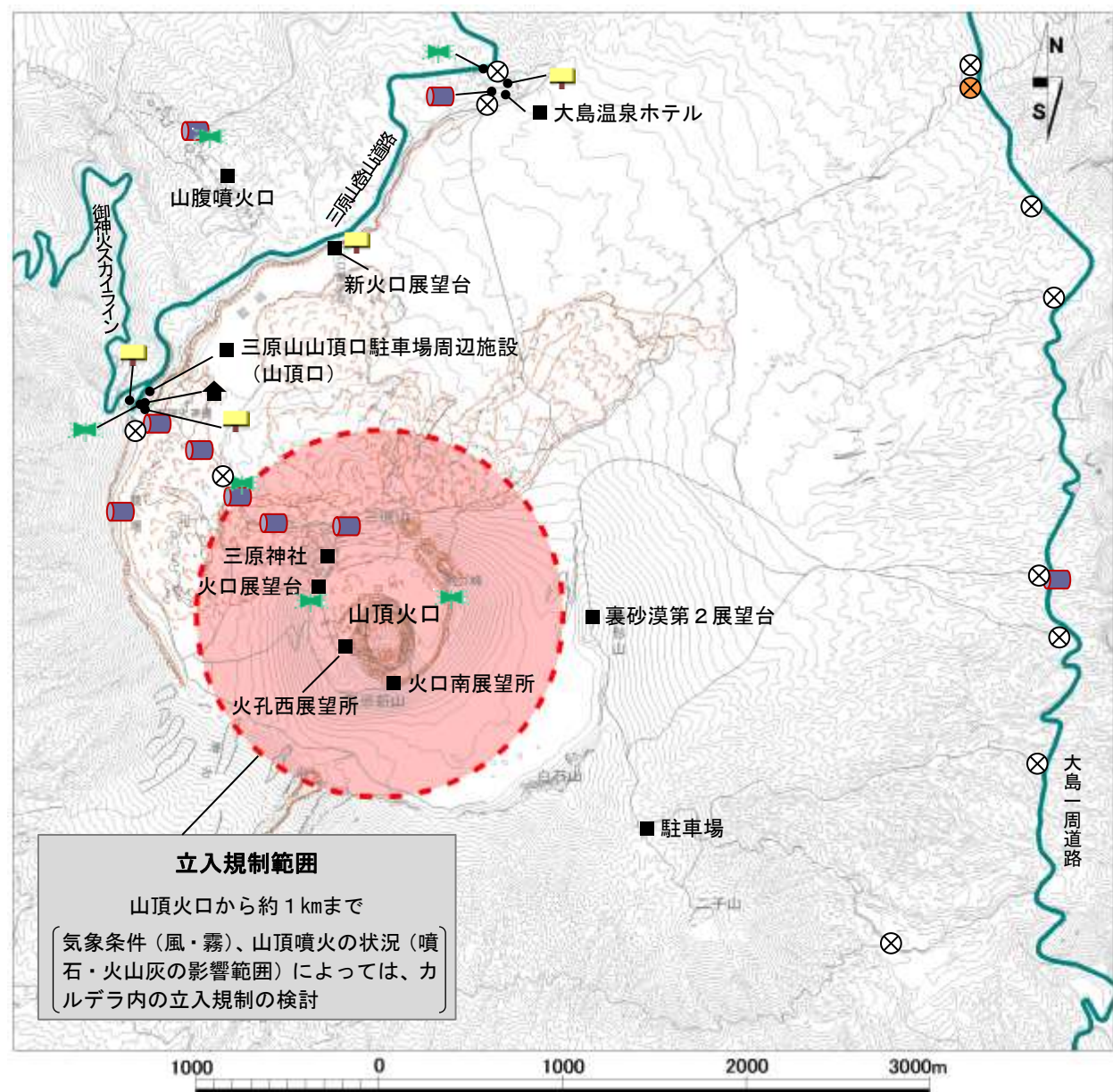


修正前（平成30年5月時点） マ-19

修正後（令和2年10月時点） マ-20

(1) 立入規制

■立入規制図

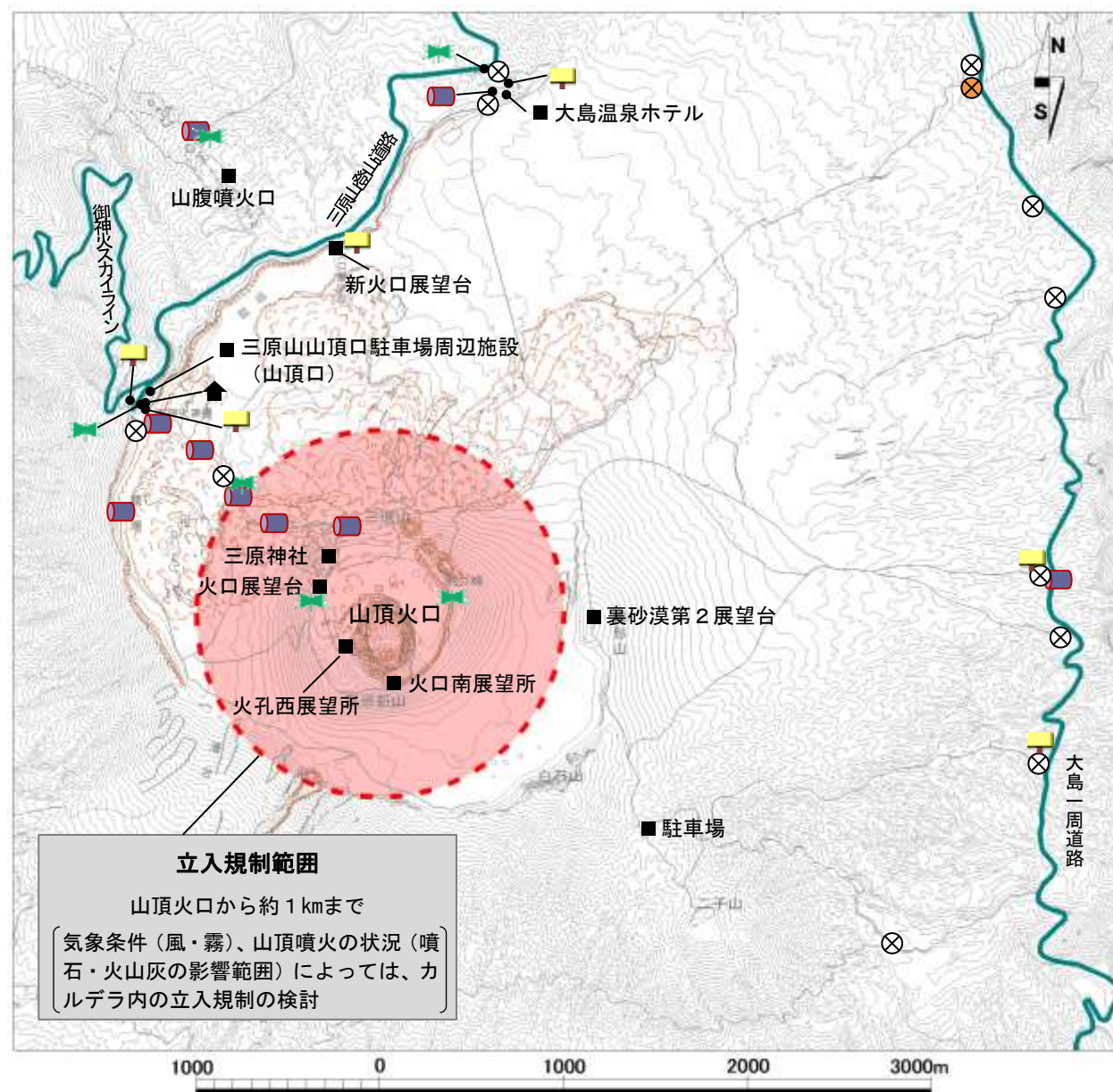


- |       |             |             |
|-------|-------------|-------------|
| ■ 退避壕 | ■ 表示板設置予定箇所 | ■ 主な観光拠点    |
| ▲ 退避舎 | 🚧 防災行政無線    | ⊗ 規制箇所(町)※  |
|       |             | ⊗ 規制箇所(支庁)※ |

※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

(1) 立入規制

■立入規制図



- |       |             |             |
|-------|-------------|-------------|
| ■ 退避壕 | ■ 表示板設置予定箇所 | ■ 主な観光拠点    |
| ▲ 退避舎 | 🚧 防災行政無線    | ⊗ 規制箇所(町)※  |
|       |             | ⊗ 規制箇所(支庁)※ |

※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。



修正前（平成30年5月時点） マ-20		修正後（令和2年10月時点） マ-21																							
<p>■各機関の役割（◎：火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生した場合のみ）</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> <li>立入者の把握</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td>立入規制の周知／－</td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td>現地情報の把握</td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> <li>立入者の把握</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> </ul>	消防本部／団	立入規制の周知／－	火山防災連絡事務所	現地情報の把握	<p>■各機関の役割（◎：火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生した場合のみ）</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知／－</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul> </td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知／－</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul>	火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> <li>立入者の把握</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																								
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																								
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> </ul>																								
消防本部／団	立入規制の周知／－																								
火山防災連絡事務所	現地情報の把握																								
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																								
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																								
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>◎配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul>																								
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知／－</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul>																								
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>																								
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>																								
<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>		<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>																							

修正前（平成30年5月時点） マ-20

修正後（令和2年10月時点） マ-22

■表示板設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所*		●	●	●
6	岡田港船客待合所*		●	●	●
7	大島空港*		●	●	●
	その他の観光施設		●	●	●

\*：前ページの地図の範囲外

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

■表示板設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所*		●	●	●
6	岡田港船客待合所*		●	●	●
7	大島空港*		●	●	●
8	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
9	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
	その他の観光施設		●	●	●

\*：前ページの地図の範囲外

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

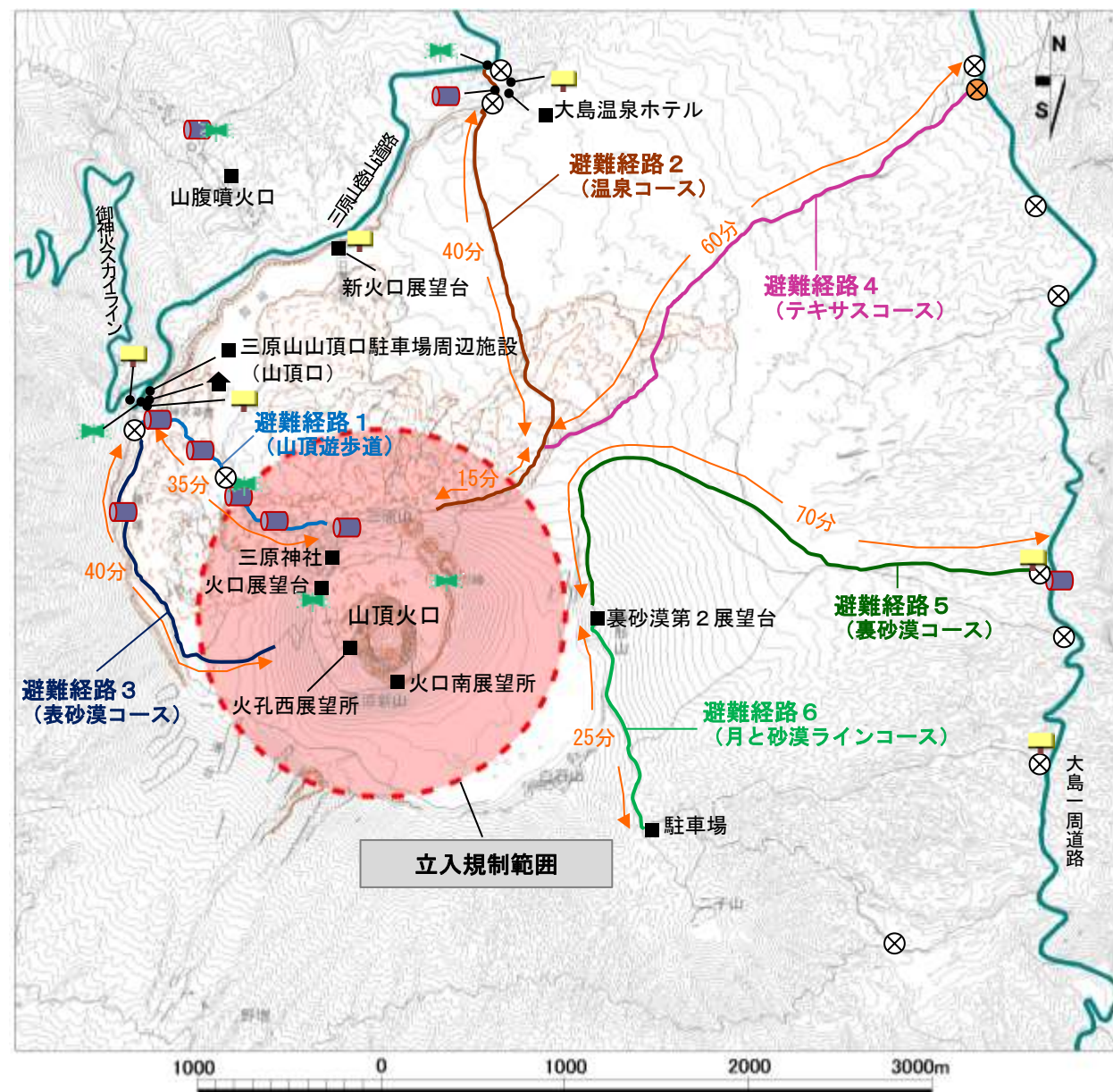
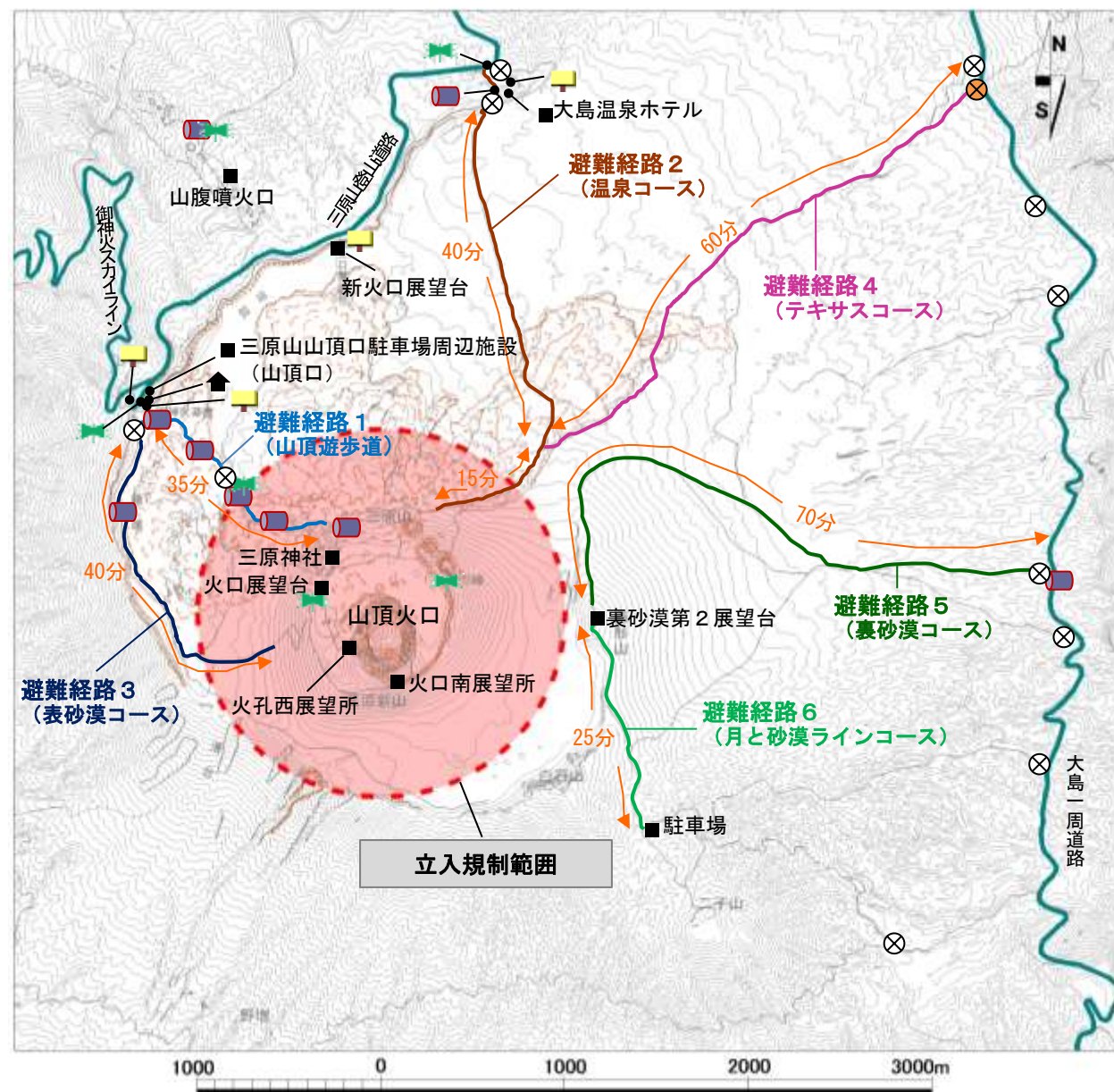


修正前（平成30年5月時点） マ-22

修正後（令和2年10月時点） マ-24

■避難経路図

■避難経路図



- 退避壕
- ▲ 退避舎
- 表示板設置予定箇所
- 🚫 防災行政無線
- ← ● 分 → 徒歩による所要時間
- 主な観光拠点
- ⊗ 規制箇所（町）※
- ⊗ 規制箇所（支庁）※

※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

- 退避壕
- ▲ 退避舎
- 表示板設置予定箇所
- 🚫 防災行政無線
- ← ● 分 → 徒歩による所要時間
- 主な観光拠点
- ⊗ 規制箇所（町）※
- ⊗ 規制箇所（支庁）※

※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。



修正前（平成30年5月時点） マ-25

修正後（令和2年10月時点） マ-27

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/▲	○		マ-26
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△/▲	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○					
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△/▲			
	<input type="checkbox"/> 配備職員による警戒	○	○	○				
入山者（避難）								
避難対応	<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	○						マ-28
	<input type="checkbox"/> 入山者への周知	○		○	●			
	<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導	○	△	○	●			
	<input type="checkbox"/> 観光施設への退避準備の要請	●						
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車へのバス待機の要請	●						
継続対応	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/▲	○		マ-26
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△/▲			
	<input type="checkbox"/> 配備職員による警戒	○	○	○				
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○	△	△	△/▲			
<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	●					

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/▲	○	△	マ-29
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△/▲	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△/▲			
	<input type="checkbox"/> 配備職員による警戒	○	○	○				
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	●	●					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保	●	●					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	▲	▲	●				
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	●	●					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			●	●				
入山者（避難）								
避難対応	<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	○						マ-31
	<input type="checkbox"/> 入山者への周知	○		○	●			
	<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導	○	△	○	●			
	<input type="checkbox"/> 観光施設への退避準備の要請	●						
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車へのバス待機の要請	●						
継続対応	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	△/▲	○	△	マ-29
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△/▲			
	<input type="checkbox"/> 配備職員による警戒	○	○	○				
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△/▲			
<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	●					

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。

修正前（平成30年5月時点） マ-26.27		修正後（令和2年10月時点） マ-29																											
<p>■各機関の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入者の把握</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入規制の周知</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> </ul> </td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> </ul>	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入者の把握</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入規制の周知</li> </ul>	火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> </ul>	<p>■各機関の役割</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul> </td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> </ul>	町	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul>	火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> </ul>																												
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入者の把握</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																												
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																												
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																												
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入規制の周知</li> </ul>																												
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握</li> </ul>																												
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の実施</li> <li>立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入許可申請の対応</li> </ul>																												
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																												
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																												
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>配備職員による警戒（三原山山頂口駐車場）</li> <li>立入者の把握、共有</li> <li>規制箇所の巡回</li> </ul>																												
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> <li>規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>立入規制の周知</li> <li>立入者の把握、共有</li> </ul>																												
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>																												
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地情報の把握、共有</li> <li>立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>																												
<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>		<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>																											

修正前（平成30年5月時点） マ-27

修正後（令和2年10月時点） マ-30

■表示板の設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所*		●	●	●
6	岡田港船客待合所*		●	●	●
7	大島空港*		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近*			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)			●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近			●	●
17	筆島展望広場付近*			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

\*：前ページの地図の範囲外  
 ※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

■表示板の設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所*		●	●	●
6	岡田港船客待合所*		●	●	●
7	大島空港*		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近*			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
17	筆島展望広場付近*			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

\*：前ページの地図の範囲外  
 ※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照



修正前（平成30年5月時点） マ-16

修正後（令和2年10月時点） マ-34

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	●	○		マ-33
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○					
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	●	●					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		●					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	▲	▲	●				
噴火警報発表時対応	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	●	●					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			●	●			
避難対応	入山者（避難）							
	<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	○						マ-35
	<input type="checkbox"/> 入山者への周知	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導	○	△	○	○			
	<input type="checkbox"/> 観光施設への退避の要請	○						
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	避難行動要支援者（避難準備）							
	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-38
	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●						
<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	●							
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者、避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成	●							
<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保	●							
<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	●	▲						
<input type="checkbox"/> 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●							
<input type="checkbox"/> 情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 受入準備（島外避難の準備）						●		

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	●	マ-37
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	●	●					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		●					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	▲	▲	●				
噴火警報発表時対応	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	●	●					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			●	●			
避難対応	入山者（避難）							
	<input type="checkbox"/> 関係機関等への伝達	○						マ-39
	<input type="checkbox"/> 入山者への周知	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 入山者の避難誘導	○	△	○	○			
	<input type="checkbox"/> 観光施設への退避の要請	○						
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	避難行動要支援者（避難準備）							
	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-42
	<input type="checkbox"/> 避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●						
<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	●							
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者、避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●							
<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保	●							
<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●							
<input type="checkbox"/> 情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 受入準備（島外避難の準備）						●		

修正前（平成30年5月時点） マ-32

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	来島者（島外避難）							マ-39
		<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲	▲	
		<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●						
		<input type="checkbox"/> 人数の把握	●						
		<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	●		▲	▲			
		<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	●						
		<input type="checkbox"/> 島外避難支援	●	▲	▲	▲			
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	●								
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	●	○	マ-33	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○	△	△	△			
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○				

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

修正後（令和2年10月時点） マ-35

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	来島者（島外避難）							マ-44
		<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲	▲	
		<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●						
		<input type="checkbox"/> 人数の把握	●						
		<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	●		▲	▲			
		<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	●						
		<input type="checkbox"/> 島外避難支援	●	▲	▲	▲			
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	●								
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	●	○	マ-37	
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△			
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○				

●：主体となる機関

▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

修正前（平成30年5月時点） マ-34

修正後（令和2年10月時点） マ-37

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



修正前（平成30年5月時点） マ-34

修正後（令和2年10月時点） マ-38

■表示板の設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
5	元町港船客待合所		●	●	●
6	岡田港船客待合所		●	●	●
7	大島空港		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)			●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近			●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

■表示板の設置予定箇所

No	表示板設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
5	元町港船客待合所		●	●	●
6	岡田港船客待合所		●	●	●
7	大島空港		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

※表示板の設置予定箇所と位置については、附属資料第6（附-20・21）を参照

修正前（平成30年5月時点） マ-38

修正後（令和2年10月時点） マ-42

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への避難準備の伝達</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成</li> <li>・島内の避難先の確保</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入準備（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への避難準備の伝達</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の避難先の確保</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> <li>・受入準備（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-39

修正後（令和2年10月時点） マ-44

## ■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 人数の把握</li> <li>・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 島外避難支援</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

## ■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 人数の把握</li> <li>・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 島外避難支援</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲	▲		マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
	□都漁業海岸局への伝達		●					
立入規制	□現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-43
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○					
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
避難経路等の確保	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		-
	□道路の点検、機能確保	○	○					
	□港・空港の点検、機能確保		○					
	□交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	○	○					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-45
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□大島旅客自動車への避難対応準備の要請	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●		●	
避難行動要支援者（島内避難/島外避難）								
□島内避難/島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲			マ-46
□島内避難/島外避難の決定の報告	●	▲					▲	
□島外への移送の要請（島外避難）	●*	▲*					▲*	
□島内の避難先の確保（島内避難）	○							
□島内関係機関への伝達	○							
□社会福祉施設等への伝達	○							
□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲			▲*	

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲	▲		マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
	□都漁業海岸局への伝達		●					
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-48
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
避難経路等の確保	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		-
	□道路の点検、機能確保	○	○					
	□港・空港の点検、機能確保		○					
	□交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	○	○					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-49
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握、共有	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□大島旅客自動車への避難対応準備の要請	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●		●	
避難行動要支援者（島内避難/島外避難）								
□島内避難/島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲			マ-51
□島内避難/島外避難の決定の報告	●	▲					▲	
□島外への移送の要請（島外避難）	●*	▲*					▲*	
□島内の避難先の確保（島内避難）	○							
□島内関係機関への伝達	○							
□社会福祉施設等への伝達	○							
□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲			▲*	

修正前（平成30年5月時点） マ-42

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△				マ-46
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*			●*	
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	●	●	●	●		
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	●	●	●	●		
	来島者（島外避難）							
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-48
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 人数の把握	○						
	<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	○		△	△			
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○							
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○	△	△	△				
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○							
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-43
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△		
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○					
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○	△	△	△		
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○			

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
     ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*：島外避難の場合のみ  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

修正後（令和2年10月時点） マ-47

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△	マ-51
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*			●*	
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	●	●	●	●		
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	●	●	●	●		
	来島者（島外避難）							
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△	△		マ-53
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 人数の把握	○						
	<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	○		△	△			
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○							
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○	△	△	△				
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○							
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	マ-48
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△		
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○					
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△		
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○			

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
     ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*：島外避難の場合のみ  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。



(1) 立入規制

■立入規制図

山頂噴火又は居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火の場合の立入規制図を下に示す。



— 居住地域の境界

(1) 立入規制

■立入規制図

山頂噴火又は居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火の場合の立入規制図を下に示す。



※降下火砕物溶岩流の影響により、カルデラの東部の都道は通行不可になる場合があることに留意する。

— 居住地域の境界



修正前（平成30年5月時点） マ-44

修正後（令和2年10月時点） マ-49

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（町から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-45

修正後（令和2年10月時点） マ-50

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・大島旅客自動車への避難対応準備の要請</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難手順の確認（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・大島旅客自動車への避難対応準備の要請</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・避難手順の確認（島外避難の準備）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-46		修正後（令和2年10月時点） マ-52																					
<p>■各機関の役割（◎：島外避難のみ）</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定</li> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定</li> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照	<p>■各機関の役割（◎：島外避難のみ）</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定</li> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>                     ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照                 </td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定</li> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定</li> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照																						
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定</li> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>島内での避難支援</li> <li>島内の避難状況の確認</li> </ul>																						
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照																						
<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>		<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>																					



修正前（平成30年5月時点） マ-48

修正後（令和2年10月時点） マ-54

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定</li> <li>・島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・人数の把握</li> <li>・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・島外避難支援</li> <li>・観光拠点の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・島外避難支援</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定</li> <li>・島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・人数の把握</li> <li>・島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・島外避難支援</li> <li>・観光拠点の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・島外避難支援</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島外避難支援</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	<input type="checkbox"/> 避難情報の発令	○	△	△	△	△		マ-6
	<input type="checkbox"/> 避難情報発令の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-52
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○					
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
	<input type="checkbox"/> 避難経路の検討	○	△	△	△	△		-
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○					-
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	○				-
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			-
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			○	○			-
避難対応	一般住民（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-54
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の決定	●						
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導	●		●	●			
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●		●	●				
<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		●	●				
一般住民（島外避難）								
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-55	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○						
<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○				
<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△				
避難対応	一般住民（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-60
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の決定	●						
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導	●		●	●			
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●		●	●				
<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		●	●				
一般住民（島外避難）								
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-61	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○						
<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○				
<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△				

3 各機関の対応

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 東海汽船、東京電力、NTT東日本への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	<input type="checkbox"/> 避難情報の発令	○	△	△	△	△		マ-6
	<input type="checkbox"/> 避難情報発令の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 都漁業海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-58
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
	<input type="checkbox"/> 避難経路の検討	○	△	△	△	△		-
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○					-
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	○				-
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			-
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			○	○			-
避難対応	一般住民（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-60
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○					
	<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の開設、点検	○						
	<input type="checkbox"/> 避難所の決定	●						
	<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 避難誘導	●		●	●			
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●		●	●				
<input type="checkbox"/> 避難完了の確認	●		●	●				
一般住民（島外避難）								
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲	▲		マ-61	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	○						
<input type="checkbox"/> 住民への伝達	○		○	○				
<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△				



修正前（平成30年5月時点） マ-51

修正後（令和2年10月時点） マ-57

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ			
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握	○	△	△	△		マ-55			
		<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○			○		
		<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○								
		<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保							●		
		<input type="checkbox"/> 避難港決定、報告	●	▲							
		<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			▲		
		<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲					
		<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●								
		<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	●	●	●					
		<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●								
		<input type="checkbox"/> 島内残留者の確認	●		●	●					
		<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	●					
		<input type="checkbox"/> 避難先の決定							●		
		<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●						●		
		避難行動要支援者（島内避難／島外避難）									
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定	○	△	△	△	△	マ-56			
		<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定の報告	○	△					△		
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					△ <sup>*1</sup>		
		<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○								
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○								
		<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○								
		<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○					
		<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△			△ <sup>*1</sup>		
		<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△							
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					○ <sup>*1</sup>		
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○					
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○					
		来島者（島外避難） <sup>*2</sup>									
		噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△		△	△	マ-58
				<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△					
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○			○							
<input type="checkbox"/> 人数の把握	○										
<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	○				△	△					
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○										
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○			△	△	△					
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○										
継続対応	立入規制			<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-52	
				<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○								
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○	△	△	△					
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○						

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*1：島外避難の場合のみ  
 \*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

実施項目		町	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ			
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 避難者総数の把握、共有	○	△	△	△		マ-61			
		<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○			○		
		<input type="checkbox"/> 大島旅客自動車への配車要請	○								
		<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保							●		
		<input type="checkbox"/> 避難港決定、報告	●	▲			▲				
		<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			▲		
		<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲					
		<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●								
		<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	●	●	●					
		<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●								
		<input type="checkbox"/> 島内残留者の確認	●		●	●					
		<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	●					
		<input type="checkbox"/> 避難先の決定							●		
		<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●						●		
		避難行動要支援者（島内避難／島外避難）									
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定	○	△	△	△	△	マ-63			
		<input type="checkbox"/> 島内避難／島外避難の決定の報告	○	△					△		
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					△ <sup>*1</sup>		
		<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○								
		<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○								
		<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○								
		<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○					
		<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△			△ <sup>*1</sup>		
		<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△				
		<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○ <sup>*1</sup>	△ <sup>*1</sup>					○ <sup>*1</sup>		
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○					
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○					
		来島者（島外避難） <sup>*2</sup>									
		噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△		△	△	マ-65
				<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△					
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○			○							
<input type="checkbox"/> 人数の把握	○										
<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	○				△	△					
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○										
<input type="checkbox"/> 島外避難支援	○			△	△	△					
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○										
継続対応	立入規制			<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	マ-58	
				<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○								
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△					
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○						

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*1：島外避難の場合のみ  
 \*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。



(1) 立入規制

■立入規制図

山頂噴火又は居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火の場合の立入規制図を下に示す。  
居住地域に近い場所で発生する山腹噴火の場合は、噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を規制する必要がある。



(1) 立入規制

■立入規制図

山頂噴火又は居住地域から遠い場所で発生する山腹噴火の場合の立入規制図を下に示す。  
居住地域に近い場所で発生する山腹噴火の場合は、噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲を規制する必要がある。



※降下火砕物溶岩流の影響により、カルデラの東部の都道は通行不可になる場合があることに留意する。



修正前（平成30年5月時点） マ-53

修正後（令和2年10月時点） マ-59

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制実施の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知（通知先：警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙、チラシ（船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制実施の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制実施の通知（町から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制実施の通知（町から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制実施の通知（町から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制実施の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-54

修正後（令和2年10月時点） マ-61

■各機関の役割（島内避難）

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定</li> <li>・島内避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への島内避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・大島旅客自動車への配車要請</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・避難所の決定</li> <li>・避難者リストの作成、共有</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>

■各機関の役割（島内避難）

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定</li> <li>・島内避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への島内避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・大島旅客自動車への配車要請</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・避難所の決定</li> <li>・避難者リストの作成、共有</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難者リストの共有を受ける</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難者リストの共有を受ける</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難者リストの共有を受ける</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



修正前（平成30年5月時点） マ-55		修正後（令和2年10月時点） マ-62																					
<p>■各機関の役割（島外避難）</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>大島旅客自動車への配車要請</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>大島旅客自動車への配車要請</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照	<p>■各機関の役割（島外避難）</p> <table border="1"> <tr> <td>町</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>大島旅客自動車への配車要請</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定、報告</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>                     ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照                 </td> </tr> </table>		町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>大島旅客自動車への配車要請</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定、報告</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>大島旅客自動車への配車要請</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>																						
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																						
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																						
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																						
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照																						
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>大島旅客自動車への配車要請</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>																						
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（町から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定、報告</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																						
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																						
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																						
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照																						
<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>		<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>																					

修正前（平成30年5月時点） マ-56

修正後（令和2年10月時点） マ-64

■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（町から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-58

修正後（令和2年10月時点） マ-66

## ■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 人数の把握</li> <li>・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 島外避難支援</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

## ■各機関の役割

町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 人数の把握</li> <li>・ 島外避難の呼びかけ（防災行政無線、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 島外避難支援</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（町から受理、都（総務局）へ報告）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島外避難支援</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



修正前（平成30年5月時点） マ-59							修正後（令和2年10月時点） マ-67						
《詳細資料》島内避難計画（避難対象地域別避難計画）							《詳細資料》島内避難計画（避難対象地域別避難計画）						
1) 総括							1) 総括						
避難対象地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	避難場所	避難先※3		避難対象地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	避難場所	避難先※3	
					第1目標	第2目標						第1目標	第2目標
泉津	359人	延べ8台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	元町	差木地・クダッチ・波浮港 〔避難所〕 収容人数 3,585人	泉津	325人	延べ7台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	元町	差木地・クダッチ・波浮港 〔避難所〕 収容人数 3,585人
岡田	846人	延べ17台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド	〔避難所〕 収容人数 3,585人		岡田	798人	延べ16台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド	〔避難所〕 収容人数 3,585人	
北の山	1,414人	延べ29台		・北の山地域センターグラウンド	泉津・岡田 〔避難所〕 収容人数 2,001人		北の山	1,310人	延べ27台		・北の山地域センターグラウンド	泉津・岡田 〔避難所〕 収容人数 2,001人	
元町	2,531人	延べ51台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高校グラウンド	泉津・岡田 ・北の山 〔避難所〕 収容人数 4,549人 ※4		元町	2,410人	延べ49台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高等学校グラウンド	元町 〔避難所〕 収容人数 3,585人	
野増	347人	延べ7台		・野増地域センターグラウンド			野増	323人	延べ7台		・野増地域センターグラウンド		
間伏	139人	2,518人 延べ51台		・間伏文化会館広場	元町 〔避難所〕 収容人数 3,585人		間伏	134人	2,355人 延べ48台		・間伏文化会館広場	泉津・岡田 ・北の山 〔避難所〕 収容人数 4,549人 ※4	
差木地	1,029人			・差木地地域センターグラウンド			差木地	932人			・差木地地域センターグラウンド		
クダッチ	685人			・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高校グラウンド			クダッチ	679人			・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高校グラウンド		
波浮港	665人			・波浮地域センターグラウンド			波浮港	610人			・波浮地域センターグラウンド		
				・波浮港老人福祉館広場							・波浮港老人福祉館広場		

※1 平成29年1月1日現在  
 ※2 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数  
 ※3 第1目標：基本とする避難先  
 第2目標：第1目標への避難が不可能または危険な場合の避難先  
 ※4 元町地区の大島高校（1,971人）を利用する場合の収容人数

※1 令和2年3月現在  
 ※2 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数  
 ※3 第1目標：基本とする避難先  
 第2目標：第1目標への避難が不可能または危険な場合の避難先  
 ※4 元町地区の大島高等学校（1,971人）を利用する場合の収容人数

修正前（平成30年5月時点） マ-60

修正後（令和2年10月時点） マ-68

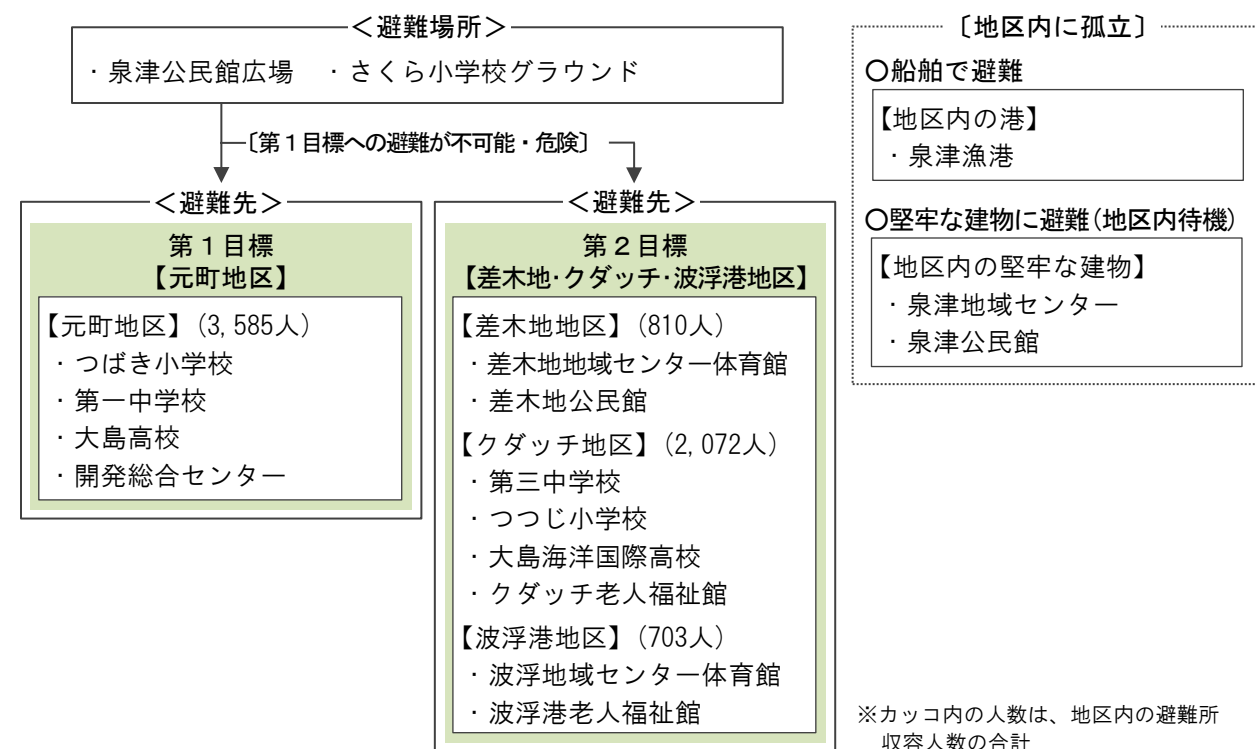
2) 泉津地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
359人	延べ8台	町職員・警察官・消防団員

\* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）



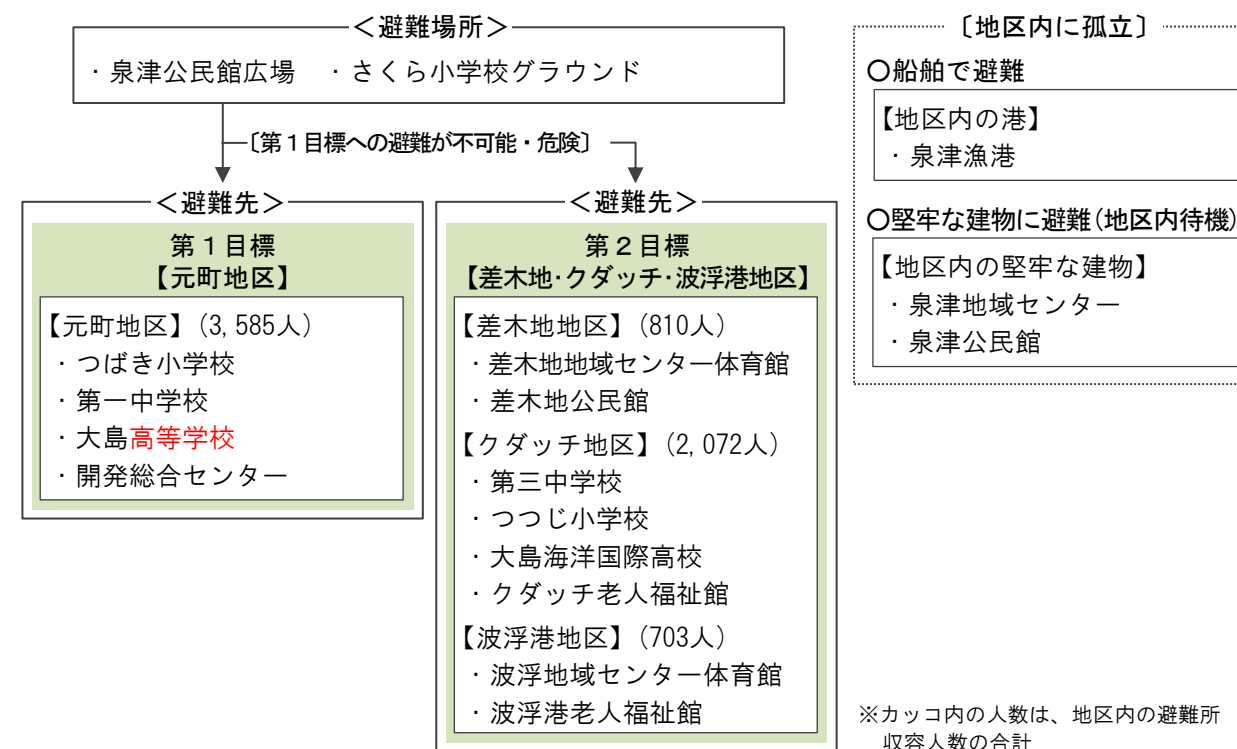
2) 泉津地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
325人	延べ7台	町職員・警察官・消防団員

\* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

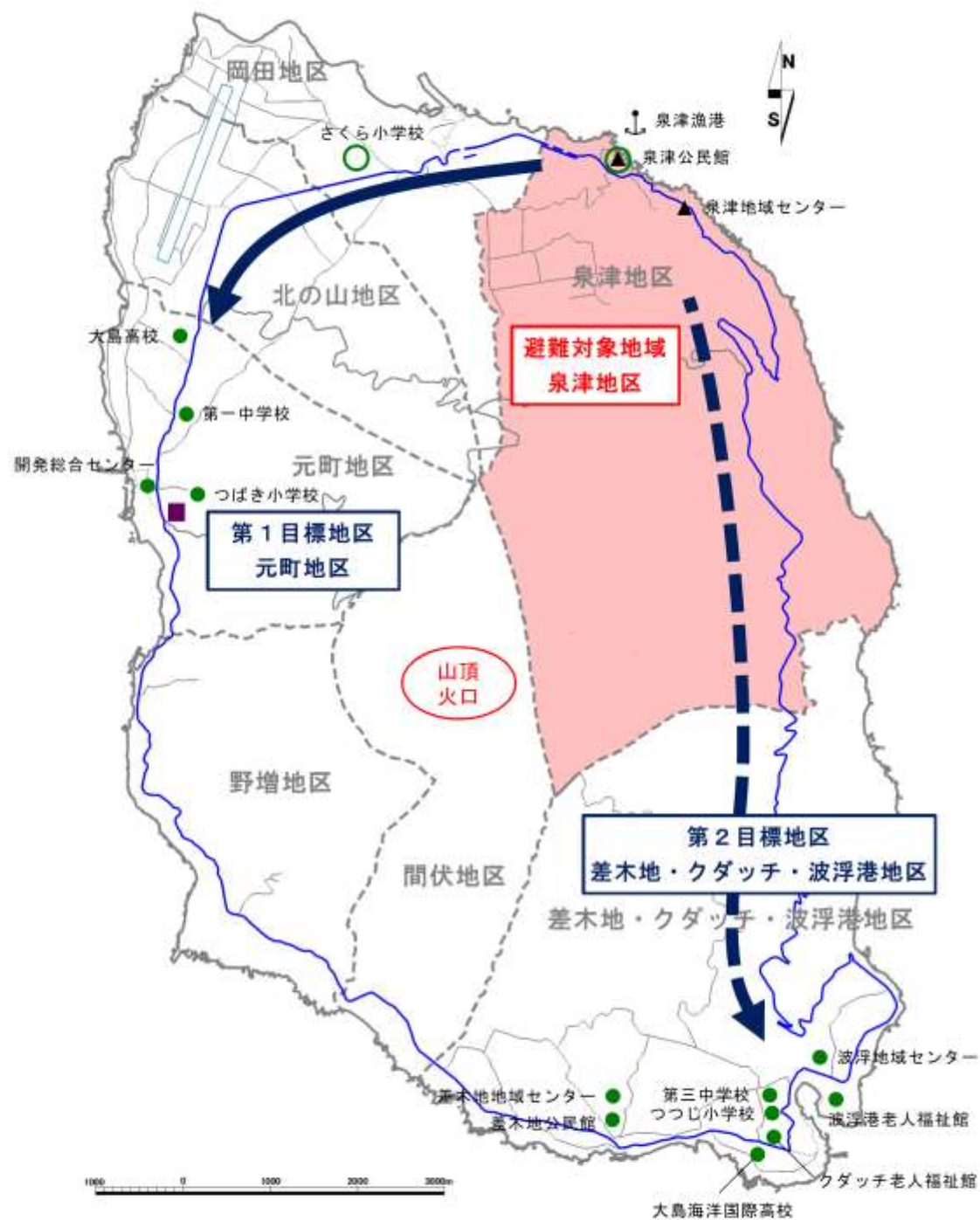
■避難方法（状況別）



修正前（平成30年5月時点） マ-61

修正後（令和2年10月時点） マ-69

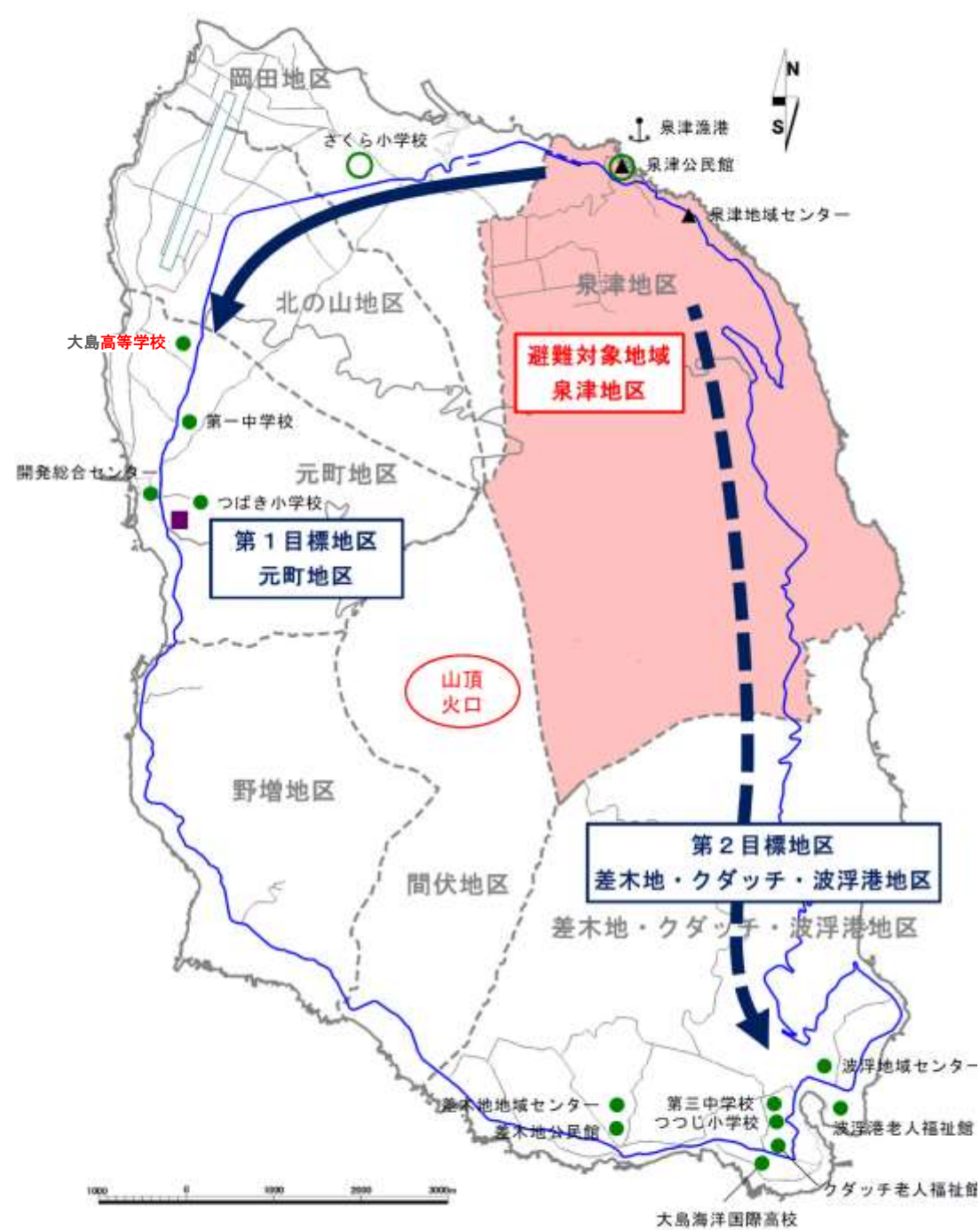
■避難経路図（泉津地区）



- |          |             |        |      |
|----------|-------------|--------|------|
| — 大島一周道路 | - - - 地区境界  | ○ 避難場所 | ⚓ 漁港 |
| — その他の道路 | ■ バス車庫      | ● 避難所  |      |
| ➡ 避難方向*  | ▲ 地区内の堅牢な建物 |        |      |

※ 破線は状況に応じて利用

■避難経路図（泉津地区）



- |          |             |        |      |
|----------|-------------|--------|------|
| — 大島一周道路 | - - - 地区境界  | ○ 避難場所 | ⚓ 漁港 |
| — その他の道路 | ■ バス車庫      | ● 避難所  |      |
| ➡ 避難方向*  | ▲ 地区内の堅牢な建物 |        |      |

※ 破線は噴火の影響がない場合に限り利用

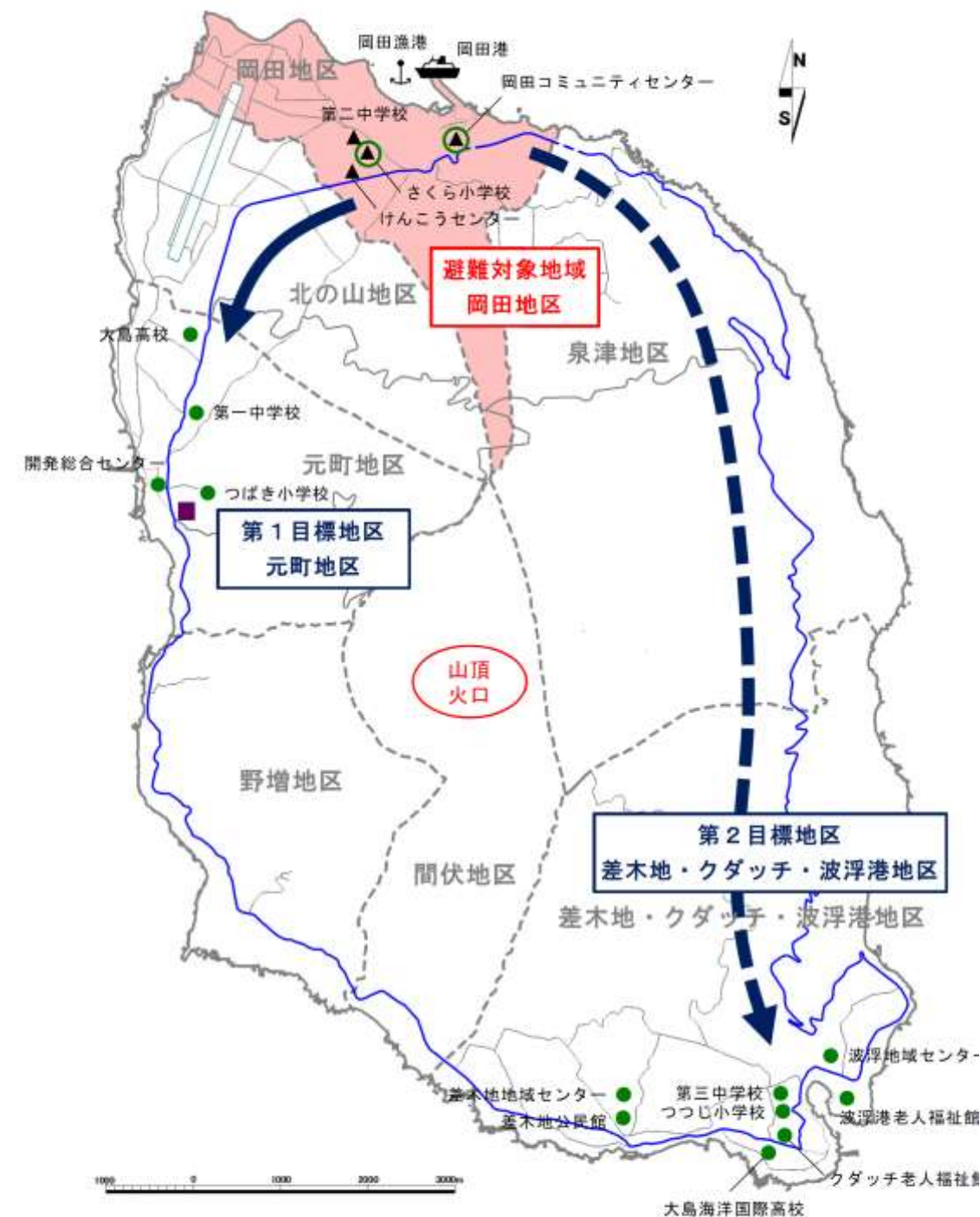


修正前（平成30年5月時点） マ-62	修正後（令和2年10月時点） マ-70												
<p>3) 岡田地区</p> <p>■ 基本情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">人口</th> <th style="width: 33%;">バス台数*</th> <th style="width: 33%;">避難誘導者</th> </tr> <tr> <td>846人</td> <td>延べ18台</td> <td>町職員・警察官・消防団員</td> </tr> </table> <p>* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数</p> <p>■ 避難方法（状況別）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難場所&gt;</p> <p style="text-align: center;">・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド</p> <p style="text-align: center;">↓ [第1目標への避難が不可能・危険]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第1目標</b> 【元町地区】</p> <p>【元町地区】(3,585人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つばき小学校</li> <li>・第一中学校</li> <li>・大島高校</li> <li>・開発総合センター</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目標</b> 【差木地・クダッチ・波浮港地区】</p> <p>【差木地地区】(810人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差木地地域センター体育館</li> <li>・差木地公民館</li> </ul> <p>【クダッチ地区】(2,072人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三中学校</li> <li>・つつじ小学校</li> <li>・大島海洋国際高校</li> <li>・クダッチ老人福祉館</li> </ul> <p>【波浮港地区】(703人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浮地域センター体育館</li> <li>・波浮港老人福祉館</li> </ul> </div> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔地区内に孤立〕</p> <p>○船舶で避難</p> <p>【地区内の港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田港</li> <li>・岡田漁港</li> </ul> <p>○堅牢な建物に避難(地区内待機)</p> <p>【地区内の堅牢な建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田コミュニティセンター</li> <li>・さくら小学校</li> <li>・第二中学校</li> <li>・けんこうセンター</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	846人	延べ18台	町職員・警察官・消防団員	<p>3) 岡田地区</p> <p>■ 基本情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 33%;">人口</th> <th style="width: 33%;">バス台数*</th> <th style="width: 33%;">避難誘導者</th> </tr> <tr> <td>798人</td> <td>延べ16台</td> <td>町職員・警察官・消防団員</td> </tr> </table> <p>* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数</p> <p>■ 避難方法（状況別）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難場所&gt;</p> <p style="text-align: center;">・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド</p> <p style="text-align: center;">↓ [第1目標への避難が不可能・危険]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第1目標</b> 【元町地区】</p> <p>【元町地区】(3,585人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つばき小学校</li> <li>・第一中学校</li> <li>・大島高等学校</li> <li>・開発総合センター</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目標</b> 【差木地・クダッチ・波浮港地区】</p> <p>【差木地地区】(810人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差木地地域センター体育館</li> <li>・差木地公民館</li> </ul> <p>【クダッチ地区】(2,072人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三中学校</li> <li>・つつじ小学校</li> <li>・大島海洋国際高校</li> <li>・クダッチ老人福祉館</li> </ul> <p>【波浮港地区】(703人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浮地域センター体育館</li> <li>・波浮港老人福祉館</li> </ul> </div> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔地区内に孤立〕</p> <p>○船舶で避難</p> <p>【地区内の港】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田港</li> <li>・岡田漁港</li> </ul> <p>○堅牢な建物に避難(地区内待機)</p> <p>【地区内の堅牢な建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田コミュニティセンター</li> <li>・さくら小学校</li> <li>・第二中学校</li> <li>・けんこうセンター</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	798人	延べ16台	町職員・警察官・消防団員
人口	バス台数*	避難誘導者											
846人	延べ18台	町職員・警察官・消防団員											
人口	バス台数*	避難誘導者											
798人	延べ16台	町職員・警察官・消防団員											

修正前（平成30年5月時点） マ-63

修正後（令和2年10月時点） マ-71

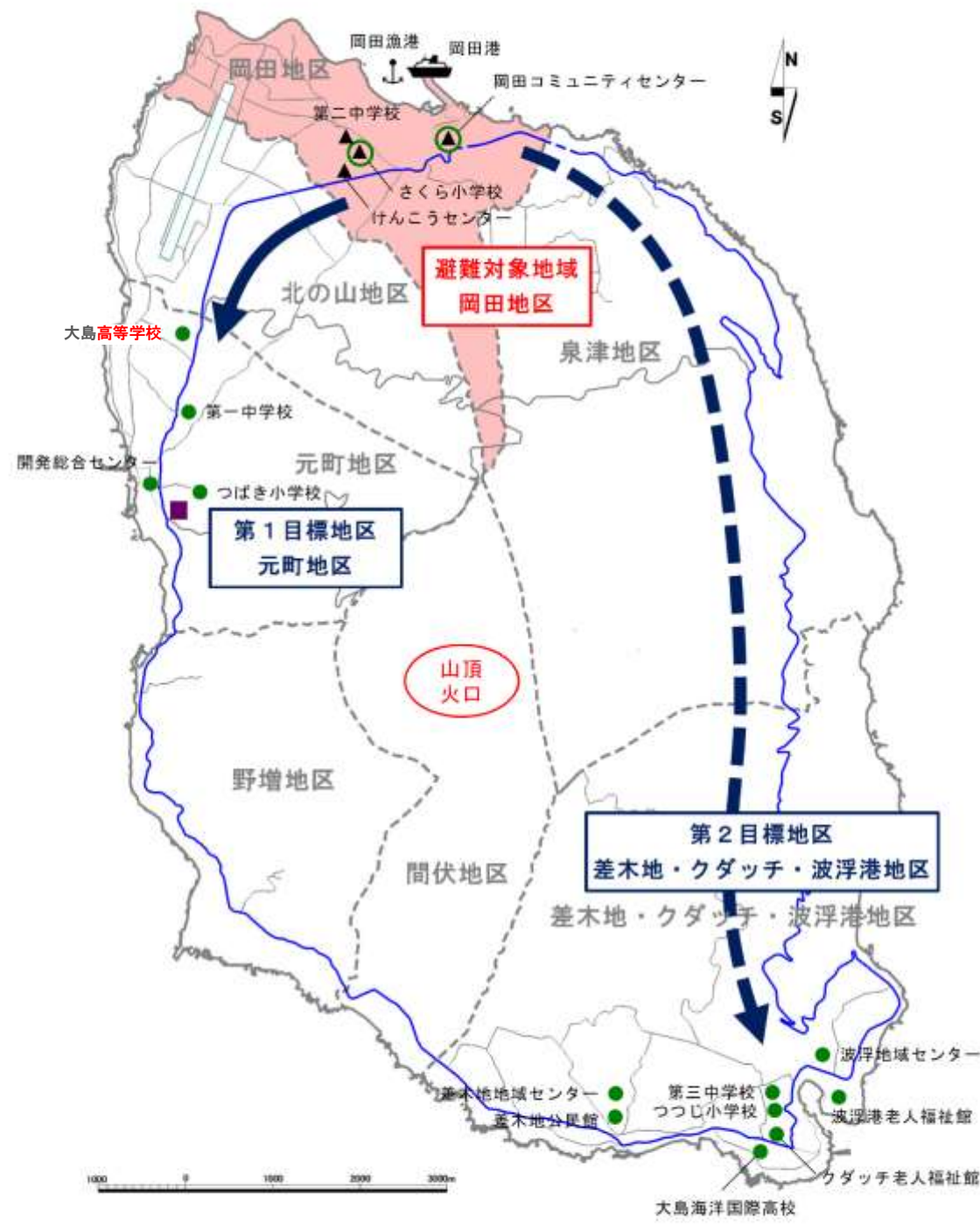
■避難経路図（岡田地区）



- |  |                   |  |           |  |      |  |     |
|--|-------------------|--|-----------|--|------|--|-----|
|  | 大島一周道路            |  | 地区境界      |  | 避難場所 |  | 避難港 |
|  | その他の道路            |  | バス車庫      |  | 避難所  |  | 漁港  |
|  | 避難方向 <sup>※</sup> |  | 地区内の堅牢な建物 |  |      |  |     |

※ 破線は状況に応じて利用

■避難経路図（岡田地区）



- |  |                   |  |           |  |      |  |     |
|--|-------------------|--|-----------|--|------|--|-----|
|  | 大島一周道路            |  | 地区境界      |  | 避難場所 |  | 避難港 |
|  | その他の道路            |  | バス車庫      |  | 避難所  |  | 漁港  |
|  | 避難方向 <sup>※</sup> |  | 地区内の堅牢な建物 |  |      |  |     |

※ 破線は噴火の影響がない場合に限り利用

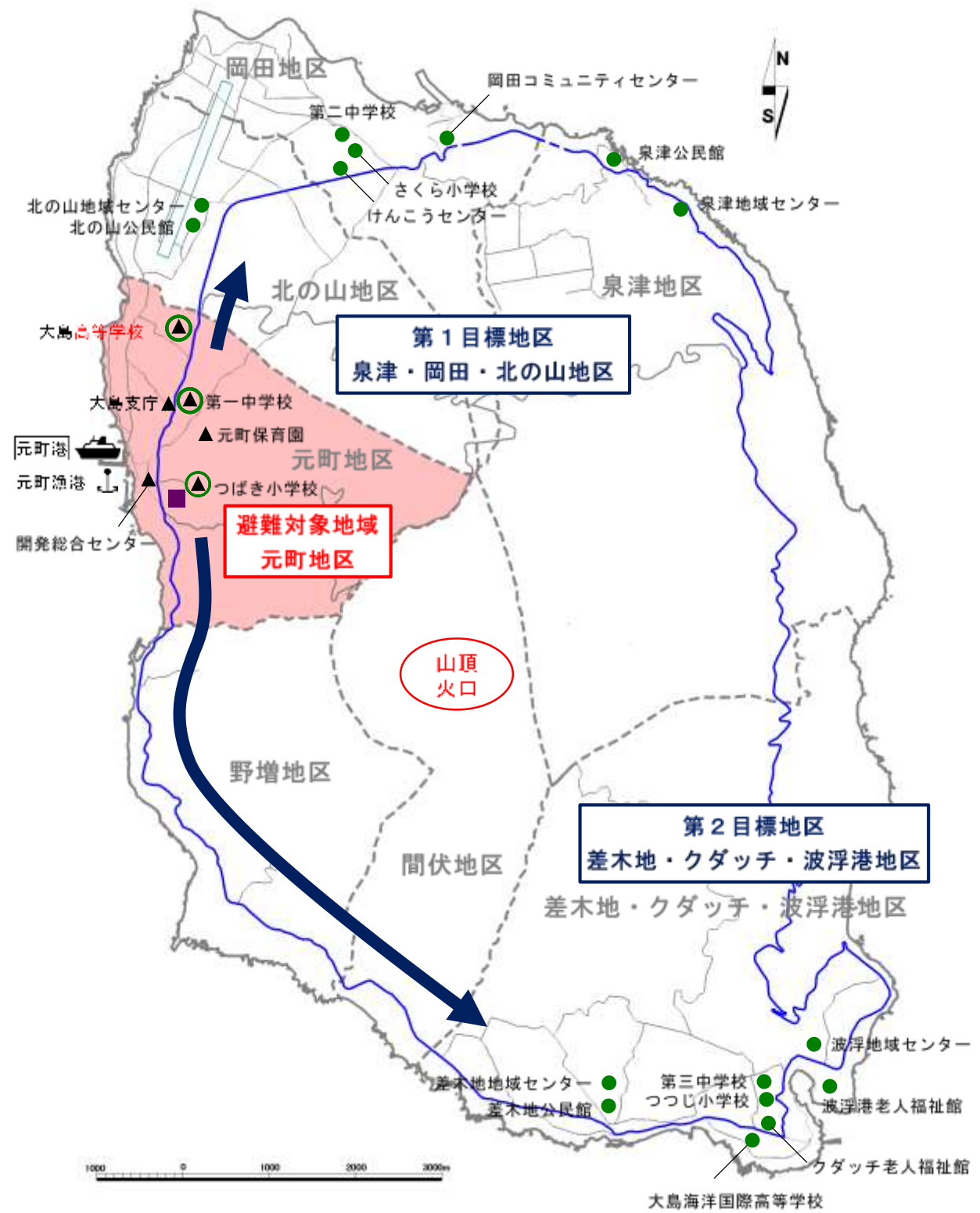
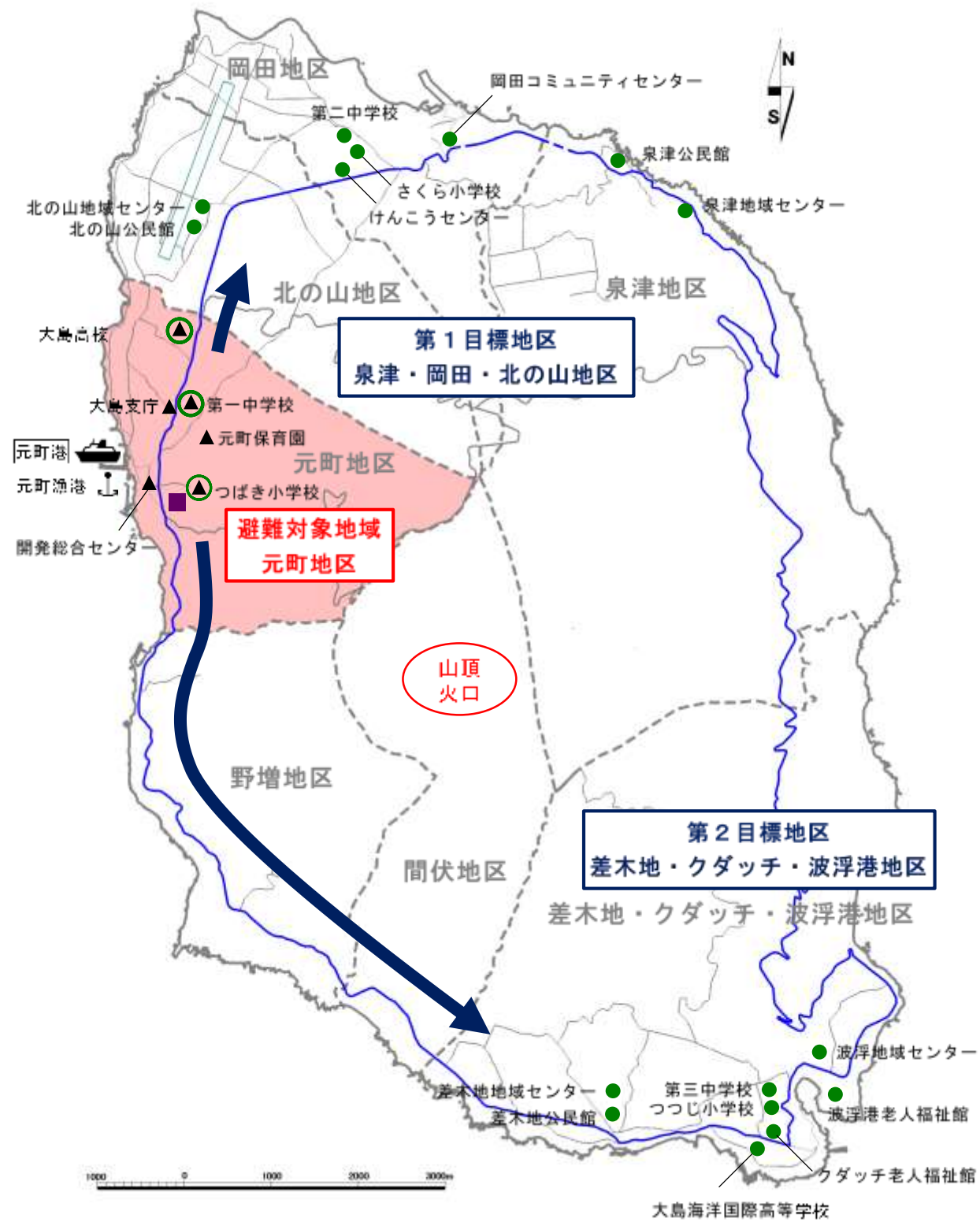
修正前（平成30年5月時点） マ-64	修正後（令和2年10月時点） マ-72												
<p>4) 北の山地区</p> <p>■基本情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>バス台数*</th> <th>避難誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,414人</td> <td>延べ29台</td> <td>町職員・警察官・消防団員</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数</p> <p>■避難方法（状況別）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難場所&gt;</p> <p style="text-align: center;">・北の山地域センターグラウンド</p> <p style="text-align: center;">↓ [第1目標への避難が不可能・危険]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第1目標</b> 【泉津・岡田地区】</p> <p>【泉津地区】(614人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉津地域センター体育館</li> <li>・泉津公民館</li> </ul> <p>【岡田地区】(1,387人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田コミュニティセンター</li> <li>・さくら小学校</li> <li>・第二中学校</li> <li>・けんこうセンター</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目標</b> 【差木地・クダッチ・波浮港地区】</p> <p>【差木地地区】(810人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差木地地域センター体育館</li> <li>・差木地公民館</li> </ul> <p>【クダッチ地区】(2,072人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三中学校</li> <li>・つつじ小学校</li> <li>・大島海洋国際高校</li> <li>・クダッチ老人福祉館</li> </ul> <p>【波浮港地区】(703人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浮地域センター体育館</li> <li>・波浮港老人福祉館</li> </ul> </div> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔地区内に孤立〕</p> <p>○堅牢な建物に避難(地区内待機)</p> <p>【地区内の堅牢な建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北の山地域センター</li> <li>・北の山公民館</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	1,414人	延べ29台	町職員・警察官・消防団員	<p>4) 北の山地区</p> <p>■基本情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>バス台数*</th> <th>避難誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,310人</td> <td>延べ27台</td> <td>町職員・警察官・消防団員</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数</p> <p>■避難方法（状況別）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難場所&gt;</p> <p style="text-align: center;">・北の山地域センターグラウンド</p> <p style="text-align: center;">↓ [第1目標への避難が不可能・危険]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第1目標</b> 【泉津・岡田地区】</p> <p>【泉津地区】(614人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泉津地域センター体育館</li> <li>・泉津公民館</li> </ul> <p>【岡田地区】(1,387人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡田コミュニティセンター</li> <li>・さくら小学校</li> <li>・第二中学校</li> <li>・けんこうセンター</li> </ul> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">&lt;避難先&gt;</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目標</b> 【差木地・クダッチ・波浮港地区】</p> <p>【差木地地区】(810人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差木地地域センター体育館</li> <li>・差木地公民館</li> </ul> <p>【クダッチ地区】(2,072人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三中学校</li> <li>・つつじ小学校</li> <li>・大島海洋国際高校</li> <li>・クダッチ老人福祉館</li> </ul> <p>【波浮港地区】(703人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・波浮地域センター体育館</li> <li>・波浮港老人福祉館</li> </ul> </div> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">〔地区内に孤立〕</p> <p>○堅牢な建物に避難(地区内待機)</p> <p>【地区内の堅牢な建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北の山地域センター</li> <li>・北の山公民館</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	1,310人	延べ27台	町職員・警察官・消防団員
人口	バス台数*	避難誘導者											
1,414人	延べ29台	町職員・警察官・消防団員											
人口	バス台数*	避難誘導者											
1,310人	延べ27台	町職員・警察官・消防団員											



修正前（平成30年5月時点） マ-66	修正後（令和2年10月時点） マ-74												
<p>5) 元町地区</p> <p>■基本情報</p> <table border="1"> <tr> <th>人口</th> <th>バス台数*</th> <th>避難誘導者</th> </tr> <tr> <td>2,531人</td> <td>延べ51台</td> <td>町職員・警察官・消防団員</td> </tr> </table> <p>* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数</p> <p>■避難方法（状況別）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜避難場所＞</p> <p>・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高校グラウンド</p> <p style="text-align: center;">↓ [第1目標への避難が不可能・危険]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜避難先＞</p> <p style="text-align: center;"><b>第1目標</b> 【泉津・岡田・北の山地区】</p> <p>【泉津地区】(614人) ・泉津地域センター体育館 ・泉津公民館</p> <p>【岡田地区】(1,387人) ・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校 ・第二中学校 ・けんこうセンター</p> <p>【北の山地区】(577人) ・北の山地域センター体育館 ・北の山公民館</p> <p>【元町地区】(1,971人) ・大島高校</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜避難先＞</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目標</b> 【差木地・クダッチ・波浮港地区】</p> <p>【差木地地区】(810人) ・差木地地域センター体育館 ・差木地公民館</p> <p>【クダッチ地区】(2,072人) ・第三中学校 ・つつじ小学校 ・大島海洋国際高校 ・クダッチ老人福祉館</p> <p>【波浮港地区】(703人) ・波浮地域センター体育館 ・波浮港老人福祉館</p> </div> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【地区内に孤立】</p> <p>○船舶で避難</p> <p>【地区内の港】 ・元町港 ・元町漁港</p> <p>○堅牢な建物に避難(地区内待機)</p> <p>【地区内の堅牢な建物】 ・つばき小学校 ・第一中学校 ・大島高校 ・開発総合センター ・大島支庁 ・元町保育園</p> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	2,531人	延べ51台	町職員・警察官・消防団員	<p>5) 元町地区</p> <p>■基本情報</p> <table border="1"> <tr> <th>人口</th> <th>バス台数*</th> <th>避難誘導者</th> </tr> <tr> <td style="color: red;">2,410人</td> <td style="color: red;">延べ49台</td> <td>町職員・警察官・消防団員</td> </tr> </table> <p>* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数</p> <p>■避難方法（状況別）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜避難場所＞</p> <p>・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島<b>高等学校</b>グラウンド</p> <p style="text-align: center;">↓ [第1目標への避難が不可能・危険]</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜避難先＞</p> <p style="text-align: center;"><b>第1目標</b> 【泉津・岡田・北の山地区】</p> <p>【泉津地区】(614人) ・泉津地域センター体育館 ・泉津公民館</p> <p>【岡田地区】(1,387人) ・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校 ・第二中学校 ・けんこうセンター</p> <p>【北の山地区】(577人) ・北の山地域センター体育館 ・北の山公民館</p> <p>【元町地区】(1,971人) ・大島<b>高等学校</b></p> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">＜避難先＞</p> <p style="text-align: center;"><b>第2目標</b> 【差木地・クダッチ・波浮港地区】</p> <p>【差木地地区】(810人) ・差木地地域センター体育館 ・差木地公民館</p> <p>【クダッチ地区】(2,072人) ・第三中学校 ・つつじ小学校 ・大島海洋国際高校 ・クダッチ老人福祉館</p> <p>【波浮港地区】(703人) ・波浮地域センター体育館 ・波浮港老人福祉館</p> </div> </div> </div> <div style="width: 45%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【地区内に孤立】</p> <p>○船舶で避難</p> <p>【地区内の港】 ・元町港 ・元町漁港</p> <p>○堅牢な建物に避難(地区内待機)</p> <p>【地区内の堅牢な建物】 ・つばき小学校 ・第一中学校 ・大島<b>高等学校</b> ・開発総合センター ・大島支庁 ・元町保育園</p> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	2,410人	延べ49台	町職員・警察官・消防団員
人口	バス台数*	避難誘導者											
2,531人	延べ51台	町職員・警察官・消防団員											
人口	バス台数*	避難誘導者											
2,410人	延べ49台	町職員・警察官・消防団員											

■避難経路図（元町地区）

■避難経路図（元町地区）



- 大島一周道路    - - - 地区境界    ○ 避難場所    船 避難港    ※ 枠で囲った施設
- その他の道路    ■ バス車庫    ● 避難所    錨 漁港    は大型船舶の接
- ➡ 避難方向    ▲ 地区内の堅かな建物    岸が可能

- 大島一周道路    - - - 地区境界    ○ 避難場所    船 避難港    ※ 枠で囲った施設
- その他の道路    ■ バス車庫    ● 避難所    錨 漁港    は大型船舶の接
- ➡ 避難方向    ▲ 地区内の堅かな建物    岸が可能

修正前（平成30年5月時点） マ-68

修正後（令和2年10月時点） マ-76

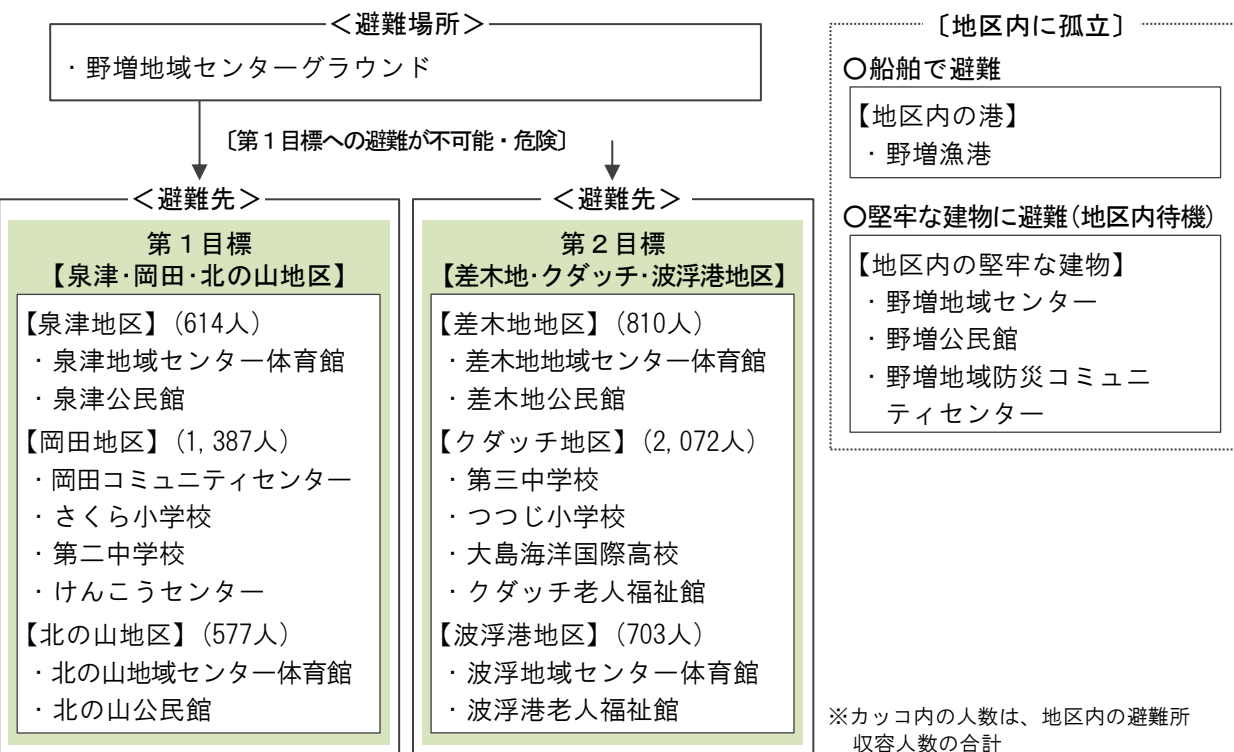
6) 野増地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
347人	延べ7台	町職員・警察官・消防団員

\* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）



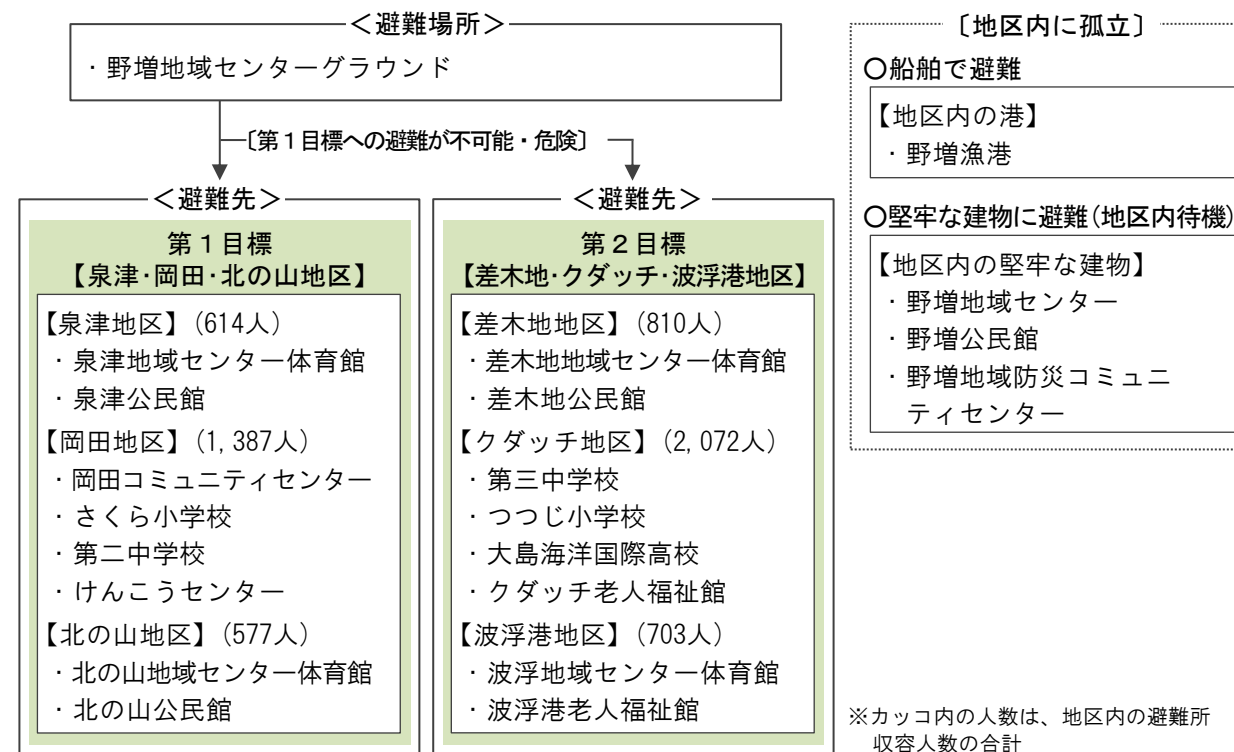
6) 野増地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
323人	延べ7台	町職員・警察官・消防団員

\* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）





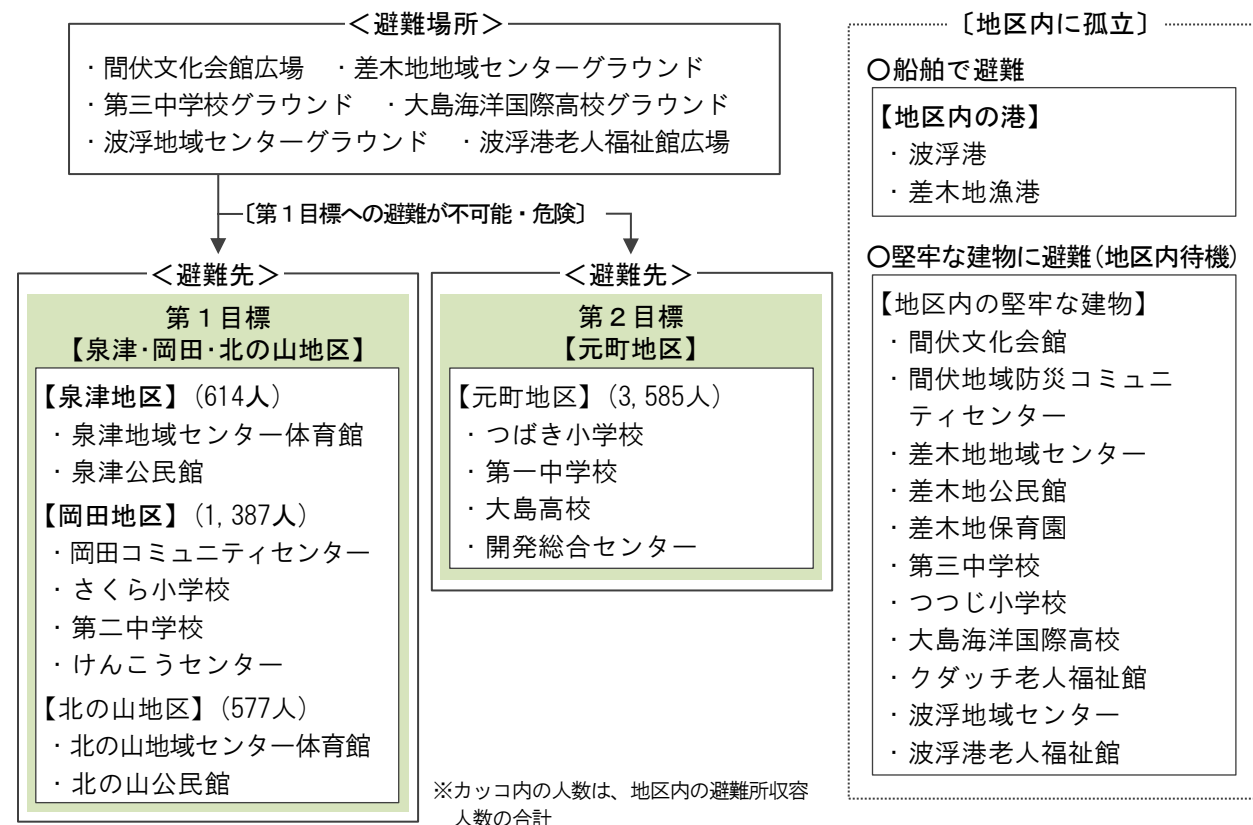
7) 間伏・差木地・クダッチ・波浮港地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
2,518人	延べ51台	町職員・警察官・消防団員

\* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）



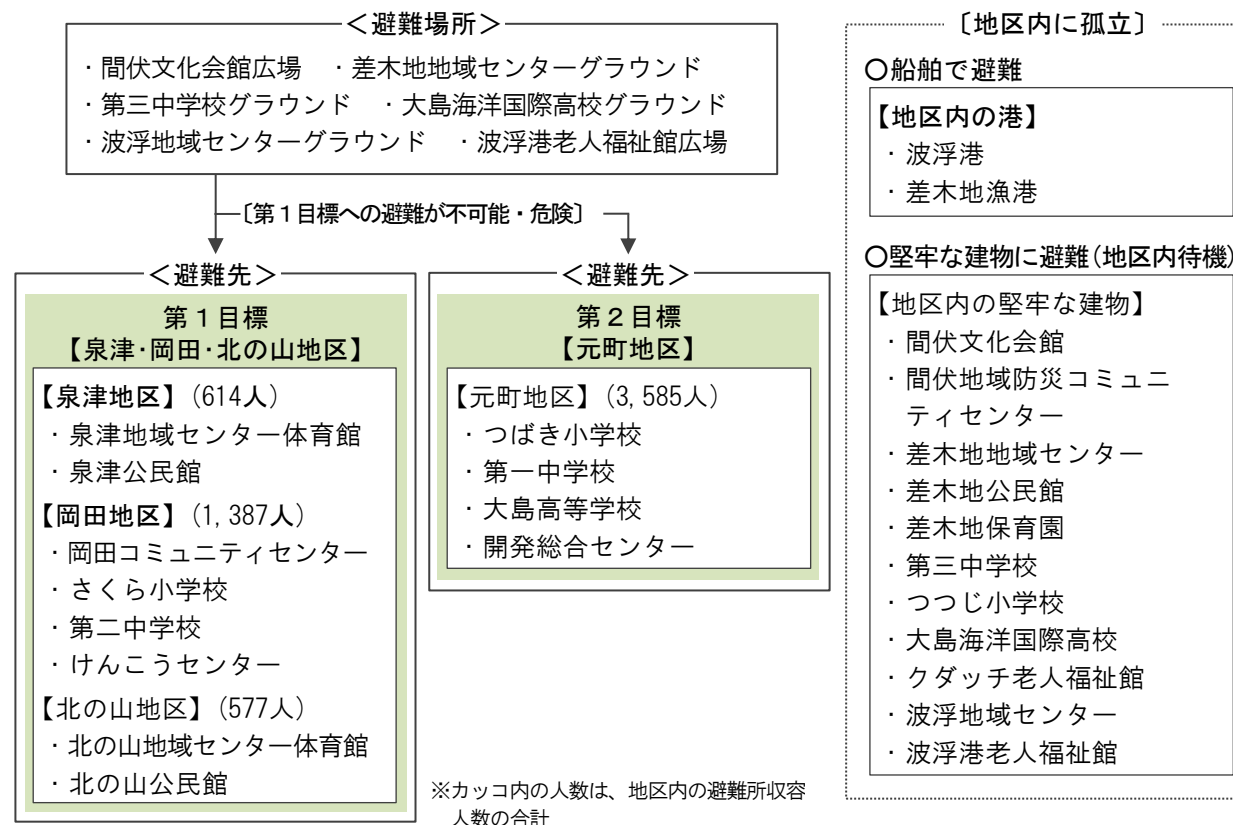
7) 間伏・差木地・クダッチ・波浮港地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
2,355人	延べ48台	町職員・警察官・消防団員

\* 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数

■避難方法（状況別）

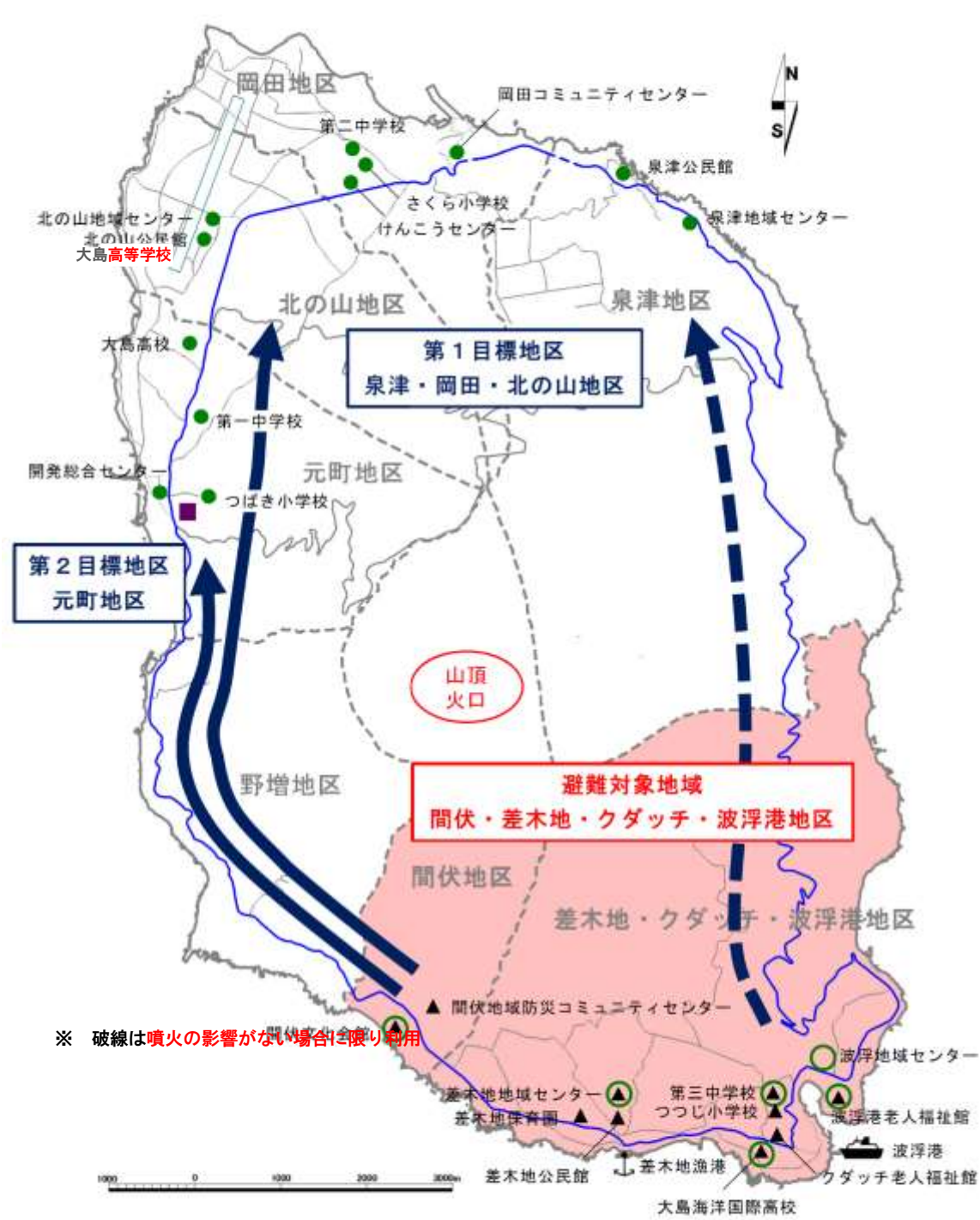
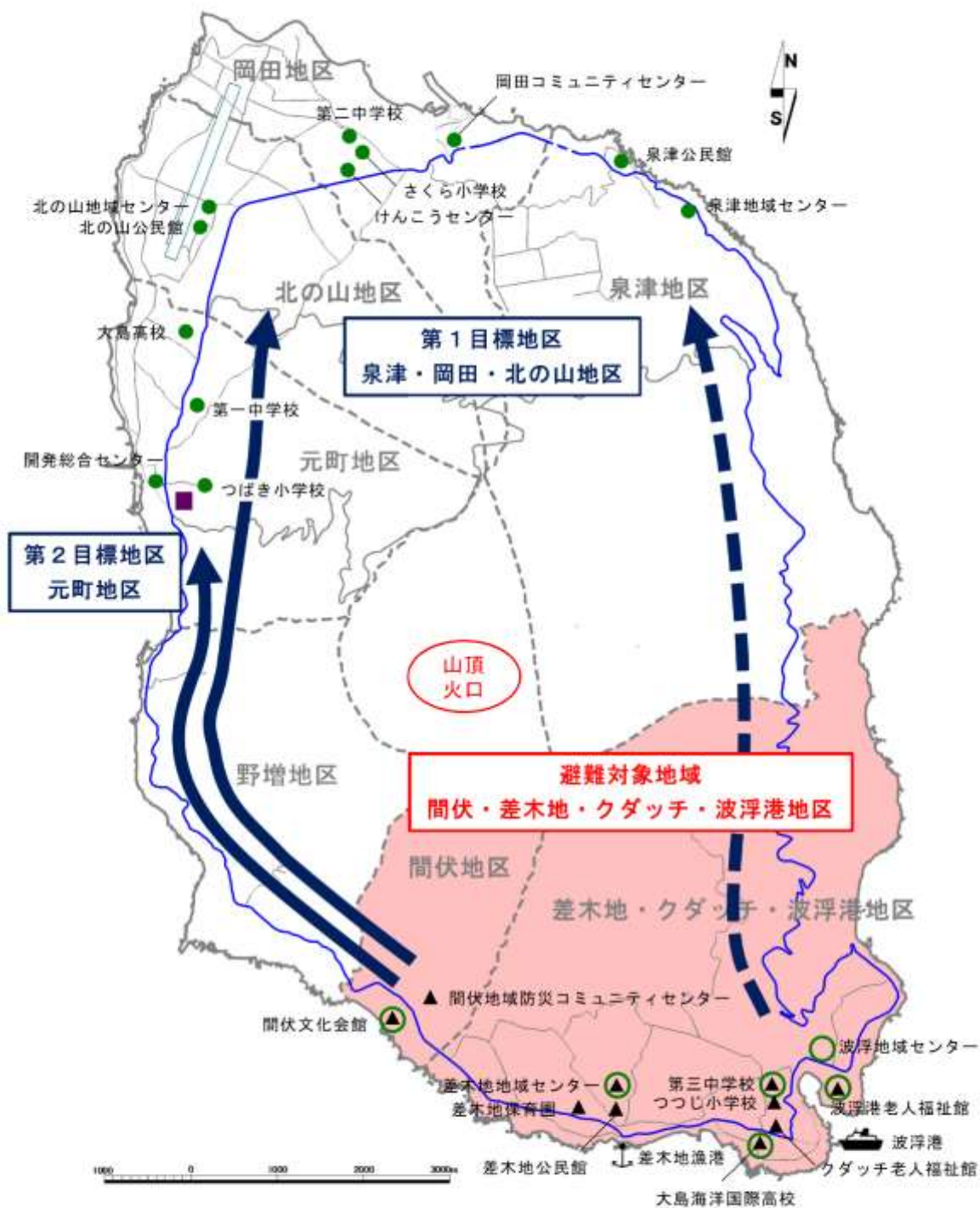


修正前（平成30年5月時点） マ-71

修正後（令和2年10月時点） マ-79

■避難経路図（間伏・差木地・クダッチ・波浮港地区）

■避難経路図（間伏・差木地・クダッチ・波浮港地区）



- 大島一周道路
- その他の道路
- 避難方向※
- - - 地区境界
- バス車庫
- 避難場所
- 避難所
- ▲ 地区内の堅牢な建物
- ⚓ 避難港
- ⚓ 漁港

※ 破線は状況に応じて利用

- 大島一周道路
- その他の道路
- 避難方向※
- - - 地区境界
- バス車庫
- 避難場所
- 避難所
- ▲ 地区内の堅牢な建物
- ⚓ 避難港
- ⚓ 漁港

※ 破線は噴火の影響がない場合に限り利用



《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

避難対象地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	避難場所	避難港 ※3	地区内の堅牢な建物
泉津	359人	延べ8台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	・岡田港 ・元町港 ・波浮港	・泉津地域センター ・泉津公民館
岡田	846人	延べ17台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校 ・第二中学校 ・けんこうセンター
北の山	1,414人	延べ29台		・北の山地域センターグラウンド		・北の山地域センター ・北の山公民館
元町	2,531人	延べ51台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高校グラウンド		・つばき小学校 ・第一中学校 ・大島高校 ・開発総合センター ・大島支庁 ・元町保育園
野増	347人	延べ7台		・野増地域センターグラウンド		・野増地域センター ・野増公民館 ・野増地域防災コミュニティセンター
間伏	139人	延べ3台		・間伏文化会館広場		・間伏文化会館 ・間伏地域防災コミュニティセンター
差木地	1,029人	延べ21台		・差木地地域センターグラウンド		・差木地地域センター ・差木地公民館 ・差木地保育園
クダッチ	685人	延べ14台		・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高校グラウンド		・第三中学校 ・つつじ小学校 ・大島海洋国際高校 ・クダッチ老人福祉会館
波浮港	665人	延べ14台		・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場		・波浮地域センター ・波浮港老人福祉館

※1 平成29年1月1日現在  
 ※2 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数  
 ※3 避難港は、気象、火山活動、道路・港湾の状況等から町長が選定する。

《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

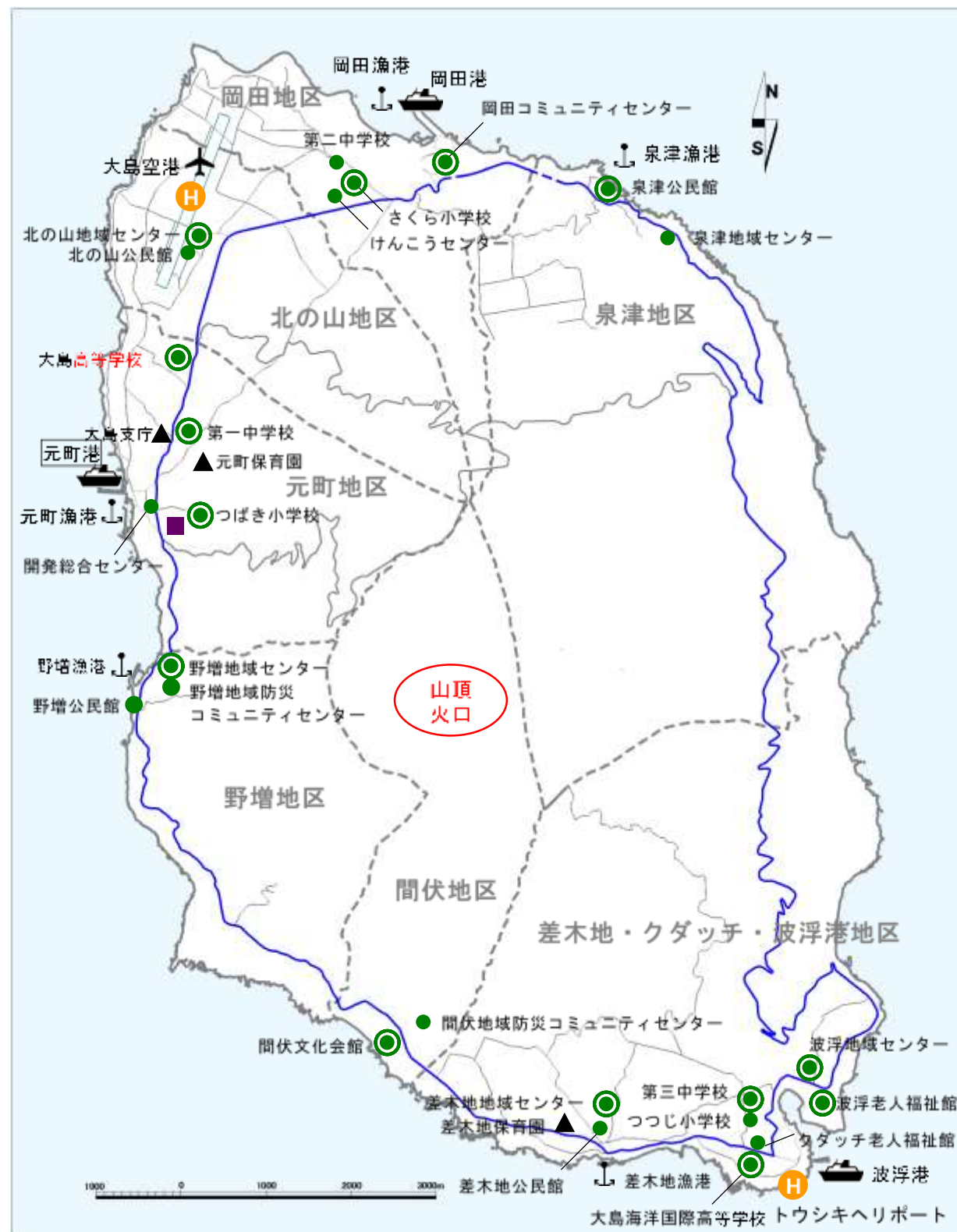
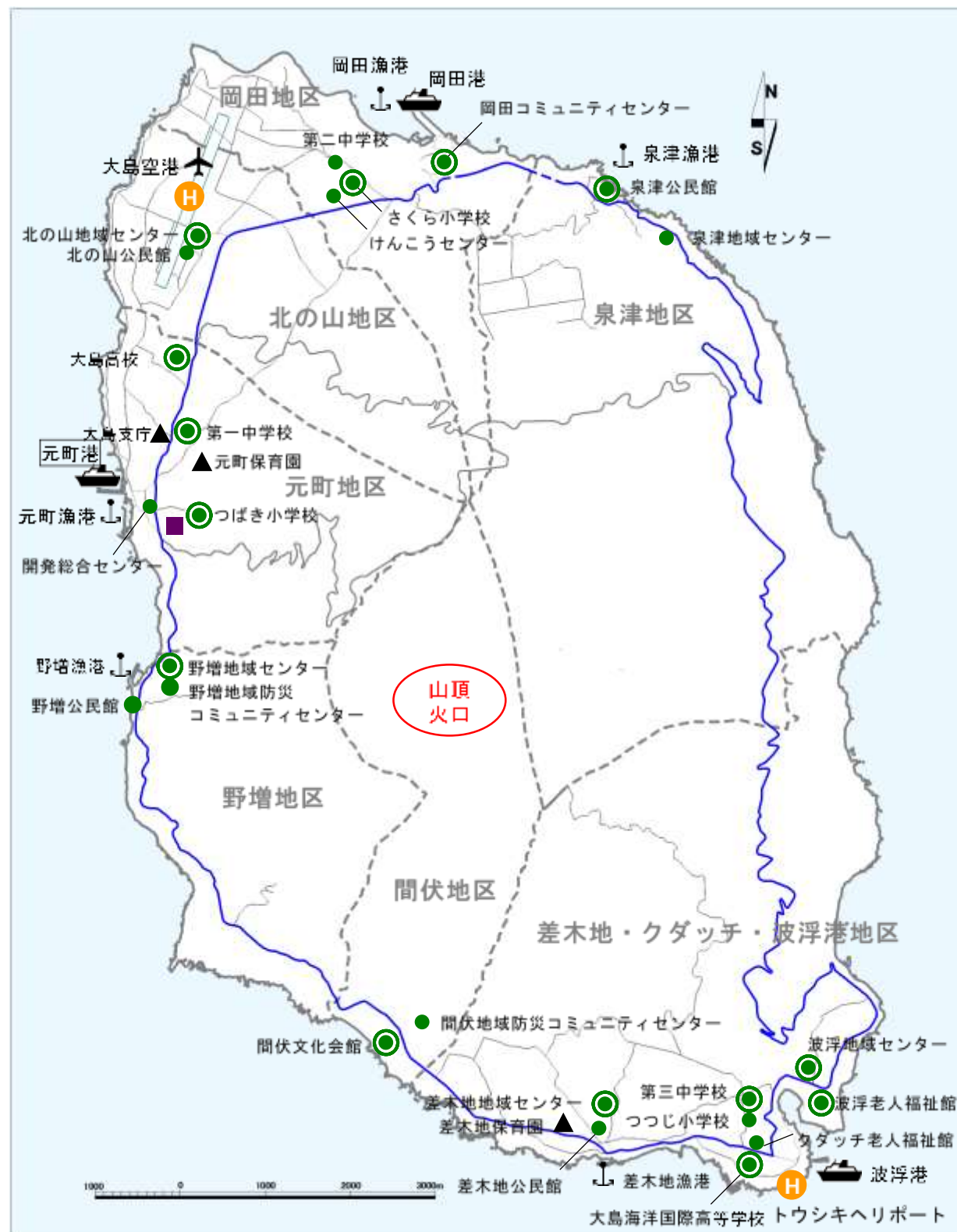
避難対象地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	避難場所	避難港 ※3	地区内の堅牢な建物
泉津	325人	延べ7台	・町職員 ・警察官 ・消防団員	・泉津公民館広場 ・さくら小学校グラウンド	・岡田港 ・元町港 ・波浮港	・泉津地域センター ・泉津公民館
岡田	798人	延べ16台		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校グラウンド		・岡田コミュニティセンター ・さくら小学校 ・第二中学校 ・けんこうセンター
北の山	1,310人	延べ27台		・北の山地域センターグラウンド		・北の山地域センター ・北の山公民館
元町	2,410人	延べ49台		・つばき小学校グラウンド ・第一中学校グラウンド ・大島高等学校グラウンド		・つばき小学校 ・第一中学校 ・大島高等学校 ・開発総合センター ・大島支庁 ・元町保育園
野増	323人	延べ7台		・野増地域センターグラウンド		・野増地域センター ・野増公民館 ・野増地域防災コミュニティセンター
間伏	134人	延べ3台		・間伏文化会館広場		・間伏文化会館 ・間伏地域防災コミュニティセンター
差木地	932人	延べ19台		・差木地地域センターグラウンド		・差木地地域センター ・差木地公民館 ・差木地保育園
クダッチ	679人	延べ14台		・第三中学校グラウンド ・大島海洋国際高校グラウンド		・第三中学校 ・つつじ小学校 ・大島海洋国際高校 ・クダッチ老人福祉会館
波浮港	610人	延べ13台		・波浮地域センターグラウンド ・波浮港老人福祉館広場		・波浮地域センター ・波浮港老人福祉館

※1 令和2年3月現在  
 ※2 一台当たり50人乗車する場合に移送に要する台数  
 ※3 避難港は、気象、火山活動、道路・港湾の状況等から町長が選定する。



■避難に関する施設の位置図

■避難に関する施設の位置図



— 大島一周道路	○ 避難場所	✈ 空港	🚢 避難港
— 緑— その他の道路	● 避難所	🚁 H ヘリポート	🚢 港 設は大型船舶の接岸が可能
- - - 地区境界	▲ 避難所以外の堅牢な建物	🚐 バス車庫	

— 大島一周道路	○ 避難場所	✈ 空港	🚢 避難港
— 緑— その他の道路	● 避難所	🚁 H ヘリポート	🚢 港 設は大型船舶の接岸が可能
- - - 地区境界	▲ 避難所以外の堅牢な建物	🚐 バス車庫	

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

3.1.1 1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目		町	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
島外避難の準備	□島外避難の決定	●														
	□島外避難の決定の報告	●	▲	▲												
	□島外への移送の要請	●		●												
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲												
	□島外への移送の協議	●		●												
	□避難先の決定			●			▲							▲	▲	▲
	□島外への移送手段の確保		●	●	●			▲*	▲	▲	▲	▲				
	□受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲	●											
	□受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲			
	島外への移送	□船舶による移送	▲		●					●	●	●				
□航空機による移送				●				▲*	●							
受入港から避難先までの移送	□受入港等から避難先への誘導			●			▲									
	□バス等による移送			●		▲	▲	▲*				▲				▲
	□受入態勢の整備			●									●	●	●	
	□避難状況の確認	●		●												

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力をを行う機関  
 \*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）  
 ※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

3.1.2 1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目		町	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
島外避難の準備	□島外避難の決定	●														
	□島外避難の決定の報告	●	▲	▲												
	□島外への移送の要請	●		●												
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲												
	□島外への移送の協議	●		●												
	□避難先の決定			●				▲						▲	▲	▲
	□島外への移送手段の確保		●	●	●			▲	▲*	▲	▲	▲				
	□受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲	●											
	□受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲			
	島外への移送	□船舶による移送	▲		●						●	●	●			
□航空機による移送				●					▲*	●	●					
受入港から避難先までの移送	□受入港等から避難先への誘導			●				▲								
	□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲			▲
	□受入態勢の整備			●									●	●	●	
	□避難状況の確認	●		●												

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力をを行う機関  
 \*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）  
 ※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

修正前（平成30年5月時点） 附-2

## 資料第2 島内の防災関連施設等

## 1 避難場所

図示番号	地区	施設名	所在地	空地面積(m <sup>2</sup> )	収容人数(人)
2	泉津	泉津公民館広場	泉津字川之原	1,000	1,000
3	岡田	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	1,517	1,517
4	泉津・岡田	さくら小学校グラウンド	岡田字長坂	10,504	10,504
7	北の山	北の山地域センターグラウンド (旧北の山小学校)	元町字佐吾右エ門野地	11,848	11,848
9	元町	つばき小学校グラウンド	元町字家の上	14,005	14,005
10		第一中学校グラウンド	元町字小清水	11,742	11,742
11		大島高校グラウンド	元町字八重の水	17,000	17,000
13	野増	野増地域センターグラウンド (旧野増小学校)	野増字大宮	9,062	9,062
16		間伏文化会館広場	野増字間伏	1,016	1,016
18	差木地	差木地地域センターグラウンド (旧差木地小学校)	差木地1	19,599	19,599
20	クダッチ	第三中学校グラウンド	差木地字クダッチ	10,966	10,966
22		大島海洋国際高等学校グラウンド	差木地字下原	14,527	14,527
24	波浮港	波浮地域センターグラウンド (旧波浮小学校)	波浮港17	10,238	10,238
25		波浮港老人福祉館広場	波浮港6	858	858

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。

※収容人員は1m<sup>2</sup>で1人として算出

修正後（令和2年10月時点） 附-2

## 資料第2 島内の防災関連施設等

## 1 避難場所

図示番号	地区	施設名	所在地	空地面積(m <sup>2</sup> )	収容人数(人)
2	泉津	泉津公民館広場	泉津字川之原	1,000	1,000
3	岡田	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	1,517	1,517
4	泉津・岡田	さくら小学校グラウンド	岡田字長坂	10,504	10,504
7	北の山	北の山地域センターグラウンド (旧北の山小学校)	元町字佐吾右エ門野地	11,848	11,848
9	元町	つばき小学校グラウンド	元町字家の上	14,005	14,005
10		第一中学校グラウンド	元町字小清水	11,742	11,742
11		大島 <b>高等学校</b> グラウンド	元町字八重の水	17,000	17,000
13	野増	野増地域センターグラウンド (旧野増小学校)	野増字大宮	9,062	9,062
16		間伏文化会館広場	野増字間伏	1,016	1,016
18	差木地	差木地地域センターグラウンド (旧差木地小学校)	差木地1	19,599	19,599
20	クダッチ	第三中学校グラウンド	差木地字クダッチ	10,966	10,966
22		大島海洋国際高等学校グラウンド	差木地字下原	14,527	14,527
24	波浮港	波浮地域センターグラウンド (旧波浮小学校)	波浮港17	10,238	10,238
25		波浮港老人福祉館広場	波浮港6	858	858

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。

※収容人員は1m<sup>2</sup>で1人として算出



修正前（平成30年5月時点） 附-3

修正後（令和2年10月時点） 附-3

## 2 避難所

図示番号	地区	施設名	所在地	収容人数(人)
1	泉津	泉津地域センター体育館 (旧泉津小学校)	泉津字不重	473
2		泉津公民館	泉津字川之原	141
3	岡田	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	329
4		さくら小学校体育館	岡田字長坂	515
5		第二中学校体育館		406
6		けんこうセンター	岡田沢立	137
7	北の山	北の山地域センター体育館 (旧北の山小学校)	元町字佐吾右衛門野地	304
8		北の山公民館		273
9	元町	つばき小学校体育館	元町字家の上	521
10		第一中学校体育館	元町字小清水	624
11		大島高校	元町字八重の水	1,971
12		開発総合センター	元町1-1-14	469
13	野増	野増地域センター体育館 (旧野増小学校)	野増字大宮	459
14		野増公民館	野増5	271
15		野増地域防災コミュニティセンター	野増14	196
16		間伏文化会館	野増字間伏	146
17		間伏地域防災コミュニティセンター	野増字間伏フッコミ	96
18	差木地	差木地域センター体育館 (旧差木地小学校)	差木地1	459
19		差木地公民館		351
20	クダッチ	第三中学校体育館	差木地字沖の根	518
21		つつじ小学校多目的室		160
22		大島海洋国際高等学校	差木地字下原	1,163
23		クダッチ老人福祉館		231
24	波浮港	波浮地域センター体育館 (旧波浮小学校)	波浮港17	459
25		波浮港老人福祉館	波浮港6	244

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。  
 ※収容人員は3.3㎡で2人として算出

## 2 避難所

図示番号	地区	施設名	所在地	収容人数(人)
1	泉津	泉津地域センター体育館 (旧泉津小学校)	泉津字不重	473
2		泉津公民館	泉津字川之原	141
3	岡田	岡田コミュニティセンター	岡田字助田	329
4		さくら小学校体育館	岡田字長坂	515
5		第二中学校体育館		406
6		けんこうセンター	岡田沢立	137
7	北の山	北の山地域センター体育館 (旧北の山小学校)	元町字佐吾右衛門野地	304
8		北の山公民館		273
9	元町	つばき小学校体育館	元町字家の上	521
10		第一中学校体育館	元町字小清水	624
11		大島 <b>高等学校</b>	元町字八重の水	1,971
12		開発総合センター	元町1-1-14	469
13	野増	野増地域センター体育館 (旧野増小学校)	野増字大宮	459
14		野増公民館	野増5	271
15		野増地域防災コミュニティセンター	野増14	196
16		間伏文化会館	野増字間伏	146
17		間伏地域防災コミュニティセンター	野増字間伏フッコミ	96
18	差木地	差木地域センター体育館 (旧差木地小学校)	差木地1	459
19		差木地公民館		351
20	クダッチ	第三中学校体育館	差木地字沖の根	518
21		つつじ小学校多目的室		160
22		大島海洋国際高等学校	差木地字下原	1,163
23		クダッチ老人福祉館		231
24	波浮港	波浮地域センター体育館 (旧波浮小学校)	波浮港17	459
25		波浮港老人福祉館	波浮港6	244

平成29年4月1日現在

※図示番号は「図 防災関連施設等の位置」(附-6)における番号を示す。  
 ※収容人員は3.3㎡で2人として算出

修正前（平成30年5月時点） 附-8

## 資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-5.5	2,000	1	165
	-7.5	5,000	1	130
	-7.5	5,000	5	650
品川ふ頭	-8.0	6,000	3	476
	-10.0	15,000	6	1,126
晴海ふ頭	-9.0	10,000 GT	1	161
	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	990
	-15.0	50,000	4	1,364
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-11.0	15,000	2	380
	-12.0	30,000	1	229
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
	-5.0	1,000	13	920
10号地ふ頭	-5.0	1,000	13	920
	-7.5	5,000	11	1,500
フェリーふ頭	-7.5~-8.5	6,000 ~13,000 GT	4	902
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-13.0	35,000	2	520
	-15.0	50,000	3	1,050
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
15号地ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	2	160
	-5.0	1,000	11	880
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460

平成26年4月1日現在

修正後（令和2年10月時点） 附-8

## 資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0~ -10.0	6,000~ 15,000	9	1,600
	-10.0	20,000 GT	2	456
晴海ふ頭	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
	-10.0	15,000	1	190
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ~-8.5	6,000 ~16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-9

## 資料第4 移送手段

## 1 バス（大島旅客自動車）

番号	車名	年式	乗合・貸切	定員(人)
1	三菱	平成6年1月	乗合	56
2	三菱	平成6年3月	乗合	53
3	三菱	平成7年1月	乗合	56
4	ニッサンディーゼル	平成8年8月	乗合	42
5	三菱	平成9年2月	乗合	49
6	三菱	平成9年3月	乗合	62
7	日野	平成9年8月	乗合	56
8	三菱	平成10年3月	乗合	62
9	三菱	平成12年6月	乗合	56
10	三菱	平成12年6月	乗合	56
11	三菱	平成12年8月	乗合	56
12	トヨタ(ハイエース)	平成24年2月	乗合	14
13	トヨタ(ハイエース)	平成26年9月	乗合	14
14	日野(ポンチョ)	平成26年12月	乗合	32
15	日野	平成28年1月	乗合	61
16	ニッサンディーゼル	平成5年4月	貸切	47
17	三菱	平成6年7月	貸切	57
18	三菱	平成6年4月	貸切	60
19	三菱	平成8年4月	貸切	57
20	三菱	平成7年4月	貸切	55
21	日野	平成28年12月	貸切	60
合計				1,061

平成28年12月現在

修正後（令和2年10月時点） 附-9

## 資料第4 移送手段

## 1 バス（大島旅客自動車）

番号	車名	年式	乗合・貸切	定員(人)
1	三菱	平成7年1月	乗合	56
2	日産ディーゼル	平成8年8月	乗合	42
3	三菱	平成9年2月	乗合	80
4	三菱	平成9年3月	乗合	62
5	三菱	平成10年3月	乗合	62
6	三菱	平成12年6月	乗合	56
7	三菱	平成12年6月	乗合	56
8	三菱	平成12年8月	乗合	56
9	日野	平成16年8月	乗合	76
10	日野(ポンチョ)	平成26年12月	乗合	32
11	日野	平成28年1月	乗合	61
12	日野	平成29年12月	乗合	57
13	日野	平成29年12月	乗合	57
14	日野	平成30年12月	乗合	57
15	日野	平成31年12月	乗合	76
16	三菱	平成6年7月	貸切	57
17	三菱	平成8年4月	貸切	57
18	三菱	平成7年4月	貸切	55
19	日野	平成15年7月	貸切	62
20	日野	平成28年12月	貸切	60
合計				1,177

令和2年2月現在



修正前（平成30年5月時点） 附-10

修正後（令和2年10月時点） 附-10

2 船舶

(1) 東海汽船  
ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	4,992	限定沿海 限定近海	120.54	5.4	1,546 514	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド虹	281.14	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

平成29年1月現在

2 船舶

(1) 東海汽船  
ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	新さるびあ丸	約6,200	限定沿海 限定近海 近海	118	5.4	1,343 693 284	○
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド虹	281.14	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド 大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-10

イ 運航基準  
(ア) 貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m

平成29年1月現在

(イ) 旅客船（ジェット船）

就航船舶	航路	基準航行中止						
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m 以上	18m/s	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下

平成29年1月現在

修正後（令和2年10月時点） 附-10

イ 運航基準  
(ア) 貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m

令和元年12月現在

(イ) 旅客船（ジェット船）

就航船舶	航路	基準航行中止						
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化	目的地航行継続中止	翼走の中止
		風速	波高	風速	波高	視程	視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m 以上	18m/s	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-11				修正後（令和2年10月時点） 附-11								
<b>(2) 第三管区海上保安本部</b>				<b>(2) 第三管区海上保安本部</b>								
	船型	船名	長さ×幅約 (m)	総トン数約 (t)	所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)		
P L	3,500トン型	31いず(横浜)	110.0×15.0	3,500	東京海上保安部  (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎  ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0		
	1,000トン型 (ヘリ甲板付)	10ぶこう(横浜)	96.0×11.5	1,500			ゆりかぜ	23	20	4.3		
	1,000トン型 (拠点機能強化)	66しきね(下田)	89.0×11.0	1,300			はやかぜ					
				ゆめかぜ								
P M	500トン型	51かとり(銚子)	72.0×10.0	650			横浜海上保安部  (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1  ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0
		05ひたち(鹿島)	67.8×7.9	325					巡視船	おおすみ	3,100	105
		同型船: 14たかとり(横須賀)			いず	1,500				110	15.0	
3500型 (高機能)	24ふじ(御前崎)	56.0×8.5	335	ぶこう	1500	96				11.5		
		同型船: 30かの(下田) 36おきつ(清水)		消防船	ひりゆう	280			35	12.2		
P S	180トン型	07あしたか(横須賀)	46.0×7.5		195	巡視艇			はまなみ	110	35	6.3
		13つくば(銚子)	46.0×7.5		195		はまぐも					
		同型船: 14あかぎ(茨城)					いそづき	64	27	5.6		
F L	消防船	01ひりゆう(横浜)	35.0×12.2	280	巡視艇		きりかぜ	23	20	4.3		
							はまかぜ					
P C	35メートル型	01まつなみ(東京)	35.0×8.0	165			のげかぜ				26	20
		16はまなみ(横浜)	35.0×6.3	110		やまゆり						
	35メートル型 (消防機能強化)	22はまぐも(横浜)	35.0×6.3	110		しおかぜ	23	20	4.3			
	35メートル型 (消防)	51よど(鹿島)	37.0×6.7	125		たまかぜ	26	20	4.5			
		同型船: 57たかたき(千葉)										
	30メートル型	107いずなみ(下田)	32.0×6.5	100								
C L	20メートル型	32はたぐも(横須賀)	27.0×5.6	64	しきね	1300	89	11.0				
		同型船: 33うらゆき(横須賀) 34ゆうづき(横須賀) 35いそづき(横浜)			巡視船	かの	335	56	8.5			
		87すがなみ(横須賀)	27.0×5.6	54		巡視艇	いずなみ	100	32	6.5		
	14ふじかぜ(清水)	20.0×4.3	23									
	同型船: 19ゆりかぜ(東京) 20ふさかぜ(館山) 21うめかぜ(鹿島) 27そでかぜ(千葉) 31まきかぜ(木更津) 34ゆめかぜ(東京) 35うみかぜ(湘南) 36きりかぜ(横浜) 37はかぜ(横須賀) 47はやかぜ(東京) 48しおかぜ(川崎) 49あわかぜ(千葉) 50はまかぜ(横浜)											
		78とねかぜ(銚子)	20.0×4.5	26								
	同型船: 80はつぎく(千葉) 82なかかぜ(茨城) 109のげかぜ(横浜) 118かつかぜ(勝浦)											
		129やまゆり(横浜)	20.0×4.5	26								
	同型船: 130くりかぜ(横須賀) 135いそぎく(東京) 136やまぶき(東京) 159みほかぜ(清水) 164たまかぜ(川崎)											
		05しらうめ(千葉)	20.0×4.5	26								

平成29年1月1日現在

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)



修正前（平成30年5月時点） 附-12

修正後（令和2年10月時点） 附-12

## (3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,500	248.0	38.0	7.1
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	はたかぜ	4,600	150.0	16.4	4.8
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
掃海艦	はちじょう	1,000	67.0	11.8	3.1
	えのしま	570	60.0	10.1	2.5
	ちちじま				
はつしま					
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,650	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	3,650	113.0	17.6	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

平成28年6月1日現在

## (3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	はたかぜ	4,600	150.0	16.4	4.8
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
あまぎり					
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

**3 航空機**

**(1) 東京消防庁**

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目						
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアハスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタウェストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラットアンド ホイットニーカタガ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基	
使用燃料	航空用ジェットA-1					
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイス装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg	2,200kg	1,600kg	

平成29年4月現在

**3 航空機**

**(1) 東京消防庁**

機体名		ひばり	ゆりかもめ	こうのとり はくちょう	ちどり	かもめ つばめ おおたか
項目						
機体	型式	ユーロコプター式 AS332L1型	ユーロコプター式 EC225LP型	ユーロコプター式/ エアハスヘリコプター式 EC225LP型	アグスタウェストランド式 AW139型	ユーロコプター式 AS365N3型
性能	全備重量	8,600kg	11,000kg	11,000kg	6,800kg	4,300kg
	巡航速度	252km/h	262km/h	262km/h	259km/h	269km/h
	航続時間	5時間54分	4時間33分	4時間37分	5時間13分	4時間06分
	航続距離	1,105km	937km	946km	1,061km	792km
	座席数 (乗員含む。)	23座席	23座席	22座席	16座席	14座席 (おおたか：13 席)
エンジン	ターボメカ式 1,877馬力×2基	ターボメカ式 2,358馬力×2基	ターボメカ式 2,382馬力×2基	プラットアンド ホイットニーカタガ式 1,872馬力×2基	ターボメカ式 977馬力×2基	
使用燃料	航空用ジェットA-1					
装備品等	消火装置 (容量)	胴体下部取付式 2,000L	胴体下部取付式 2,500L		胴体下部取付式 1,893L	胴体下部取付式 900L
	ホイス装置 (最大つり 上げ重量)	272kg				
	スリング (最大つり 下げ重量)	3,000kg	3,800kg	2,200kg	1,600kg	

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-14														修正後（令和2年10月時点） 附-14																			
<b>(2) 警視庁</b>														<b>(2) 警視庁</b>																			
区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら		区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら					
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号								
巡航速度	218km/h			285 km/h	271 km/h	290km/h				226km/h				278 km/h	272 km/h	巡航速度	280 kn/h	257 km/h	280 km/h	285 km/h	271 km/h	290 km/h			271 km/h	290 km/h	226 km/h			未定	272 km/h		
航続時間	2:50			3:00	4:30	5:10				3:00	3:30				6:30	4:00	航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10			4:30	5:10	3:30			未定	4:00	
有効搭載量	736 kg	770 kg		904 kg	1,642 kg	2,132 kg				1,668 kg	1,732 kg	1,801 kg	1,815 kg	4,715 kg	4,842 kg	有効搭載量	1019 kg	1012 kg	1019 kg	855 kg	1642 kg	2132 kg			1642 kg	2132 kg	1801 kg	1815 kg	未定	4218 kg			
座席数	7席			8席	14席	15席				13席				33席	22席	座席数	8席	8席			14席			17席	14席	13席			未定	21席			
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）														江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																		
使用燃料	航空用ジェットA-1														航空用ジェットA-1																		
耐風性	21.8m/s														15.3 m/s																		
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上														通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																		
最低雲高	300m以上														300m以上																		
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能														法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																		
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能														視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																		
テレビカメラ搭載装置	○	—			○				—				○		—		テレビカメラ搭載装置	○				—				○				—			
救助用吊上装置	136kg			275kg	272kg								272kg		272kg		救助用吊上装置	—	230kg	—	272kg								272kg		272kg		
吊下装置（カーゴフック）	907kg			1,000 kg	1,600 kg	—				2,041kg				4,500 kg	3,600 kg	吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—	2200kg	—				3600kg					
担架装置（リッターキット）	2人			1人	—				3人	—				8人	3人	担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—				1人	—				未定	3人		
投光機（サーチライト）	○														○																		
拡声器（スピーカー）	○														—																		
地震判読システム搭載用装置	○	—			○	—				○	—				○		—		地震判読システム搭載用装置	○	—			○	—				○	—			
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 平成26年現在														1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。 令和元年12月現在																		



修正前（平成30年5月時点） 附-15

修正後（令和2年10月時点） 附-15

(3) 第三管区海上保安本部

番号	愛称	全巾 (m)	全長 (m)	全高 (m)	自重 (Kg)	速力 (Kt)	座席数
固定翼機							
ゴルフV							
LAJ500	うみわし1号(羽田)	28.49	29.39	7.89	20,981	510	22
同型機：501うみわし2号(羽田)							
ボンバル300							
MA722	みずなぎ1号(羽田)	27.43	25.68	7.49	13,054	243	32
同型機：725みずなぎ2号(羽田)							
回転翼機							
スーパーピューマ225							
MH691	いぬわし(羽田)	-	19.50	4.97	6,762	150	21
同型機：689あきたか1号(あきつしま) 690あきたか2号(あきつしま)							
スーパーピューマ332							
MH686	うみたか1号(しきしま)	-	18.70	4.95	5,817	135	19
同型機：805わかわし(羽田) 806うみたか2号(しきしま)							

平成29年1月1日現在

(3) 第三管区海上保安本部

ア 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
巡視船「あきつしま」搭載機		MH 689	
		MH 690	
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

イ 性能

区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

- ※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-ページなし		修正後（令和2年10月時点） 附-16									
<p style="color: red; font-size: 24px;">記載なし</p>		(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊									
		機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
			巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
		回転翼機（ヘリコプター）	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
			UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
			CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
			CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
			CH-47 (大型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
			CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航空自衛隊
			UH-60J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	
令和2年1月現在											

修正前（平成30年5月時点） 附-16

## 資料第5 関係機関連絡先

## 1 官公署

名称	所在地	電話
大島町役場	元町1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179	4-0441
波浮港出張所	波浮港6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字オンダシ222-1	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字オンダシ222-1	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町1-15-16	2-0110
伊豆大島火山防災連絡事務所	元町1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	元町字家の上445-9	2-7115

平成29年4月1日現在

## 2 医療機関

名称	所在地	電話番号
大島医療センター	元町3-2-9	2-2345
南部診療所	差木地字クダッチ	4-0388

平成29年4月1日現在

## 3 学校等

## (1) 保育園等

名称	所在地	電話番号
元町保育園	元町字長沢344-1	2-3213
北ノ山保育園	元町字地の岡65-10	2-2382
岡田保育園	岡田字小堀73-1	2-8151
差木地保育園	差木地2	4-0408
波浮保育園	波浮港17	4-1561
子ども家庭支援センター	野増字大宮	2-2381

平成29年4月1日現在

修正後（令和2年10月時点） 附-17

## 資料第5 関係機関連絡先

## 1 官公署

名称	所在地	電話
大島町役場	元町1-1-14	2-1441
泉津出張所	泉津字川之原15	2-8523
岡田出張所	岡田字助田64-1	2-8121
北の山出張所	元町字佐吾右衛門野地7-4	2-3525
野増出張所	野増字大宮	2-2378
差木地出張所	差木地字カミワケ179	4-0441
波浮港出張所	波浮港6	4-0444
大島町消防本部	元町北の山270-2	2-0119
東京都大島支庁	元町字オンダシ222-1	2-4411
大島港湾空港管理事務所	元町字北の山270	2-1400
教育庁大島出張所	元町字オンダシ222-1	2-4451
島しょ保健所大島出張所	元町字馬の背275-4	2-1436
東京都漁業用海岸局 (島しょ農林水産総合センター八丈事業所内)	八丈町三根4222-1	04996-2-0808
大島警察署	元町1-15-16	2-0110
気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所	元町1-1-14	2-1166
環境省関東地方環境事務所伊豆諸島自然保護官事務所	元町字家の上445-9	2-7115

平成29年4月1日現在

## 2 医療機関

名称	所在地	電話番号
大島医療センター	元町3-2-9	2-2345
南部診療所	差木地字クダッチ	4-0388

平成29年4月1日現在

## 3 学校等

## (1) 保育園等

名称	所在地	電話番号
元町保育園	元町字長沢344-1	2-3213
北ノ山保育園	元町字地の岡65-10	2-2382
岡田保育園	岡田字小堀73-1	2-8151
みんなの福祉センター	差木地2	4-0408
波浮保育園	波浮港17	4-1561
子ども家庭支援センター	野増字大宮	2-2381

平成29年4月1日現在



修正前（平成30年5月時点） 附-17			修正後（令和2年10月時点） 附-18		
<b>(3) 高等学校</b>			<b>(3) 高等学校</b>		
名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
都立大島高校	元町字八重の水127	2-1431	都立大島 <b>高等学校</b>	元町字八重の水127	2-1431
都立大島海洋国際高校	差木地字下原	4-0385	都立大島海洋国際高等学校	差木地字下原	4-0385
平成29年4月1日現在			平成29年4月1日現在		

修正前（平成30年5月時点） 附-20

## 2 表示板瀬地位予定箇所

No	表示板（警戒看板）設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所		●	●	●
6	岡田港船客待合所		●	●	●
7	大島空港		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)			●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近			●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

修正後（令和2年10月時点） 附-21

## 2 表示板設置予定箇所

No	表示板（警戒看板）設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所		●	●	●
6	岡田港船客待合所		●	●	●
7	大島空港		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)		●	●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近		●	●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●

修正前（平成30年5月時点） 附-22	修正後（令和2年10月時点） 附-23
<p>資料第7 広報文例・表示板等例</p> <p>1 広報文例</p> <p>(1) 立入規制</p> <div data-bbox="255 375 1383 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う立入規制についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 規制区域の範囲 ]への立入を禁止します。[ 対象者 ]は、直ちに規制範囲から退避してください。</li><li>・規制区域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div>	<p>資料第7 広報文例・表示板等例</p> <p>1 広報文例</p> <p>(1) 立入規制</p> <div data-bbox="1561 375 2689 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う立入規制についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 規制区域の範囲 ]への立入を禁止します。[ 対象者 ]は、直ちに規制範囲から退避してください。</li><li>・規制区域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div> <div data-bbox="1561 766 2689 1157" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ This is an announcement from the Oshima Town Office.</li><li>・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</li><li>・ A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [ ] to [ ].</li><li>・ For this reason, entry to the [restricted area] is prohibited.</li><li>・ People in the restricted area must evacuate immediately.</li><li>・ Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li></ul></div>



修正前（平成30年5月時点） 附-22	修正後（令和2年10月時点） 附-24
<p data-bbox="201 226 371 256"><b>(2) 警戒区域</b></p> <div data-bbox="261 262 1383 653" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う警戒区域の設定についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 警戒区域の範囲 ]に警戒区域を設定しました。警戒区域内の皆さんは、直ちに区域外に退避してください。</li><li>・警戒区域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div>	<p data-bbox="1507 226 1676 256"><b>(2) 警戒区域</b></p> <div data-bbox="1567 262 2689 653" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う警戒区域の設定についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 警戒区域の範囲 ]に警戒区域を設定しました。警戒区域内の皆さんは、直ちに区域外に退避してください。</li><li>・警戒区域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div> <div data-bbox="1567 705 2689 1096" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>This is an announcement from the Oshima Town Office.</b></li><li>・ <b>We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</b></li><li>・ <b>A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [ ] to [ ].</b></li><li>・ <b>For this reason, we have designated [restricted area] as an evacuation zone.</b></li><li>・ <b>People in the evacuation zone must evacuate immediately.</b></li><li>・ <b>Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</b></li></ul></div>

修正前（平成30年5月時点） 附-22	修正後（令和2年10月時点） 附-25
<p data-bbox="201 226 608 258"><b>(3) 避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <div data-bbox="261 258 1383 846" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 [ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li><li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li><li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li><li>・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li><li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li><li>・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div>	<p data-bbox="1507 226 1914 258"><b>(3) 避難準備・高齢者等避難開始</b></p> <div data-bbox="1567 258 2689 787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う避難準備・高齢者等避難開始についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 [ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li><li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li><li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li><li>・避難の準備として、避難場所の確認、<b>非常用持ち出し品</b>の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li><li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li><li>・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div> <div data-bbox="1567 787 2689 1671" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>This is an announcement from the Oshima Town Office.</b></li><li>・ <b>We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</b></li><li>・ <b>Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Town Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.</b></li><li>・ <b>Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.</b></li><li>・ <b>For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].</b></li><li>・ <b>Visitors should evacuate from Oshima Island.</b></li><li>・ <b>As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.</b></li><li>・ <b>For evacuation supporters, please start supporting evacuation.</b></li><li>・ <b>Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</b></li></ul></div>

修正前（平成30年5月時点） 附-23	修正後（令和2年10月時点） 附-26
<p>(4) 島内避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災おおしまです。</li> <li>・町役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に[避難勧告/指示]を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所の名称 ]に避難してください。</li> <li>・[ 避難場所の名称 ]から、バスで[ 避難先 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul>	<p>(4) 島内避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災おおしまです。</li> <li>・町役場から火山活動に伴う[避難勧告/指示]についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に[避難勧告/指示]を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所の名称 ]に避難してください。</li> <li>・[ 避難場所の名称 ]から、バスで[ 避難先 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、町の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Oshima Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Town Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Oshima Town bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul>



修正前（平成30年5月時点） 附-23	修正後（令和2年10月時点） 附-27
<p data-bbox="201 226 371 256"><b>(5) 島外避難</b></p> <div data-bbox="261 262 1380 718" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li><li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 地区名と避難場所名 ]に避難してください。</li><li>・バスで[ 避難港 ]に避難を行います。</li><li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li><li>・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li></ul></div>	<p data-bbox="1507 226 1676 256"><b>(5) 島外避難</b></p> <div data-bbox="1567 262 2686 718" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災おおしまです。</li><li>・町役場から火山活動に伴う島外避難についてお知らせします。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li><li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 地区名と避難場所名 ]に避難してください。</li><li>・バスで[ 避難港 ]に避難を行います。</li><li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li><li>・避難に際しては、町、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li></ul></div> <div data-bbox="1567 756 2686 1228" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ This is an announcement from the Oshima Town Office.</li><li>・ We will announce the state of volcanic activity at Oshima-volcano.</li><li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so town office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li><li>・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.</li><li>・ We will evacuate to [evacuation port] by the Oshima Town bus.</li><li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li><li>・ When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li></ul></div>

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

立入禁止の例

[規制範囲（例：火口から〇km以内）] の立ち入りを禁止します。

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。

皆さんの安全のために、[規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）] の立ち入りを禁止します。

※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動の状況や火山情報に注意して、立入禁止区域外でも安全に心がけてください。



平成〇年〇月 大島町

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

【規制実施前】

立入禁止の例

**噴火警報が発表された場合の対応について**  
**Restrictions put into action when a volcanic alert issued**  
**火山喷发警报发布时的应对方法**  
**분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서**

伊豆大島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、皆さんの安全のために、[規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）] の立ち入りを禁止します。規制内容に従い、規制範囲内には絶対に立ち入らないでください。

Oshima-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

Follow the restriction instructions, and do not enter the restricted area.

大島伊豆现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。

请遵守规定，切勿踏入限制区域。

이즈 오시마 화산은 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발 것을 임의로 이즈 오시마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.



〇年〇月 大島町

警戒区域設定の例

〔規制範囲（火口から〇km以内）〕の立ち入りを禁止します。

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。

危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、〔規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）〕を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

※〔噴火警報記載の防災上の警戒事項等〕

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動の状況や火山情報に注意して、警戒区域外でも安全に心がけてください。

平成〇年〇月 大島町



警戒区域設定の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued

火山喷发警报发布时的应对方法

분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

伊豆大島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が発表された場合、危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、〔規制範囲（例：山頂火口から1km以内）〕を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Oshima-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

大島伊豆现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。请遵守规定，切勿踏入警戒区域。私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

이즈 오시마 화산은 활화산입니다.



앞으로도 화산 현상이 활발 것을 임의로 이즈 오시마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



〇年〇月 大島町



修正前（平成30年5月時点） 附-ページなし	修正後（令和2年10月時点） 附-30
<p><b>記載なし</b></p>	<p><b>【規制開始後】</b></p> <p><b>立入禁止の例</b>  <b>【規制範囲（例：火口から〇km以内）】の立ち入りを禁止します。</b>  <b>Entry into the restricted area is prohibited.</b>  <b>限制区域，禁止入内</b>  <b>제한구역 내로의 출입을 금지합니다.</b></p> <p>現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。皆さんの安全のために、[規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）]の立ち入りを禁止します。</p> <p>Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Oshima-volcano.          Entry into the restricted area, within 〇km from the crater, is prohibited.</p> <p>现在，日本气象厅发布了伊豆大岛火山喷发警告（〇级）。          为了您的安全，切勿踏入限制区域（火山口方圆〇km）。</p> <p>현재 이즈 오시마 화산 (분화구 〇 km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.          관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.</p>  <p style="text-align: right;">〇年〇月 大島町</p> <p><b>警戒区域設定の例</b>  <b>【規制範囲（火口から〇km以内）】の立ち入りを禁止します。</b>  <b>Entry into the restricted area is prohibited.</b>  <b>限制区域，禁止入内</b>  <b>제한구역 내로의 출입을 금지합니다.</b></p> <p>現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。</p> <p>危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲（例：山頂火口から〇km以内）]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。          許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。</p> <p>Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Oshima-volcano.          Entry into the restricted area, within 〇km from the crater, is prohibited.          It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.</p> <p>现在，日本气象厅发布了伊豆大岛火山喷发警告（〇级）。          为了您的安全，切勿踏入警戒区域（火山口方圆〇km）。          私自进入警戒区域将会受到法律处罚。</p> <p>현재 이즈 오시마 화산 (분화구 〇 km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.          관련 법령에 따라 제한구역 내에 (분화구에서 〇 km 이내)는 절대로 들어가지 마십시오.          허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.</p>  <p style="text-align: right;">〇年〇月 大島町</p>

(2) 規制看板

通行（立入禁止）の例

これより先の通行を禁止します。

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。

大きな噴石等による危険を防止するため、これより先の通行を禁止します。  
また、[警戒区域/立入禁止区域] への立ち入りは禁止されています。

※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動の状況や火山情報に注意して、[立入禁止区域外/警戒区域外] でも安全に心がけてください。

平成○年○月 大島町



(2) 規制看板

通行（立入禁止）の例

これより先の通行を禁止します。

No Passage This Way.

前方禁止通行

여기부터의 통행을 금지합니다.

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。大きな噴石等による危険を防止するため、これより先の通行を禁止します。

また、[警戒区域/立入禁止区域] への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Oshima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在，日本气象厅发布了伊豆大岛火山喷发警告（○级）。

由于火山喷石等危险，前方禁止通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 이즈 오시마 화산 (분화구 ○ km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행을 금지합니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지 마십시오.



通行注意の例

これより先の通行に注意してください。

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。

火山灰や小さな噴石などによる危険の可能性があるので、これより先の通行には十分注意してください。

また、[警戒区域/立入禁止区域] への立ち入りは禁止されています。

※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動の状況や火山情報に注意して、[立入禁止区域外/警戒区域外] でも安全に心がけてください。

平成〇年〇月 大島町



通行注意の例

これより先の通行に注意してください。

Pay attention to enter the area from here onwards.

前方谨慎通行

여기부터의 통행에 주의해 주십시오.

現在、伊豆大島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。火山灰や小さな噴石などによる危険の可能性があるので、これより先の通行には十分注意してください。

また、[警戒区域/立入禁止区域] への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Oshima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在，日本气象厅发布了伊豆大岛火山喷发警告（〇级）。

由于火山灰以及小型喷石等危险，前方请谨慎通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 이즈 오시마 화산 (분화구 〇 km 이내)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행에주의하십시오.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지마십시오.





修正前（平成30年5月時点） 附-27	修正後（令和2年10月時点） 附-34
<p><b>（3）噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。</p> <p>噴火速報は、常時観測火山*を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため、留意が必要である。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。</p> <p>※気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>	<p><b>（3）噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早くお知らせし、直ちに身を守る行動を取っていたりするための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>① 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>② 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）</p> <p>③ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p>※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>

## (6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料
週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。

## (6) その他の情報等

情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。

修正前（平成30年5月時点） 附-30	修正後（令和2年10月時点） 附-38
<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 土砂災害緊急情報</b>  噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。  土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。  市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p> <p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b>  避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備を行う。  要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）</b>  避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。  避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</p>	<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 土砂災害緊急情報</b>  噴火によって山腹斜面に火山灰や<b>火砕流堆積物</b>が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。  土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。  市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p> <p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b>  避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、<b>非常用持ち出し品</b>などを用意するなど、避難準備を行う。  要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）</b>  避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。  避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-32	修正後（令和2年10月時点） 附-40
<p><b>火山弾</b> 特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p> <p><b>火山地質図</b> 火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b> 火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b> 火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>活火山</b> 「概ね過去1万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。</p> <p><b>カルデラ</b> 火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b> 鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b> 噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b> 火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むものこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低い（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b> 火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b> 火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>	<p><b>火山弾</b> 特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮状火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p> <p><b>火山地質図</b> 火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b> 火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b> 火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>活火山</b> 「概ね過去1万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。 <b>日本では現在111の火山が活火山に認定されている。</b></p> <p><b>カルデラ</b> 火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b> 鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b> 噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b> 火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むものこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低い（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b> 火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b> 火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>

修正前（平成30年5月時点） 附-33	修正後（令和2年10月時点） 附-41
<p><b>【さ】</b></p> <p><b>山体崩壊</b>            山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。</p> <p><b>水蒸気噴火</b>            地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>            火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>            比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。</p> <p><b>スパター</b>            火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>            中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>            成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>            マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口</p> <p><b>地殻変動</b>            測地測量などによって認められる現在の地殻の変位・変形のこと。</p> <p><b>地磁気</b>            磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の値が変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>泥流</b>            「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>            火砕物のこと。噴火により砕かれてつくられたマグマ片、岩片の総称</p>	<p><b>【さ】</b></p> <p><b>山体崩壊</b>            山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。  <b>1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。</b></p> <p><b>水蒸気噴火</b>            地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>            火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>            比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。<b>地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。</b></p> <p><b>スパター</b>            火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>            中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>            成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>            マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。  <b>水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。高さの低く扁平なものをタフリング、高さが高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。</b></p> <p><b>地殻変動</b>  <b>地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。</b></p> <p><b>地磁気</b>            磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の値が変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>泥流</b>            「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>  <b>火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</b></p>

修正前（平成30年5月時点） 附-34	修正後（令和2年10月時点） 附-42
<p><b>土石流</b> 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b> <b>プリニー式噴火</b> 大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。</p> <p><b>プレートテクトニクス</b> 地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b> 火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b> 火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b> 火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、またはその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b> 単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>	<p><b>土石流</b> 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b> <b>プリニー式噴火</b> 大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。<b>西暦79年、イタリアのベスビオ火山が大噴火したとき、救済のために活躍した博物学者プリニウスの名に由来する。</b></p> <p><b>プレートテクトニクス</b> 地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b> 火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b> 火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b> 火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、またはその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b> 単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-35	修正後（令和2年10月時点） 附-43
<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b></p> <p>気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b></p> <p>「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>放射性炭素年代</b></p> <p>生物遺体中の放射性炭素<sup>14</sup>C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。</p> <p><b>【ま】</b></p> <p><b>マール</b></p> <p>「タフリング」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b></p> <p>地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b></p> <p>マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b></p> <p>高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと共に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b></p> <p>火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b></p> <p>マグマが噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b></p> <p>火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>	<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b></p> <p>気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b></p> <p>「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>放射性炭素年代</b></p> <p>生物遺体中の放射性炭素<sup>14</sup>C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。</p> <p><b>【ま】</b></p> <p><b>マール</b></p> <p>「タフリング、<b>タフコーン</b>」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b></p> <p>地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b></p> <p>マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b></p> <p>高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと<b>とも</b>に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b></p> <p>火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b></p> <p>マグマ<b>そのもの</b>が噴出する噴火。</p> <p><b>鳴動</b></p> <p>火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-36	修正後（令和2年10月時点） 附-44
<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>            マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>            粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>            地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成21年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>	<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>            マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>            粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>            地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。<b>1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。</b></p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成21年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>



図 災連設の置

防 関 施 等 位

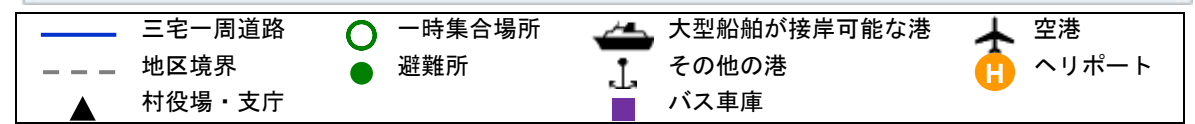


図 災 関 施 設 の 位

防 連 等 置

修正前（平成30年5月時点） 本-50	修正後（令和2年10月時点） 本-50
<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p>(1) 村                  村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認など）                  ○ 関係機関への避難対応準備の連絡                  ○ 村道の点検、機能確保                  ○ 災害備蓄品の点検                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 避難者総数の把握                  ○ 避難所の開設、点検                  ○ バスの配備                  ○ 東海汽船への避難対応準備の要請                  ○ 避難手順の確認</p> <p>(2) 支庁                  支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 都道・港・空港の点検、機能確保                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 災害備蓄品の点検</p> <p>(3) 警察署・消防本部・消防団                  警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 装備等の点検等</p> <p><b>2 一般住民の島内避難</b></p> <p>(1) 避難方法                  ア 基本とする避難方法                  地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。                  なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。</p>	<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p>(1) 村                  村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（<b>非常用持ち出し品</b>の準備、避難方法の確認など）                  ○ 関係機関への避難対応準備の連絡                  ○ 村道の点検、機能確保                  ○ 災害備蓄品の点検                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 避難者総数の把握                  ○ 避難所の開設、点検                  ○ バスの配備                  ○ 東海汽船への避難対応準備の要請                  ○ 避難手順の確認</p> <p>(2) 支庁                  支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 都道・港・空港の点検、機能確保                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 災害備蓄品の点検</p> <p>(3) 警察署・消防本部・消防団                  警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 装備等の点検等</p> <p><b>2 一般住民の島内避難</b></p> <p>(1) 避難方法                  ア 基本とする避難方法                  地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。                  なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。</p>



修正前（平成30年5月時点） 本-52

修正後（令和2年10月時点） 本-52

表 避難対象地域別避難計画（総括）※1

表 避難対象地域別避難計画（総括）※1

避難対象地域	人口※2		バス台数※3	避難誘導者	一時集合場所	隣接地域の避難所等（一時的な目的地）	避難先※4
神着	492人	1,071人	延べ27台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校	【阿古】(940人) ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園
伊豆	421人			・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所	【坪田】(2,967人) ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校	【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園
伊ヶ谷	158人			・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所	【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校
阿古	907人		延べ23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所	【伊ヶ谷】 ・三宅村コミュニティセンター 【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅高校	【神着】(75人) ・神着老人福祉館 【伊豆】(2,291人) ・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校
坪田	605人		延べ16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所	【神着】 ・神着老人福祉館 ・湯舟グラウンド 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【伊ヶ谷】(303人) ・三宅村コミュニティセンター ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園

避難対象地域	人口※2		バス台数※3	避難誘導者	一時集合場所	隣接地域の避難所等（一時的な目的地）	避難先※4
神着	474人	1,016人	延べ26台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高等学校	【阿古】(940人) ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園
伊豆	396人			・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所	【坪田】(2,967人) ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高等学校	【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園
伊ヶ谷	146人			・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所	【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高等学校
阿古	820人		延べ21台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所	【伊ヶ谷】 ・三宅村コミュニティセンター 【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅高等学校	【神着】(75人) ・神着老人福祉館 【伊豆】(2,291人) ・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校
坪田	583人		延べ15台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高等学校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所	【神着】 ・神着老人福祉館 ・湯舟グラウンド 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【伊ヶ谷】(303人) ・三宅村コミュニティセンター ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 平成29年1月1日現在

※3 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

※4 カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

※1 避難対象地域別の計画は、マニュアル編を参照のこと。

※2 令和2年1月31日現在

※3 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）

※4 カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

修正前（平成30年5月時点） 本-56	修正後（令和2年10月時点） 本-56
<p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難所などを、防災のしおりや防災マップで把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）および地区長等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、村役場または自治会責任者に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>	<p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難所などを、防災のしおりや防災マップで把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の<b>携帯ラジオ等の非常用持ち出し品</b>を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官、消防団員）および地区長等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、村役場または自治会責任者に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>

修正前（平成30年5月時点） 本-58	修正後（令和2年10月時点） 本-58
<p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p><b>(1) 避難所の開設</b>                      避難所は、原則として伊豆地区周辺の避難施設を使用する。避難施設は、伊豆避難施設を優先的に使用し、収容できない場合は、近隣の三宅小学校、三宅中学校、三宅村コミュニティセンターに収容する。                      ただし、神着・伊豆・伊ヶ谷地区が避難対象地域となった場合は、阿古地区および坪田地区の公共施設を使用する。                      なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。</p> <p><b>(2) 避難所の運営</b></p> <p><b>ア 避難所事務所の開設</b>                      避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。</p> <p><b>イ 自主運営組織の確立</b>                      避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自治会等の代表者による自主運営組織を確立する。組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。                      村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。</p> <p><b>ウ 避難所担当職員会議</b>                      村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。                      避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。</p> <p><b>エ 避難環境の整備</b>                      村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活、休憩、更衣などのスペース確保</li> <li>○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮</li> <li>○ 避難者のプライバシー確保</li> <li>○ 飲料水や食品の安全確保</li> <li>○ トイレ機能の確保</li> <li>○ 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理</li> <li>○ 防犯対策</li> <li>○ 救護所の設置</li> <li>○ 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止</li> <li>○ 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置</li> </ul>	<p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p><b>(1) 避難所の開設</b>                      避難所は、原則として伊豆地区周辺の避難施設を使用する。避難施設は、伊豆避難施設を優先的に使用し、収容できない場合は、近隣の三宅小学校、三宅中学校、三宅村コミュニティセンターに収容する。                      ただし、神着・伊豆・伊ヶ谷地区が避難対象地域となった場合は、阿古地区および坪田地区の公共施設を使用する。                      なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。</p> <p><b>(2) 避難所の運営</b></p> <p><b>ア 避難所事務所の開設</b>                      避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。</p> <p><b>イ 自主運営組織の確立</b>                      避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自治会等の代表者による自主運営組織を確立する。組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。                      村職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。</p> <p><b>ウ 避難所担当職員会議</b>                      村は、避難所担当職員を定期的に村役場（村災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。                      避難所担当職員は、村（村災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。</p> <p><b>エ 避難環境の整備</b>                      村は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活、休憩、更衣などのスペース確保</li> <li>○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮</li> <li>○ 避難者のプライバシー確保</li> <li>○ 飲料水や食品の安全確保</li> <li>○ トイレ機能の確保</li> <li>○ 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理</li> <li>○ 防犯対策</li> <li>○ 救護所の設置</li> <li>○ 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止</li> <li>○ 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置</li> <li>○ 防火対策</li> <li>○ 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策</li> <li>○ 流言対策</li> </ul>



修正前（平成30年5月時点） 本-60	修正後（令和2年10月時点） 本-60
<p>(6) その他</p> <p>ア 治安の維持 警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。 警察署は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。</p> <p>イ 報道機関への対応 村および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。 記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。 報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。</p> <p>ウ 相談窓口の設置 村は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。</p> <p>エ 受援対策 村、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。</p> <p>2 島外での避難生活 避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。</p>	<p>(6) その他</p> <p>ア 治安の維持 警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、村は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。 警察署は、避難所における防犯のため、村や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。</p> <p>イ 報道機関への対応 村および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。 記者発表は、村長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。 報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。<b>また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。 火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに定時に説明を行う仕組みを作る。</b></p> <p>ウ 相談窓口の設置 村は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、村職員を配置して住民からの相談に当たる。</p> <p>エ 受援対策 村、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。</p> <p>2 島外での避難生活 避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、村、関係機関が連携して実施する。</p>

修正前（平成30年5月時点）	修正後（令和2年10月時点） マ-6
<b>記載なし</b>	<p><b>2 立入規制の実施</b></p> <p><b>(1) 立入規制の方法</b></p> <p>立入規制の方法は、次のとおりとする。災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し立入規制を行うことができるのは村長となっている。このため、法律上は、村が立入規制を行うことになるが、実務上は、各道路の管理者は、村の要請を受けて道路封鎖等の作業を協力して行う。なお、細い農道や、林道については平常時から表示板を設置し、災害時立入規制が実施される旨を周知することで対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 村は、村道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。</li><li>○ 支庁は、都道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。</li><li>○ 村、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。</li></ul>

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
現象発生時	□現地情報の把握、共有	●	●	▲	▲	●		マ-12
	□火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	●						
	□表示板の設置	●	▲					
継続対応	□現地情報の把握、共有	●	▲	▲	▲	●		
	□立入規制の周知	●						
	□立入許可申請の対応	●						
	□立入者の把握	●						

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
現象発生時	□現地情報の把握、共有	●	●	▲	▲	●	▲	マ-14
	□火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	●						
	□表示板の設置	●	▲					
継続対応	□現地情報の把握、共有	●	▲	▲	▲	●	▲	
	□立入規制の周知	●	▲	▲	▲			
	□立入許可申請の対応	●						
	□立入者の把握、共有	●						

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知 （防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ）</li> <li>・ 立入者許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握（現象発生時）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> </ul>
火山防災 連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知 （防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ）</li> <li>・ 立入者許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有（現象発生時）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災 連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-6
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	●						
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		●					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	△	△	○		マ-16
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	●	▲	▲		▲		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	
	<input type="checkbox"/> 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	●	●					
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○						
継続対応	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	△	△	△	○		マ-16
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○						
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○						
	<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	●	●					

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-6
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	●						
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		●					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	△	△	○	△	マ-18
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	●	▲	▲	▲	▲		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	
	<input type="checkbox"/> 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	●	●	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○						
継続対応	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	△	△	△	○	△	マ-18
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	●	●					

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル1から実施していることを表す。

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握（噴火警報発表時）</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
火山防災 連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有（噴火警報発表時）</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災 連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□島内関係機関への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	□現地情報の把握	○	○	●	●	○		マ-20
	□立入規制の実施	○	△	△		△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○		▲			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○			▲			
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	●	●					-
	□港・空港の点検、機能確保		●					
	□交通規制	▲	▲	●				
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	●	●					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
	□装備等の点検等			●	●			
避難行動要支援者（避難準備）								
避難対応	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-22
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●						
	□社会福祉施設等への伝達	●						
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●			
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成	●						
	□島内の避難先の確保	●						
	□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲		
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲	
□受入準備（島外避難の準備）						●		
継続対応	□現地情報の把握	○	●	●	●	○		マ-20
	□立入規制の周知	○						
	□立入許可申請の対応	○						
	□立入者の把握	○						
	□規制箇所の巡回	○	○	●				

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す。

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□島内関係機関への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	●	●	○	△	マ-22
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	▲			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	▲	▲	▲			
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	●	●					-
	□港・空港の点検、機能確保		●					
	□交通規制	▲	▲	●				
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	●	●					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			
	□装備等の点検等			●	●			
避難行動要支援者（避難準備）								
避難対応	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-23
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●						
	□社会福祉施設等への伝達	●						
	□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●			
	□避難者リスト（介添者を含む。）の作成	●						
	□島内の避難先の確保	●						
	□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲		
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□情報共有、調整（島外避難の準備）	●	▲				▲	
□受入準備（島外避難の準備）						●		
継続対応	□現地情報の把握	○	●	●	●	○	△	マ-22
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
	□立入許可申請の対応	○						
	□立入者の把握、共有	○	△	△	△			
	□規制箇所の巡回	○	○	●				

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル2までに実施していることを表す



修正前（平成30年5月時点） マ-21

修正後（令和2年10月時点） マ-22

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への避難準備の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成</li> <li>・島内の避難先の確保</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入準備（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への避難準備の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成</li> <li>・島内の避難先の確保</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・情報共有、調整（島外避難の準備）</li> <li>・受入準備（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-25
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△		△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			○	○			
噴火警報発表時対応	避難行動要支援者（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-27
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保	○						
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
	<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	●	●	●	●			
	<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
	来島者（島外避難）							
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-29	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●							
<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	●		▲	▲				
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	●							
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	●			●				
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●							
<input type="checkbox"/> 継続対応	○	○	○	○	○			マ-25

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	<input type="checkbox"/> 噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 住民・来島者への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○		マ-27
	<input type="checkbox"/> 立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	<input type="checkbox"/> 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡	○						
	<input type="checkbox"/> 規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
	<input type="checkbox"/> 表示板の設置	○	△					
避難経路等の確保	<input type="checkbox"/> 道路の点検、機能確保	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 港・空港の点検、機能確保		○					
	<input type="checkbox"/> 交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄品の点検	○	○					-
	<input type="checkbox"/> 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 装備等の点検等			○	○			
噴火警報発表時対応	避難行動要支援者（島内避難）							
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-29
	<input type="checkbox"/> 島内避難の決定の報告	●	▲				▲	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保	○						
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲			
	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
	<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	●	●	●	●			
	<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
	来島者（島外避難）							
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-31	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	●							
<input type="checkbox"/> 島外避難の呼びかけ	●		▲	▲				
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	●							
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	●			●				
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	●							
<input type="checkbox"/> 継続対応	○	○	○	○	○	○		マ-27

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3①までに実施していることを表す。



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 火山ガス条例による立入許可者への退避連絡</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



修正前（平成30年5月時点） マ-27

修正後（令和2年10月時点） マ-29

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定</li> <li>・島内避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・島内の避難先の確保</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定</li> <li>・島内避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・島内の避難先の確保</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災 連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-29

修正後（令和2年10月時点） マ-31

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</b></li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□島内関係機関への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲/-			マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
立入規制	□現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-33
	□立入規制の実施	○	△	△		△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○			△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	○	○					-
	□港・空港の点検、機能確保		○					
	□交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	○	○					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-35
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□村営バスの配備	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●		●	
避難行動要支援者（島外避難）								
□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-36	
□島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
□島外への移送の要請	●	▲				▲		
□島内関係機関への伝達	○							
□社会福祉施設等への伝達	○							
□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		▲		
□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△			

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□島内関係機関への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	●	マ-34
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		
避難経路等の確保	□道路の点検、機能確保	○	○					-
	□港・空港の点検、機能確保		○					
	□交通規制	△	△	○				
防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	○	○					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-37
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握、共有	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□村営バスの配備	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●		●	
避難行動要支援者（島外避難）								
□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-39	
□島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
□島外への移送の要請	●	▲				▲		
□島内関係機関への伝達	○							
□社会福祉施設等への伝達	○							
□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		▲		
□島内の移送経路・方法の検討	○	△			△			

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議	●	▲			●	マ-36	
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○			
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
	来島者（島外避難）								
	継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-33
			<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○					
			<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○					
			<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○					
			<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○			
			<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△/-		
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告			○	△			△		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○								
		<input type="checkbox"/> 島外避難の強い呼びかけ	●	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○						
		<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○		○				
		<input type="checkbox"/> 残留者の確認	○						

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議	●	▲			●	マ-39	
		<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○			
		<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
	来島者（島外避難）								
	継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-41
			<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△		
			<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○					
			<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○					
			<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○			
			<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△/-	△	
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告			○	△			△		
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○								
		<input type="checkbox"/> 島外避難の強い呼びかけ	●	▲	▲				
		<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○						
		<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○		○				
		<input type="checkbox"/> 残留者の確認	○						

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関

※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル3②までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。



修正前（平成30年5月時点） マ-34

修正後（令和2年10月時点） マ-36

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・村営バスの配備</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難手順の確認（島外避難の準備）</li> <li>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・村営バスの配備</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・避難手順の確認（島外避難の準備）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 社会福祉施設等への島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・ 島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 社会福祉施設等への島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・ 島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・ 島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・ 島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・ 島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・ 島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・ 島内での避難支援</li> <li>・ 島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・ 島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・ 避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・ 島外への移送の協議</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-6
	□島内関係機関への伝達	●						
	□住民・来島者への伝達	●						
	□都漁業用海岸局への伝達		●					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲/-			マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
	□都漁業用海岸局への伝達		●					
立入規制	□現地情報の把握	●	●	●	●	●		マ-42
	□立入規制の実施	●	▲	▲		▲		
	□立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	
	□規制箇所での道路等の封鎖	●	●		▲			
	□表示板の設置	●	▲					
	□立入規制の周知	●			▲			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
避難経路等の確保	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		-
	□道路の点検、機能確保	●	●					
	□港・空港の点検、機能確保		●					
防災機能等の確保	□交通規制	▲	▲	●				-
	□災害備蓄品の点検	●	●					
防災機能等の確保	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			-
	□装備等の点検等			●	●			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-44
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□村営バスの配備	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●		●	
避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
□島内避難／島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-45	
□島内避難／島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
□島外への移送の要請（島外避難）	●*	▲*				▲*		
□島内の避難先の確保（島内避難）	●							
□島内関係機関への伝達	●							
□社会福祉施設等への伝達	●							
□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲		▲*		

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	●	●	●	●	●	●	マ-6
	□島内関係機関への伝達	●						
	□住民・来島者への伝達	●						
	□都漁業用海岸局への伝達		●					
避難情報の発令	□避難情報の発令	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-6
	□避難情報発令の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民・来島者への伝達	●		●	●			
	□都漁業用海岸局への伝達		●					
立入規制	□現地情報の把握、共有	●	●	●	●	●	●	マ-44
	□立入規制の実施	●	▲	▲	▲	▲		
	□立入規制の報告、通知	●	▲	▲	▲	▲	▲	
	□規制箇所での道路等の封鎖	●	●	▲	▲			
	□表示板の設置	●	▲					
	□立入規制の周知	●	▲	▲	▲			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	●	▲				●	マ-8
避難経路等の確保	□避難経路の検討	●	▲	▲	▲	▲		-
	□道路の点検、機能確保	●	●					
	□港・空港の点検、機能確保		●					
防災機能等の確保	□交通規制	▲	▲	●				-
	□災害備蓄品の点検	●	●					
防災機能等の確保	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	●	●	●	●			-
	□装備等の点検等			●	●			
避難対応	一般住民（避難準備）							
	□避難準備の決定	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-47
	□避難準備の決定の報告	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	●	●					
	□住民への伝達	●		●	●			
	□避難者総数の把握、共有	●	▲	▲	▲			
	□避難所の開設、点検	●						
	□村営バスの配備	●						
	□東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）	●						
	□避難手順の確認	●	●	●	●		●	
避難行動要支援者（島内避難／島外避難）								
□島内避難／島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-49	
□島内避難／島外避難の決定の報告	●	▲				▲		
□島外への移送の要請（島外避難）	●*	▲*				▲*		
□島内の避難先の確保（島内避難）	●							
□島内関係機関への伝達	●							
□社会福祉施設等への伝達	●							
□避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	●		●	●				
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲	▲		▲*		

三宅島火山避難計画新旧対照表

修正前（平成30年5月時点） マ-41

修正後（令和2年10月時点） マ-44

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲	マ-45	
		□島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*			●*		
		□島内での避難支援	●	●	●	●			
		□島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
		来島者（島外避難）							
	継続対応	立入規制	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-		マ-47
			□島外避難の決定の報告	●	▲			▲	
			□島内関係機関への伝達	●					
			□島外避難の強い呼びかけ	●		▲	▲		
			□観光協会等への呼びかけの要請	●					
継続対応	立入規制	□観光拠点の巡回	●			●		マ-42	
		□残留者の確認	●						
		□現地情報の把握	●	●	●	●	●		
		□立入規制の周知	●						
		□立入許可申請の対応	●						
□立入者の把握	●								
□規制箇所の巡回	●	●	●						

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関
- \*：島外避難の場合のみ

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報発表時対応	避難対応	□島内の移送経路・方法の検討	●	▲			▲	マ-49	
		□島外への移送の協議（島外避難）	●*	▲*			●*		
		□島内での避難支援	●	●	●	●			
		□島内の避難状況の確認	●	●	●	●			
		来島者（島外避難）							
	継続対応	立入規制	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲	マ-51
			□島外避難の決定の報告	●	▲			▲	
			□島内関係機関への伝達	●					
			□島外避難の強い呼びかけ	●		▲	▲		
			□観光協会等への呼びかけの要請	●					
継続対応	立入規制	□観光拠点の巡回	●			●		マ-44	
		□残留者の確認	●						
		□現地情報の把握、共有	●	●	●	●	●		●
		□立入規制の周知	●	▲	▲	▲			
		□立入許可申請の対応	●						
□立入者の把握、共有	●	▲	▲	▲					
□規制箇所の巡回	●	●	●						

- ：主体となる機関
- ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
②主体となる機関に協力を行う機関
- \*：島外避難の場合のみ

※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・村営バスの配備</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難手順の確認（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定</li> <li>・避難準備の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への避難準備の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・村営バスの配備</li> <li>・東海汽船への避難対応準備の要請（島外避難の準備）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への避難準備の伝達（高等学校）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への避難準備の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難準備の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・避難手順の確認（島外避難の準備）</li> </ul> <p>※島外避難に関する島外関係機関の対応は、第6章を参照</p>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-47

修正後（令和2年10月時点） マ-51

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</b></li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□島内関係機関への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	○	△	△	△/-			マ-6
	□避難情報発令の報告	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民・来島者への伝達	○		○	○			
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	□現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-51
	□立入規制の実施	○	△	△		△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○			△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
噴火警報発表時対応 避難経路等の確保	□避難経路の検討	○	△	△	△	△		-
	□道路の点検、機能確保	○	○					
	□港・空港の点検、機能確保		○					
	□交通規制	△	△	○				
噴火警報発表時対応 防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	○	○					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
噴火警報発表時対応 避難対応	一般住民（島外避難）*							
	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-			マ-53
	□島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
	□島外への移送の要請	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民への伝達	○		○	○			
	□避難者総数の把握	○	△	△	△			
	□避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	□村営バスの配備	○						
	□島外への移送手段の確保						●	
	□避難港の決定、報告	●	▲					
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲		▲	
	□避難誘導者の配置	●		▲	▲			
	□引率者の選定	●						
	□島内の避難誘導（乗船まで）	●	▲	▲	▲			
	□乗船リストの作成	●						
□島内の残留者の確認	●		●	●				
□島内の避難完了の確認	●	●	●	●				
□避難先の決定						●		
□避難先別の避難者振り分け	●					●		

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6
	□島内関係機関への伝達	○						
	□住民・来島者への伝達	○						
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
避難情報の発令	□避難情報の発令	○	△	△	△/-	△		マ-6
	□避難情報発令の報告	○	△				△	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民・来島者への伝達	○		○	○			
	□都漁業用海岸局への伝達		○					
立入規制	□現地情報の把握	○	○	○	○	○	○	マ-56
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△		
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△	
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△			
	□表示板の設置	○	△					
	□立入規制の周知	○	△	△	△			
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8
噴火警報発表時対応 避難経路等の確保	□避難経路の検討	○	△	△	△	△		-
	□道路の点検、機能確保	○	○					
	□港・空港の点検、機能確保		○					
	□交通規制	△	△	○				
噴火警報発表時対応 防災機能等の確保	□災害備蓄品の点検	○	○					-
	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			
	□装備等の点検等			○	○			
噴火警報発表時対応 避難対応	一般住民（島外避難）*							
	□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲		マ-58
	□島外避難の決定の報告	●	▲				▲	
	□島外への移送の要請	●	▲				▲	
	□島内関係機関への伝達	○	○					
	□住民への伝達	○		○	○			
	□避難者総数の把握	○	△	△	△			
	□避難手順の確認	○	○	○	○		○	
	□村営バスの配備	○						
	□島外への移送手段の確保						●	
	□避難港決定、報告	●	▲				▲	
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲		▲	
	□避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲			
	□引率者の選定	●						
	□島内の避難誘導（乗船まで）	●	▲	▲	▲			
	□乗船リストの作成	●						
□島内の残留者の確認	●		●	●				
□島内の避難完了の確認	●	●	●	●				
□避難先の決定						●		
□避難先別の避難者振り分け	●					●		



実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	避難行動要支援者（島外避難）							
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△/-			マ-55
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△	
	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議	○	△				○	
	<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
継続対応	立入規制							
	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○		
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○						
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○						
<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
     ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*：来島者の避難は、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ
噴火警報発表時対応	避難行動要支援者（島外避難）							
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△/-	△		マ-60
	<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請	○	△				△	
	<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○						
	<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			
	<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△	
	<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△		
	<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議	○	△				○	
	<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○			
	<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○			
継続対応	立入規制							
	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	
	<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△			
	<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○						
	<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△			
<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○					

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
     ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*：来島者の避難は、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施していることを表す。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-53.54		修正後（令和2年10月時点） マ-58																							
<p><b>■各機関の役割</b></p> <table border="1"> <tr> <td>村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港の決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td>※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照</td> </tr> </table>		村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港の決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照	<p><b>■各機関の役割</b></p> <table border="1"> <tr> <td>村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>支庁</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>警察署</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防本部／団</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>火山防災連絡事務所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難港決定の報告（村から受理）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>都</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>                     ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照                 </td> </tr> </table>		村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>	支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>	火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難港決定の報告（村から受理）</li> </ul>	都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照
村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港の決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>																								
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																								
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																								
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																								
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照																								
村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>																								
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																								
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																								
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>																								
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難港決定の報告（村から受理）</li> </ul>																								
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照																								
<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>		<p>※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載</p>																							

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定</li> <li>・島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定</li> <li>・島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>・島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	492人	延べ 13台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港（錆ヶ浜港） ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	421人	延べ 11台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやげ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	158人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	907人	延べ 23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	605人	延べ 16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 ・三宅村役場

- ※1 平成29年1月1日現在
- ※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）
- ※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。
- ※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港

《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	474人	延べ 12台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港（錆ヶ浜港） ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	396人	延べ 10台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやげ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	146人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	820人	延べ 21台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	583人	延べ 15台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高等学校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高等学校 ・三宅村役場

- ※1 令和2年1月31日現在
- ※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）
- ※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。
- ※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港



《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	474人	延べ 12台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港 （錆ヶ浜港） ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	396人	延べ 10台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやげ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	146人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	820人	延べ 21台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	583人	延べ 15台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 ・三宅村役場

※1 令和2年1月31日現在  
 ※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）  
 ※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。  
 ※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港

《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	474人	延べ 12台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港 （錆ヶ浜港） ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	396人	延べ 10台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやげ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	146人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	820人	延べ 21台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	583人	延べ 15台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅 <b>高等学校</b> グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅 <b>高等学校</b> ・三宅村役場

※1 令和2年1月31日現在  
 ※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）  
 ※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。  
 ※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港

■避難に関する施設の位置図



■避難に関する施設の位置図





3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6	
	□島内関係機関への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業用海岸局への伝達		○						
避難情報の発令	□避難情報の発令	○	△	△	△/-			マ-6	
	□避難情報発令の報告	○	△				△		
	□島内関係機関への伝達	○	○						
	□住民・来島者への伝達	○		○	○				
	□都漁業用海岸局への伝達		○						
立入規制	□現地情報の把握	○	○	○	○	○		マ-62	
	□立入規制の実施	○	△	△		△			
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△		
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○		△				
	□表示板の設置	○	△						
	□立入規制の周知	○			△				
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8	
避難経路等の確保	□避難経路の検討	○	△	△	△	△		-	
	□道路の点検、機能確保	○	○						
	□港・空港の点検、機能確保		○						
防災機能等の確保	□交通規制	△	△	○				-	
	□災害備蓄品の点検	○	○						
避難対応	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			マ-64	
	□装備等の点検等			○	○				
	一般住民（島内避難）								
	□島内避難の決定	●	▲	▲	▲/-				
	□島内避難の決定の報告	●	▲				▲		
	□島内関係機関への伝達	○	○						
	□住民への伝達	○		○	○				
	□避難者総数の把握	○	△	△	△				
	□避難手順の確認	○	○	○	○				
	□村営バスの配備	○							
	□避難所の開設、点検	○							
	□避難所の決定	●							
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲				
	□避難誘導者の配置	●		▲	▲				
	□避難誘導	●		●	●				
□残留者の確認	●		●	●					
□避難完了の確認	●		●	●					
一般住民（島外避難）									
□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-					
□島外避難の決定の報告	●	▲				▲			
□島外への移送の要請	●	▲							
□島内関係機関への伝達	○	○							
□住民への伝達	○		○	○					
□避難者総数の把握	○	△	△	△					

3 各機関の対応

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ	
噴火警報の伝達	□噴火警報の受信	○	○	○	○	○	○	マ-6	
	□島内関係機関への伝達	○							
	□住民・来島者への伝達	○							
	□都漁業用海岸局への伝達		○						
避難情報の発令	□避難情報の発令	○	△	△	△/-	△		マ-6	
	□避難情報発令の報告	○	△				△		
	□島内関係機関への伝達	○	○						
	□住民・来島者への伝達	○		○	○				
	□都漁業用海岸局への伝達		○						
立入規制	□現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	○	マ-68	
	□立入規制の実施	○	△	△	△	△			
	□立入規制の報告、通知	○	△	△	△	△	△		
	□規制箇所での道路等の封鎖	○	○	△	△				
	□表示板の設置	○	△						
	□立入規制の周知	○	△	△	△				
自衛隊の災害派遣	□自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて）	○	△				○	マ-8	
避難経路等の確保	□避難経路の検討	○	△	△	△	△		-	
	□道路の点検、機能確保	○	○						
	□港・空港の点検、機能確保		○						
防災機能等の確保	□交通規制	△	△	○				-	
	□災害備蓄品の点検	○	○						
避難対応	□防災機能（庁舎、通信設備など）の確認	○	○	○	○			マ-70	
	□装備等の点検等			○	○				
	一般住民（島内避難）								
	□島内避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲			
	□島内避難の決定の報告	●	▲				▲		
	□島内関係機関への伝達	○	○						
	□住民への伝達	○		○	○				
	□避難者総数の把握、共有	○	△	△	△				
	□避難手順の確認	○	○	○	○		○		
	□村営バスの配備	○							
	□避難所の開設、点検	○							
	□避難所の決定	●							
	□避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲				
	□避難誘導者の配置	●		▲	▲				
	□避難誘導	●		●	●				
□残留者の確認	●		●	●					
□避難完了の確認	●		●	●					
一般住民（島外避難）									
□島外避難の決定	●	▲	▲	▲/-	▲				
□島外避難の決定の報告	●	▲				▲			
□島外への移送の要請	●	▲							
□島内関係機関への伝達	○	○							
□住民への伝達	○		○	○					
□避難者総数の把握、共有	○	△	△	△					



実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ			
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○	○	マ-65			
		<input type="checkbox"/> 村営バスの配備	○								
		<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保							●		
		<input type="checkbox"/> 避難港の決定、報告	●	▲							
		<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			▲		
		<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●		▲	▲					
		<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●								
		<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	▲	▲	▲					
		<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●								
		<input type="checkbox"/> 島内の残留者の確認	●		●	●					
		<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	●					
		<input type="checkbox"/> 避難先の決定							●		
		<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●						●		
		避難行動要支援者（島内避難/島外避難）									
		<input type="checkbox"/> 島内避難/島外避難の決定	○	△	△	△/-					
<input type="checkbox"/> 島内避難/島外避難の決定の報告	○	△				△					
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○*1	△*1				△*1					
<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○										
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○										
<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○										
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			マ-66				
<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△*1					
<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△						
<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○*1	△*1				○*1					
<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○							
<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○							
来島者（島外避難）*2											
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△/-							
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△				△					
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○										
<input type="checkbox"/> 島外避難の強い呼びかけ	○		△	△							
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○										
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○			○							
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	○										
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握	○	○	○	○	○	マ-62			
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○								
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○								
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握	○								
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○						

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*1：島外避難の場合のみ  
 \*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。

実施項目		村	支庁	警察署	消防本部/団	火山防災連絡事務所	都	掲載ページ			
噴火警報発表時対応	避難対応	<input type="checkbox"/> 避難手順の確認	○	○	○	○	○	マ-71			
		<input type="checkbox"/> 村営バスの配備	○								
		<input type="checkbox"/> 島外への移送手段の確保							●		
		<input type="checkbox"/> 避難港決定、報告	●	▲			▲				
		<input type="checkbox"/> 避難者リストの作成、共有	●	▲	▲	▲			▲		
		<input type="checkbox"/> 避難誘導者の配置	●	▲	▲	▲					
		<input type="checkbox"/> 引率者の選定	●								
		<input type="checkbox"/> 島内の避難誘導（乗船まで）	●	▲	▲	▲					
		<input type="checkbox"/> 乗船リストの作成	●								
		<input type="checkbox"/> 島内の残留者の確認	●		●	●					
		<input type="checkbox"/> 島内の避難完了の確認	●	●	●	●					
		<input type="checkbox"/> 避難先の決定							●		
		<input type="checkbox"/> 避難先別の避難者振り分け	●						●		
		避難行動要支援者（島内避難/島外避難）									
		<input type="checkbox"/> 島内避難/島外避難の決定	○	△	△	△/-	△				
<input type="checkbox"/> 島内避難/島外避難の決定の報告	○	△				△					
<input type="checkbox"/> 島外への移送の要請（島外避難）	○*1	△*1				△*1					
<input type="checkbox"/> 島内の避難先の確保（島内避難）	○										
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○										
<input type="checkbox"/> 社会福祉施設等への伝達	○										
<input type="checkbox"/> 避難行動要支援者・避難支援等関係者への伝達	○		○	○			マ-73				
<input type="checkbox"/> 避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	○	△	△	△		△*1					
<input type="checkbox"/> 島内の移送経路・方法の検討	○	△			△						
<input type="checkbox"/> 島外への移送の協議（島外避難）	○*1	△*1				○*1					
<input type="checkbox"/> 島内での避難支援	○	○	○	○							
<input type="checkbox"/> 島内の避難状況の確認	○	○	○	○							
来島者（島外避難）*2											
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定	○	△	△	△/-	△						
<input type="checkbox"/> 島外避難の決定の報告	○	△				△					
<input type="checkbox"/> 島内関係機関への伝達	○	△									
<input type="checkbox"/> 島外避難の強い呼びかけ	○		△	△							
<input type="checkbox"/> 観光協会等への呼びかけの要請	○										
<input type="checkbox"/> 観光拠点の巡回	○			○							
<input type="checkbox"/> 残留者の確認	○										
継続対応	立入規制	<input type="checkbox"/> 現地情報の把握、共有	○	○	○	○	○	マ-68			
		<input type="checkbox"/> 立入規制の周知	○	△	△	△					
		<input type="checkbox"/> 立入許可申請の対応	○								
		<input type="checkbox"/> 立入者の把握、共有	○	△	△	△					
		<input type="checkbox"/> 規制箇所の巡回	○	○	○						

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*1：島外避難の場合のみ  
 \*2：来島者の避難は、一般住民が島外避難の場合には、一般住民の避難対応に準じる。  
 ※白抜き（○△）は、噴火警戒レベル4までに実施している項目である。  
 ※島外避難に関する島外関係機関の対応については、第6章を参照のこと。



■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の実施</li> <li>・ 立入規制の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 立入規制の通知 （通知先：警察署長、消防本部消防長、火山防災連絡事務所長）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知（防災行政無線、IP告知端末、広報車、表示板、村ホームページ、チラシ（船客待合所、空港、宿泊施設など））</li> <li>・ 立入許可申請の対応</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 表示板の設置（船客待合所、空港など）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> <li>・ 規制箇所の巡回</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> <li>・ 規制箇所での道路等の封鎖（規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖）</li> <li>・ 立入規制の周知</li> <li>・ 立入者の把握、共有</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の通知（村から受理）</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地情報の把握、共有</li> <li>・ 立入規制の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

修正前（平成30年5月時点） マ-64.65

修正後（令和2年10月時点） マ-70

■各機関の役割（島内避難）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定</li> <li>・島内避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への島内避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・村営バスの配備</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・避難所の決定</li> <li>・避難者リストの作成、共有</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>

■各機関の役割（島内避難）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定</li> <li>・島内避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・住民への島内避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・村営バスの配備</li> <li>・避難所の開設、点検</li> <li>・避難所の決定</li> <li>・避難者リストの作成、共有</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・島内関係機関への島内避難の伝達（高等学校）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難者リストの共有を受ける</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難者リストの共有を受ける</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への島内避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者総数の把握、共有</li> <li>・避難手順の確認</li> <li>・避難者リストの共有を受ける</li> <li>・避難誘導者の配置</li> <li>・避難誘導</li> <li>・残留者の確認</li> <li>・避難完了の確認</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難の決定の報告（支庁から受理）</li> <li>・避難手順の確認</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割（島外避難）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港の決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難手順の確認</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割（島外避難）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定</li> <li>島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>住民への島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>村営バスの配備</li> <li>避難港の決定、報告（報告先：支庁）</li> <li>避難者リストの作成、共有</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>引率者の選定</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>乗船リストの作成</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> <li>避難先別の避難者振り分け</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>島外への移送の要請（村から受理、都（総務局）に要請）</li> <li>島内関係機関への島外避難の伝達（高等学校）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難港決定の報告</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民への島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>避難者総数の把握、共有</li> <li>避難手順の確認</li> <li>避難者リストの共有を受ける</li> <li>避難誘導者の配置</li> <li>島内の避難誘導（乗船まで）</li> <li>島内の残留者の確認</li> <li>島内の避難完了の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難港決定の報告（村から受理）</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載



修正前（平成30年5月時点） マ-66

修正後（令和2年10月時点） マ-73

■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
都	※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割（◎：島外避難のみ）

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定</li> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>◎島外への移送の要請（要請先：支庁）</li> <li>・島内の避難先の確保（島内避難）</li> <li>・島内関係機関への島内避難／島外避難の伝達（マ-8参照）</li> <li>・社会福祉施設等への島内避難／島外避難の伝達（あじさいの里、中央診療所）</li> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>◎島外への移送の要請（村から受理、都（福祉保健局）に要請）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> <li>◎島外への移送の協議（協議先：都（福祉保健局））</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
消防本部／団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者・避難支援等関係者への島内避難／島外避難の伝達（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・避難者リスト（介添者を含む。）の共有を受ける</li> <li>・島内での避難支援</li> <li>・島内の避難状況の確認</li> </ul>
火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の移送経路・方法の検討</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島内避難／島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul> ※島外避難に関する実施項目は、第6章を参照

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

■各機関の役割

村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定</li> <li>・ 島外避難の決定の報告（報告先：支庁）</li> <li>・ 島内関係機関への伝達（マ-8参照）</li> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ （防災行政無線、IP告知端末、エリアメール、広報車）</li> <li>・ 観光協会等への呼びかけの要請（観光協会、東海汽船、航空会社など）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> <li>・ 残留者の確認</li> </ul>
支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（村から受理、都（総務局）に報告）</li> <li>・ 島内関係機関への伝達（マ-8参照）</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> </ul>
消防本部/団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の強い呼びかけ（広報車による巡回、地域での呼びかけ）</li> <li>・ 観光拠点の巡回</li> </ul>
都	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島外避難の決定の報告（支庁から受理）</li> </ul>

※「3 各機関の対応」における主体となる機関・協力を行う機関の実施項目を記載

《詳細資料》島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

《詳細資料》島内避難計画（避難対象地域別避難計画）

1) 総括

1) 総括

避難対象地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	隣接地域の避難所等 (一時的な目的地)	避難先 ※3
神着	492人	延べ27台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【阿古】(940人) ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 【坪田】(2,967人) ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校
伊豆	421人		・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		
伊ヶ谷	158人		・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		
阿古	907人	延べ23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所	【伊ヶ谷】 ・三宅村コミュニティセンター 【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅高校	【神着】(75人) ・神着老人福祉館 【伊豆】(2,291人) ・伊豆避難施設
坪田	605人	延べ16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所	【神着】 ・神着老人福祉館 ・湯舟グラウンド 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやげ保育園 【伊ヶ谷】(303人) ・三宅村コミュニティセンター

避難対象地域	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	隣接地域の避難所等 (一時的な目的地)	避難先 ※3
神着	474人	延べ26台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	【阿古】(940人) ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 【坪田】(2,967人) ・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校
伊豆	396人		・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		
伊ヶ谷	146人		・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		
阿古	820人	延べ21台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所	【伊ヶ谷】 ・三宅村コミュニティセンター 【坪田】 ・旧坪田中学校 ・三宅高校	【神着】(75人) ・神着老人福祉館 【伊豆】(2,291人) ・伊豆避難施設
坪田	583人	延べ15台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高等学校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所	【神着】 ・神着老人福祉館 ・湯舟グラウンド 【阿古】 ・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園	・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやげ保育園 【伊ヶ谷】(303人) ・三宅村コミュニティセンター

※1 平成29年1月1日現在

※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

※3 カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計

※1 令和2年1月31日現在

※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）

※3 カッコ内の人数は、地区内の避難所収容人数の合計



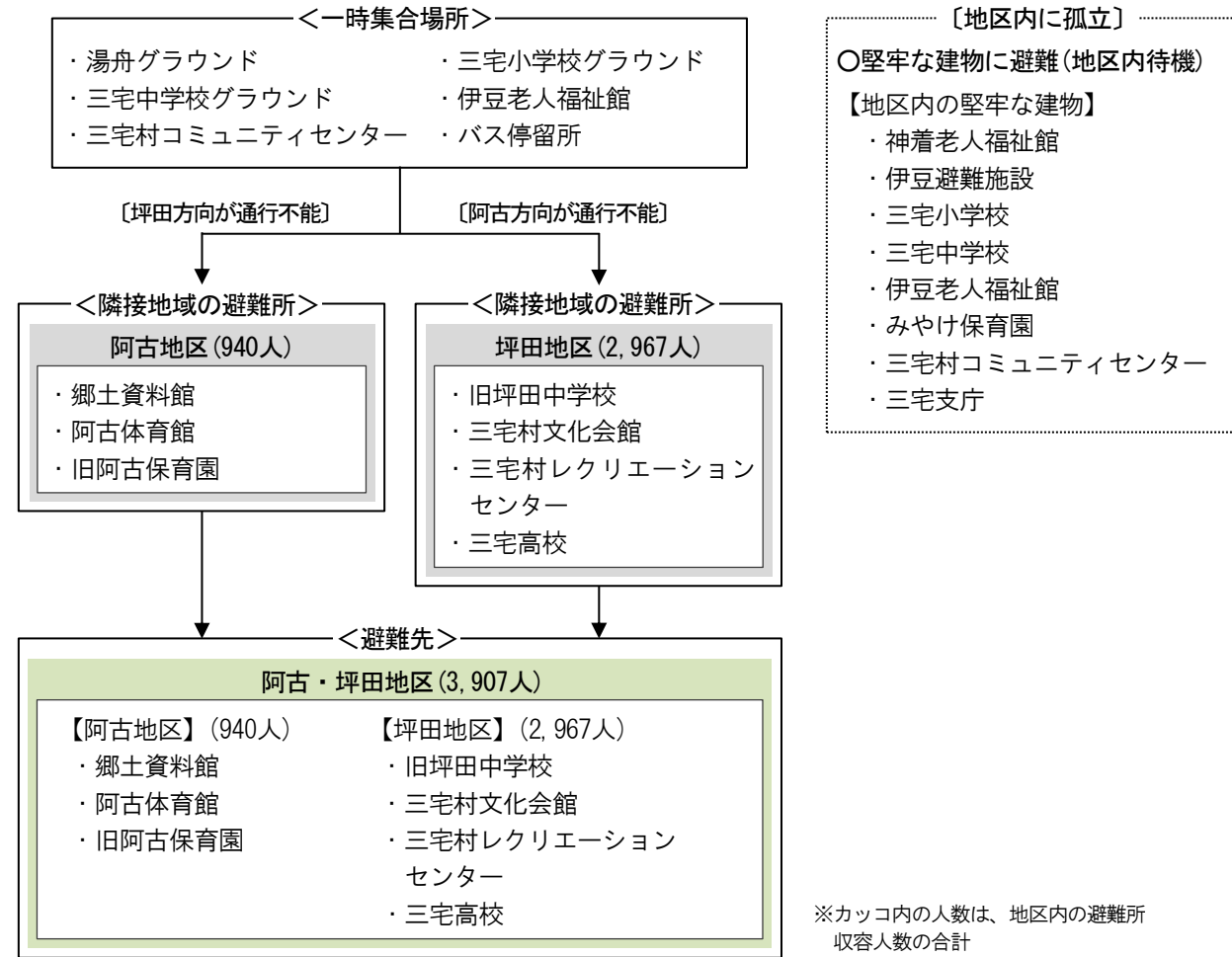
2) 神着・伊豆・伊ヶ谷地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
1,071人	延べ27台	村職員、警察官、神着・伊豆・伊ヶ谷分団員

\* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

■避難方法（道路状況別）



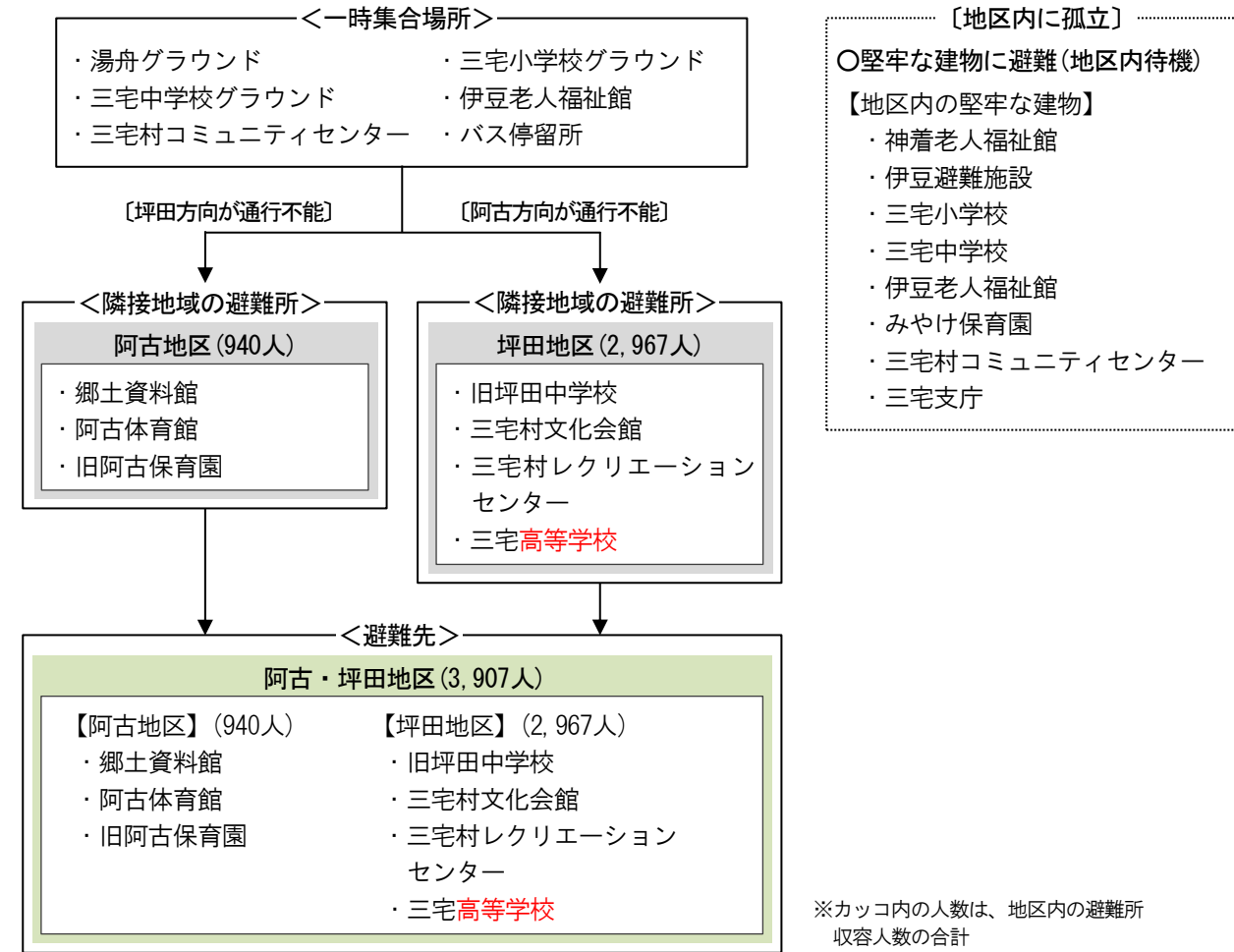
2) 神着・伊豆・伊ヶ谷地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
1,016人	延べ26台	村職員、警察官、神着・伊豆・伊ヶ谷分団員

\* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）

■避難方法（道路状況別）



■避難経路図（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）



	三宅一周道路		一時集合場所		避難所		避難方向*
	地区境界		地区内の堅牢な建物		バス車庫		

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
破線：避難施設までの経路

■避難経路図（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）



	三宅一周道路		一時集合場所		避難所		避難方向*
	地区境界		地区内の堅牢な建物		バス車庫		

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
破線：避難施設までの経路

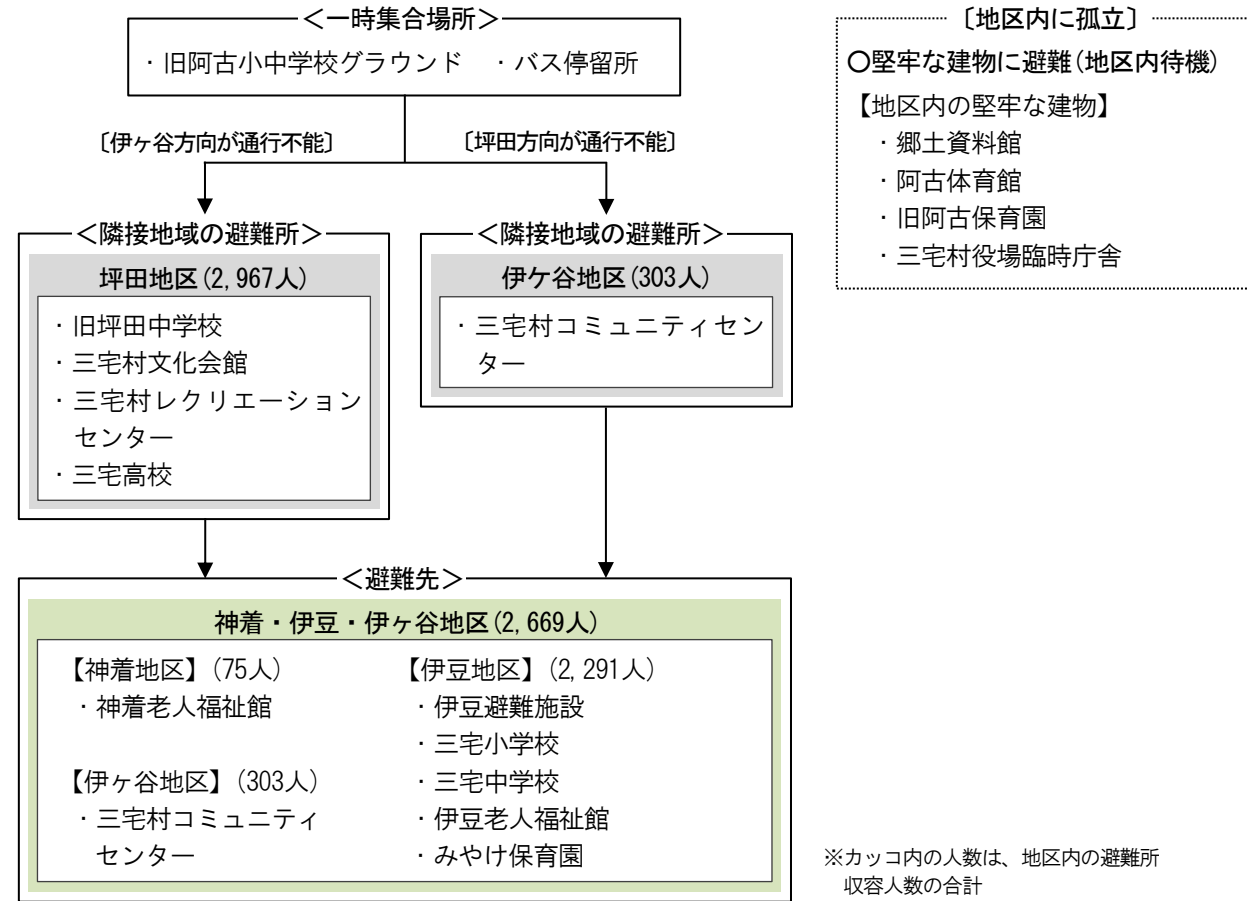
3) 阿古地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
907人	延べ24台	村職員、警察官、阿古分団員

\* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

■避難方法（道路状況別）



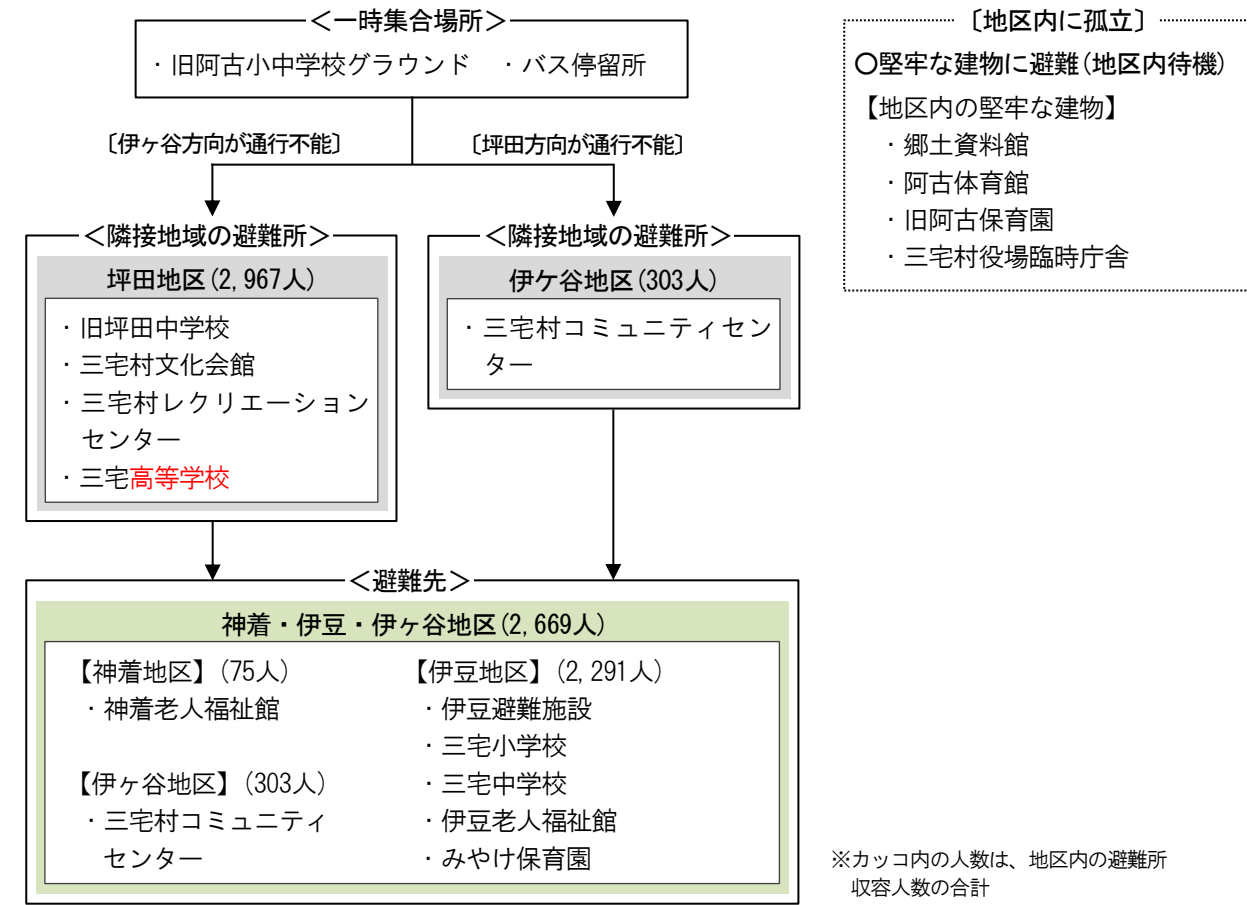
3) 阿古地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
820人	延べ21台	村職員、警察官、阿古分団員

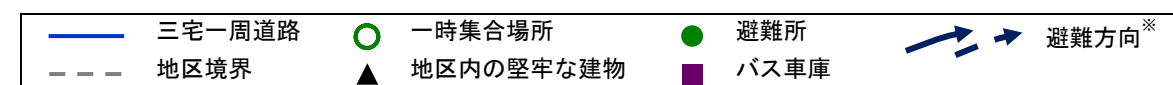
\* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）

■避難方法（道路状況別）



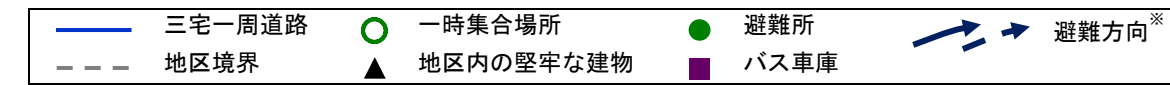


■避難経路図（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）



※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
破線：避難施設までの経路

■避難経路図（神着・伊豆・伊ヶ谷地区）



※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
破線：避難施設までの経路

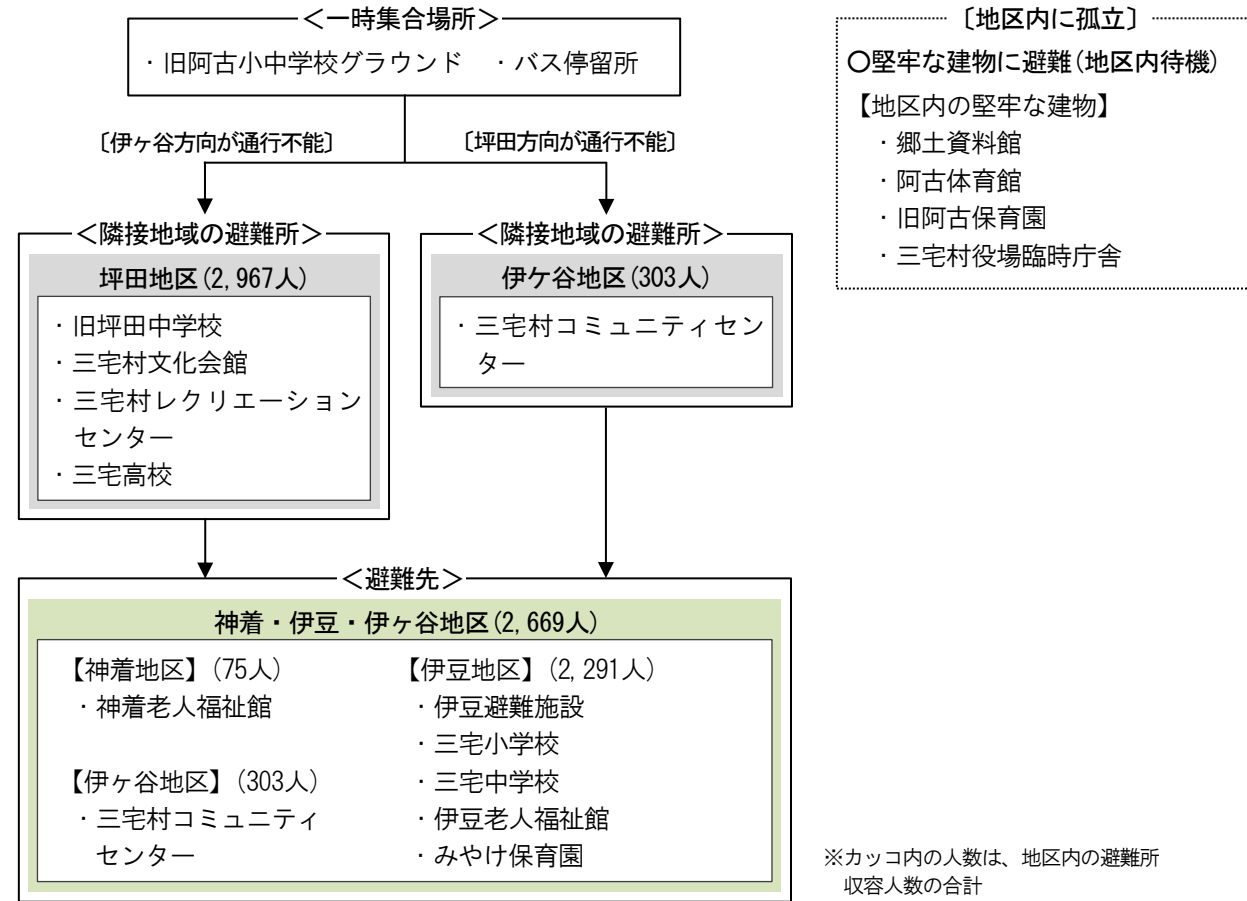
3) 阿古地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
907人	延べ24台	村職員、警察官、阿古分団員

\* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）

■避難方法（道路状況別）



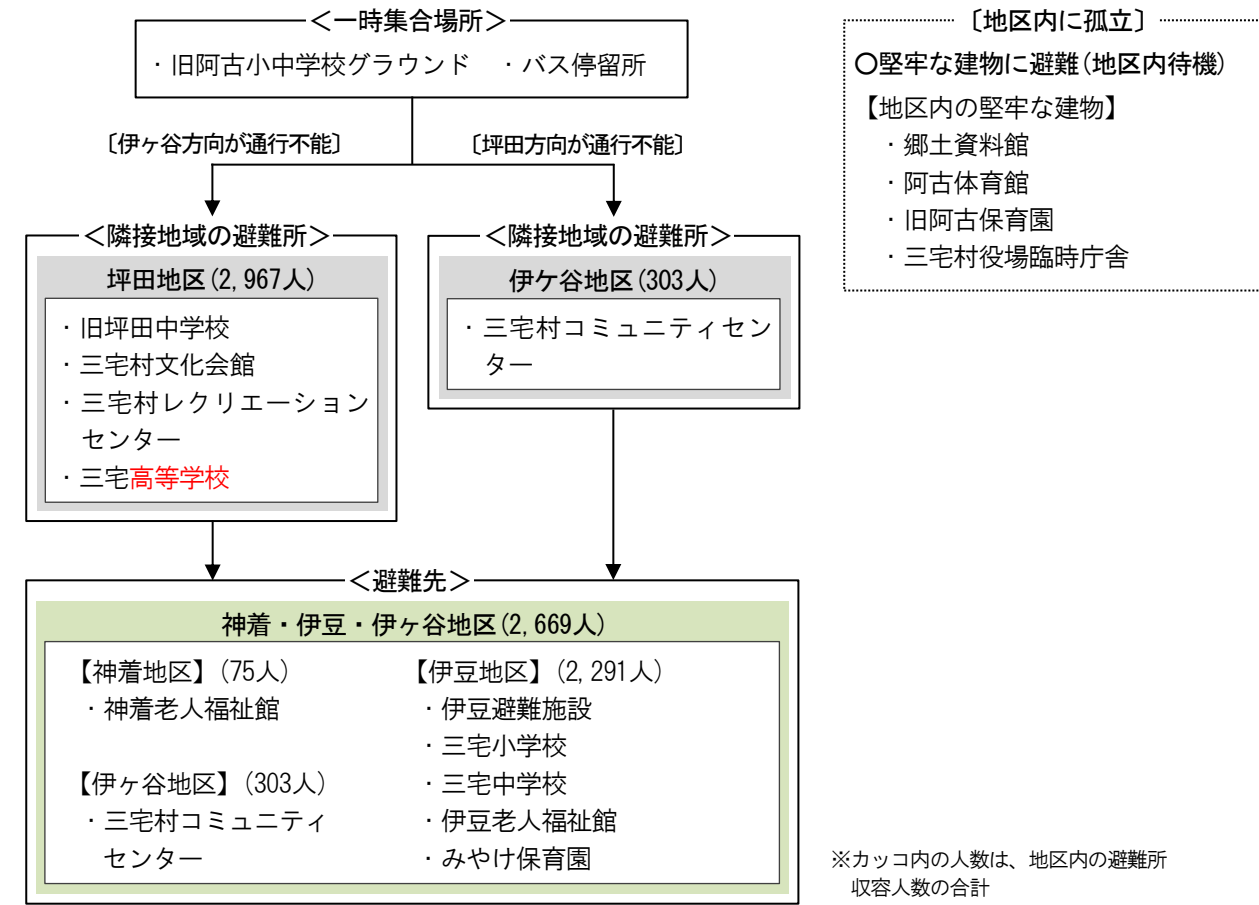
3) 阿古地区

■基本情報

人口	バス台数*	避難誘導者
820人	延べ21台	村職員、警察官、阿古分団員

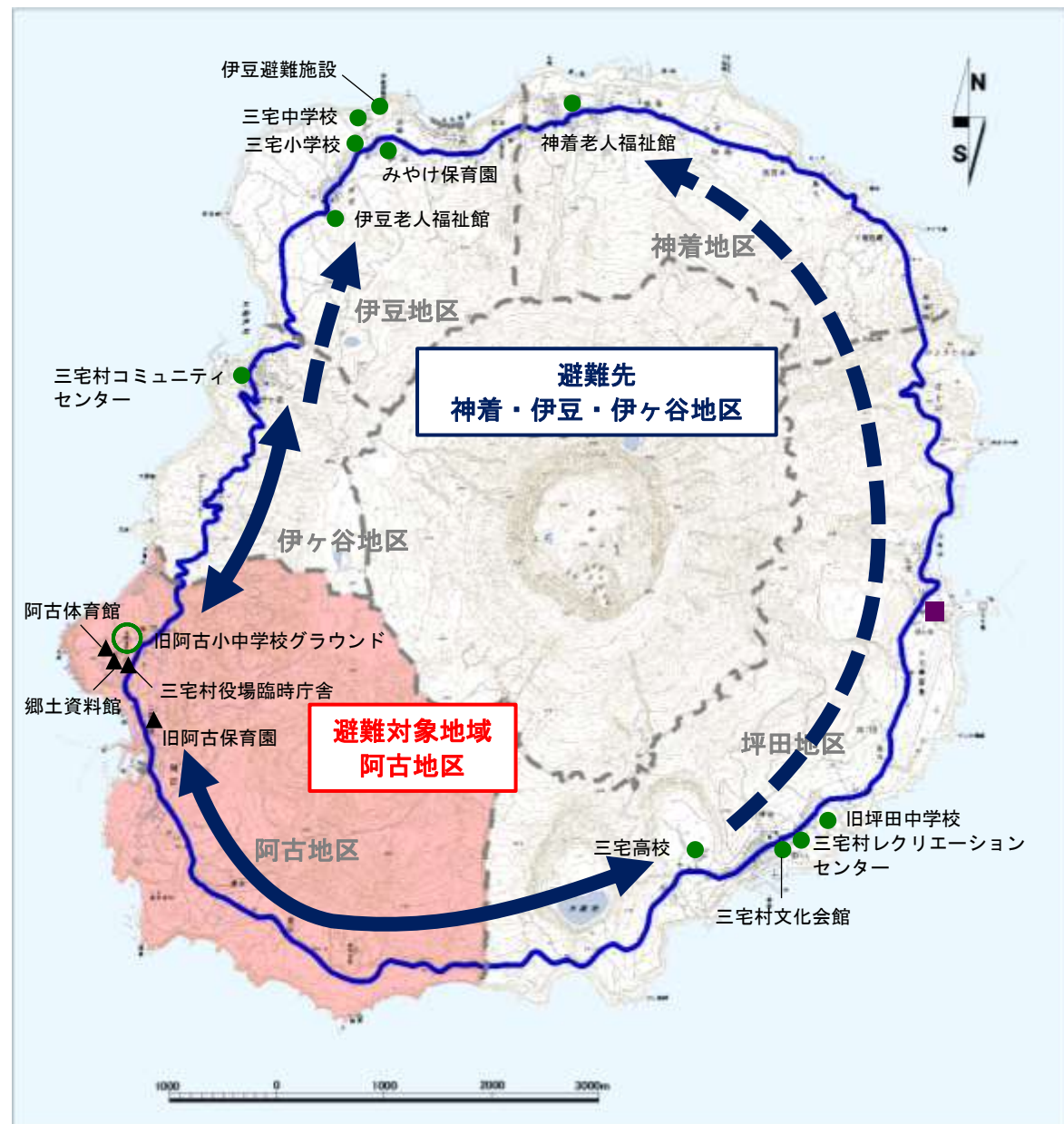
\* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）

■避難方法（道路状況別）





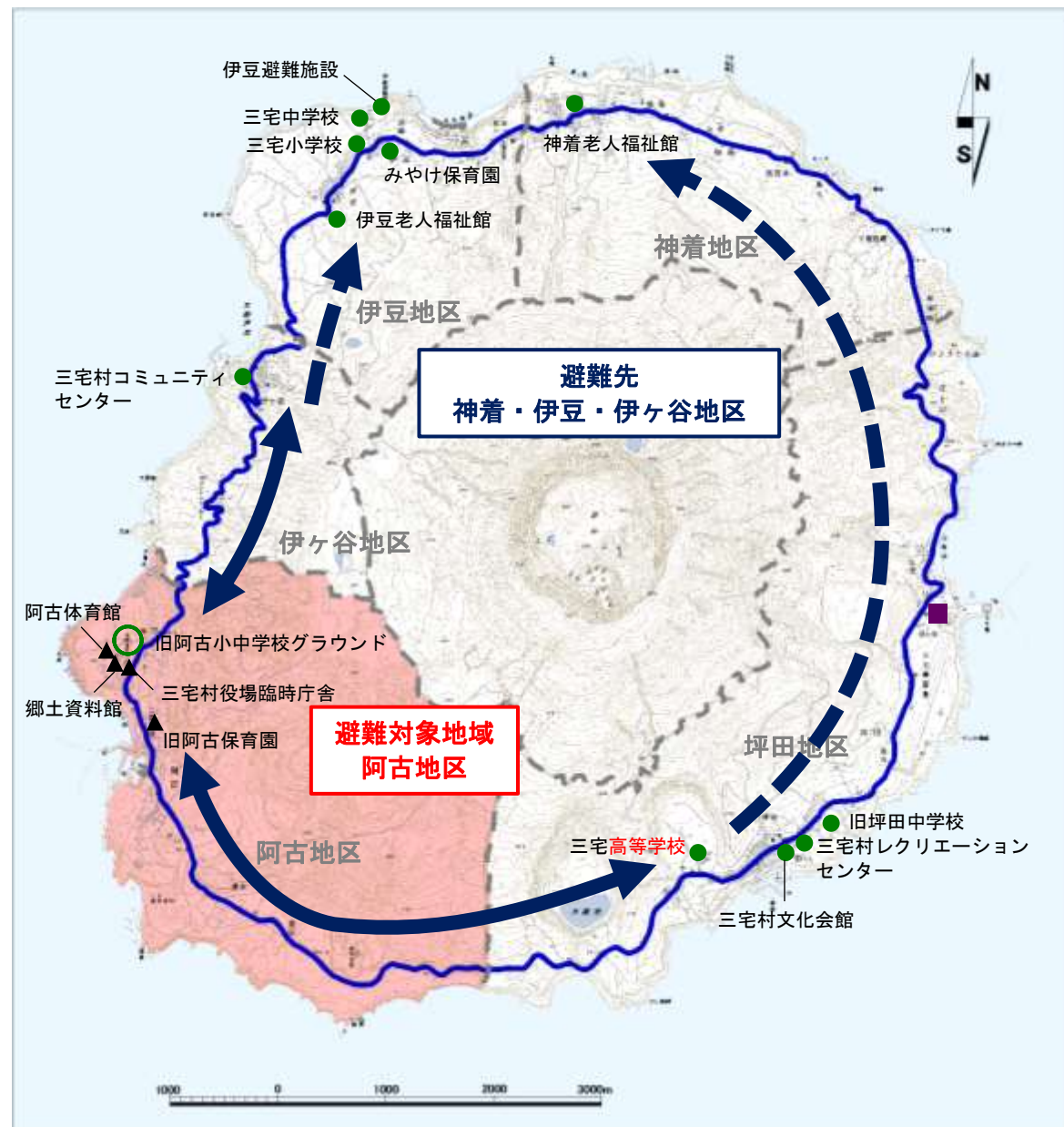
■避難経路図（阿古地区）



三宅一周道路   
  一時集合場所   
 ● 避難所   
 ➔ 避難方向※  
 地区境界   
 ▲ 地区内の堅牢な建物   
■ バス車庫

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
 破線：避難施設までの経路

■避難経路図（阿古地区）



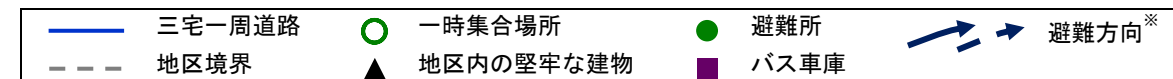
三宅一周道路   
  一時集合場所   
 ● 避難所   
 ➔ 避難方向※  
 地区境界   
 ▲ 地区内の堅牢な建物   
■ バス車庫

※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
 破線：避難施設までの経路



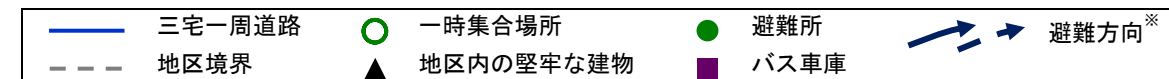
修正前（平成30年5月時点） マ-74	修正後（令和2年10月時点） マ-81												
<p>4) 坪田地区</p> <p>■基本情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>バス台数*</th> <th>避難誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>605人</td> <td>延べ16台</td> <td>村職員、警察官、坪田分団員</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	605人	延べ16台	村職員、警察官、坪田分団員	<p>4) 坪田地区</p> <p>■基本情報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人口</th> <th>バス台数*</th> <th>避難誘導者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>583人</td> <td>延べ15台</td> <td>村職員、警察官、坪田分団員</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）</p>	人口	バス台数*	避難誘導者	583人	延べ15台	村職員、警察官、坪田分団員
人口	バス台数*	避難誘導者											
605人	延べ16台	村職員、警察官、坪田分団員											
人口	バス台数*	避難誘導者											
583人	延べ15台	村職員、警察官、坪田分団員											

■避難経路図（坪田地区）



※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
破線：避難施設までの経路

■避難経路図（坪田地区）



※ 実線：隣接する地区までのピストン輸送の経路  
破線：避難施設までの経路

《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	492人	延べ 13台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港 (錆ヶ浜港) ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	421人	延べ 11台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	158人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	907人	延べ 23台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	605人	延べ 16台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 ・三宅村役場

- ※1 平成29年1月1日現在
- ※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（平成28年6月現在のバス保有台数：12台）
- ※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。
- ※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港

《詳細資料》島外避難計画（避難港まで）

■総括表

地区	人口 ※1	バス台数 ※2	避難誘導者	一時集合場所	避難港 ※3 ※4	地区内の堅牢な建物
神着	474人	延べ 12台	・村職員 ・警察官 ・神着分団員	・湯舟グラウンド ・バス停留所	◎三池港 ◎阿古漁港 (錆ヶ浜港) ◎伊ヶ谷漁港 ・坪田漁港 ・湯の浜漁港 ・大久保漁港 ・大久保浜	・神着老人福祉館
伊豆	396人	延べ 10台	・村職員 ・警察官 ・伊豆分団員	・三宅小学校グラウンド ・三宅中学校グラウンド ・伊豆老人福祉館 ・バス停留所		・伊豆避難施設 ・三宅小学校 ・三宅中学校 ・伊豆老人福祉館 ・みやけ保育園 ・三宅支庁
伊ヶ谷	146人	延べ 4台	・村職員 ・警察官 ・伊ヶ谷分団員	・三宅村コミュニティセンター ・バス停留所		・三宅村コミュニティセンター
阿古	820人	延べ 21台	・村職員 ・警察官 ・阿古分団員	・旧阿古小中学校グラウンド ・バス停留所		・郷土資料館 ・阿古体育館 ・旧阿古保育園 ・三宅村役場臨時庁舎
坪田	583人	延べ 15台	・村職員 ・警察官 ・坪田分団員	・旧坪田小学校グラウンド ・旧坪田中学校グラウンド ・三宅高校グラウンド ・三宅村役場周辺広場 ・バス停留所		・旧坪田中学校 ・三宅村文化会館 ・三宅村レクリエーションセンター ・三宅高校 ・三宅村役場

- ※1 令和2年1月31日現在
- ※2 一台当たり40人乗車する場合に移送に要する台数（令和2年2月現在のバス保有台数：13台）
- ※3 避難港は、三池港、阿古漁港（錆ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。また、避難港は、気象、火山活動、道路・港湾・海岸の状況等から村長が選定する。
- ※4 ◎：大型船舶が接岸可能な港



■避難に関する施設の位置図

■避難に関する施設の位置図



- 三宅一周道路
- 地区境界
- ▲ 避難所以外の堅牢な建物
- 一時集合場所
- 避難所
- ✈ 空港
- ⚓ 漁港
- ⚓ 港湾 ※□枠で囲った施設は大型船舶の接岸が可能
- Ⓜ へリポート
- 🚌 バス車庫

- 三宅一周道路
- 地区境界
- ▲ 避難所以外の堅牢な建物
- 一時集合場所
- 避難所
- ✈ 空港
- ⚓ 漁港
- ⚓ 港湾 ※□枠で囲った施設は大型船舶の接岸が可能
- Ⓜ へリポート
- 🚌 バス車庫

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目	町	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
□島外避難の決定	●														
□島外避難の決定の報告	●	▲	▲												
□島外への移送の要請	●		●												
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲												
□島外への移送の協議	●		●												
□避難先の決定			●			▲							▲	▲	▲
□島外への移送手段の確保		●	●	●			▲*	▲	▲	▲	▲				
□受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲	●											
□受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲			
□船舶による移送	▲		●					●	●	●					
□航空機による移送			●					▲*	●						
□受入港等から避難先への誘導			●				▲								
□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲			▲
□受入態勢の整備			●										●	●	●
□避難状況の確認	●		●												

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）  
 ※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。

第6章 島外関係機関の対応（島外避難）

1 避難行動要支援者（噴火警戒レベル4・5）

■各機関の対応

実施項目	町	都総務局	都福祉保健局	都財務局	都港湾局	都交通局	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安本部	東海汽船	バス協会等	社会福祉施設等	医療機関等	受入側区市町村等
□島外避難の決定	●														
□島外避難の決定の報告	●	▲	▲												
□島外への移送の要請	●		●												
□避難者リスト（介添者を含む。）の作成、共有	●	▲	▲												
□島外への移送の協議	●		●												
□避難先の決定			●				▲						▲	▲	▲
□島外への移送手段の確保		●	●	●				▲*	▲	▲	▲				
□受入港・空港・ヘリポート等の調整		▲	▲	●											
□受入港等から避難先への移送手段の確保			●	●		▲		▲*				▲			
□船舶による移送	▲		●						●	●	●				
□航空機による移送			●					▲*	●	●	●				
□受入港等から避難先への誘導			●				▲								
□バス等による移送			●			▲	▲	▲*				▲			▲
□受入態勢の整備			●										●	●	●
□避難状況の確認	●		●												

●：主体となる機関  
 ▲：①主体となる機関から協議、共有、報告・通知、要請を受ける機関  
 ②主体となる機関に協力を行う機関  
 \*：緊急性のある傷病者の対応（都内の医療機関への救急搬送）  
 ※避難行動要支援者の島外避難における島内での対応は、第3章～第5章を参照のこと。



資料第1 火山観測体制

資料第1 火山観測体制

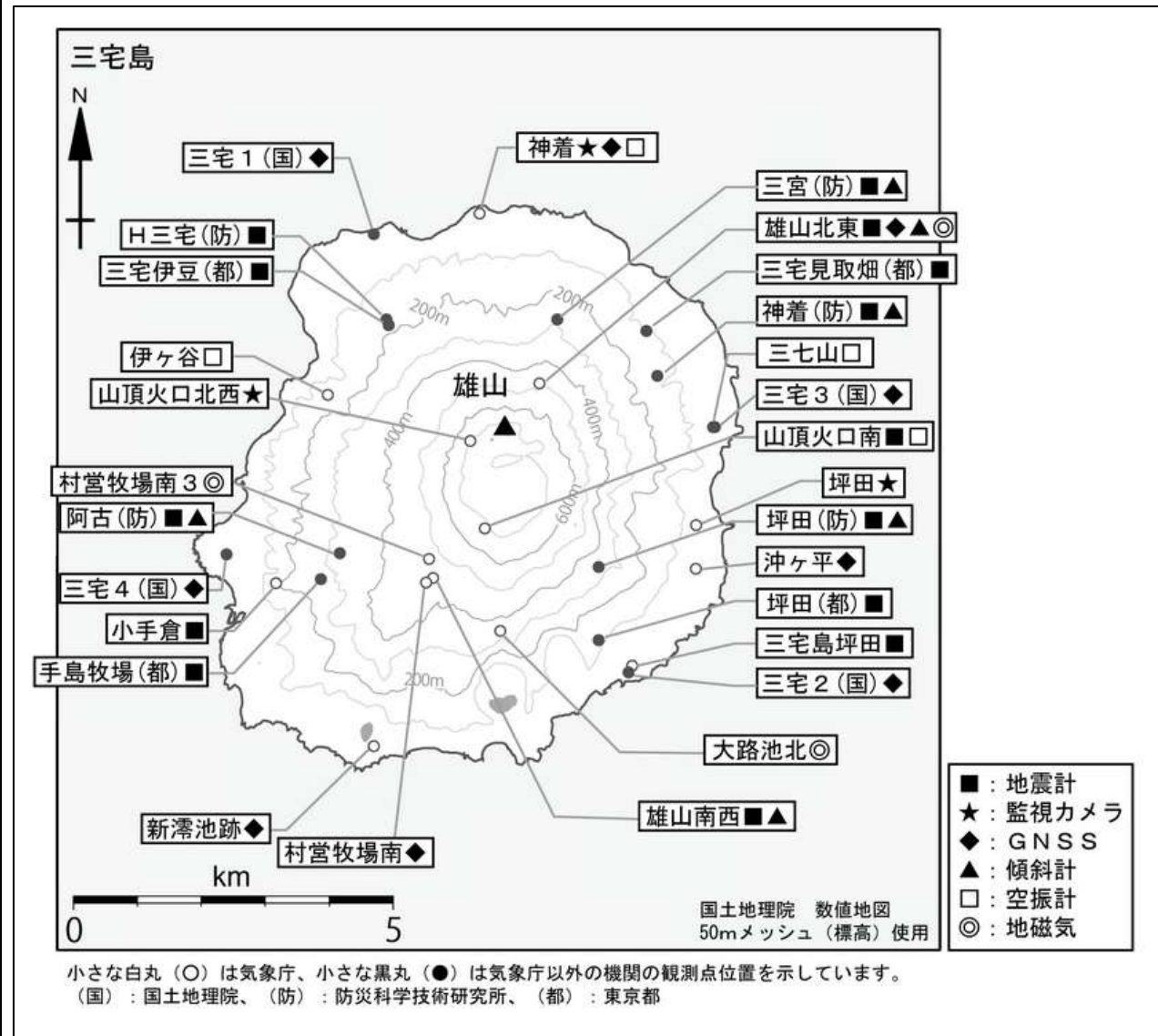
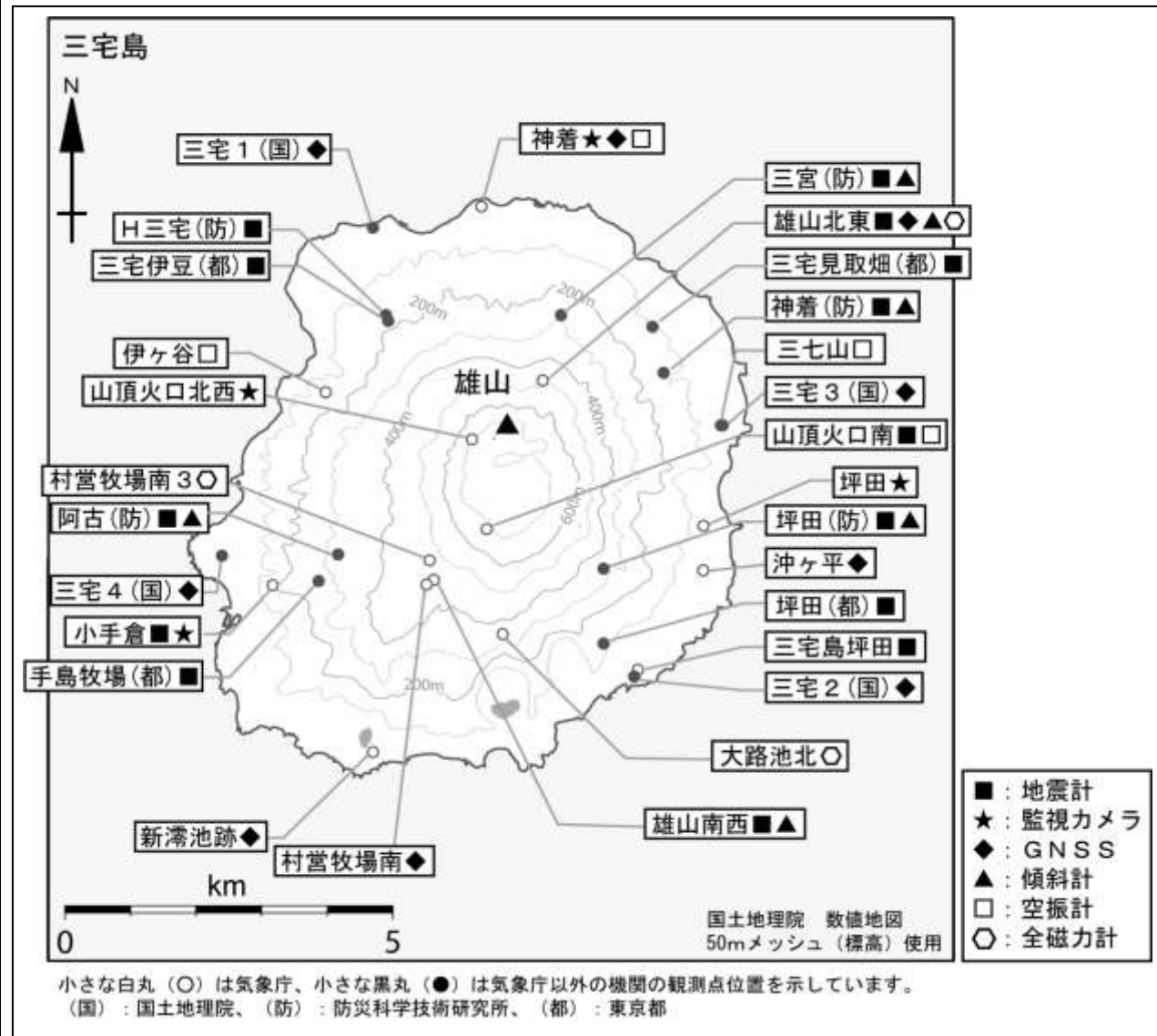


図 観測点配置図（気象庁，平成28年12月7日現在）

図 観測点配置図（気象庁，令和2年1月現在）

表 機関別観測機器内訳（平成28年12月7日現在）

表 機関別観測機器内訳（気象庁，令和2年1月現在）

気象庁	国土地理院	防災科学技術研究所	東京都
・地震計 5	・GNSS 4	・地震計 5	・地震計 4
・傾斜計 2		・傾斜計 4	
・GNSS 5			
・空振計 4			
・監視カメラ 4			
・全磁力計 3			

気象庁	国土地理院	防災科学技術研究所	東京都
・地震計 5	・GNSS 4	・地震計 5	・地震計 4
・傾斜計 2		・傾斜計 4	
・GNSS 5			
・空振計 4			
・監視カメラ 3			
・全磁力計 3			



修正前（平成30年5月時点） 附-2

1) 2 避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	構造	収容人数 (人)
神着	神着老人福祉館	神着197	2-0009	ブロック	75
	計				75
伊豆	三宅小学校	伊豆468	2-0039	鉄筋2階	442
	体育館			鉄骨	303
	三宅中学校	伊豆470	2-0049	鉄筋2階	721
	体育館			鉄骨	303
	伊豆老人福祉館	伊豆1054	2-0014	鉄筋2階	150
	みやげ保育園	伊豆770-3	2-0064	鉄筋1階	70
	伊豆避難施設	伊豆480-1及び470	2-7200	PC3階	302
計				2,291	
伊ヶ谷	三宅村コミュニティセンター	伊ヶ谷330	2-0338	鉄骨1階	303
	計				303
阿古	郷土資料館（図書館）	阿古497	5-1154	鉄筋2階	567
	阿古体育館	阿古497	—	鉄骨	303
	旧阿古保育園	阿古1906	5-0615	鉄筋1階	70
	計				970
坪田	旧坪田中学校	坪田3034	—	鉄筋2階	496
	三宅村文化会館	坪田3050	6-1234	鉄骨	686
	三宅村レクリエーションセンター	坪田3034	8-5681	鉄骨	393
	都立三宅高校	坪田4586	6-1136	鉄筋3階	892
	体育館			鉄骨	500
計				2,967	
総合計				6,607	

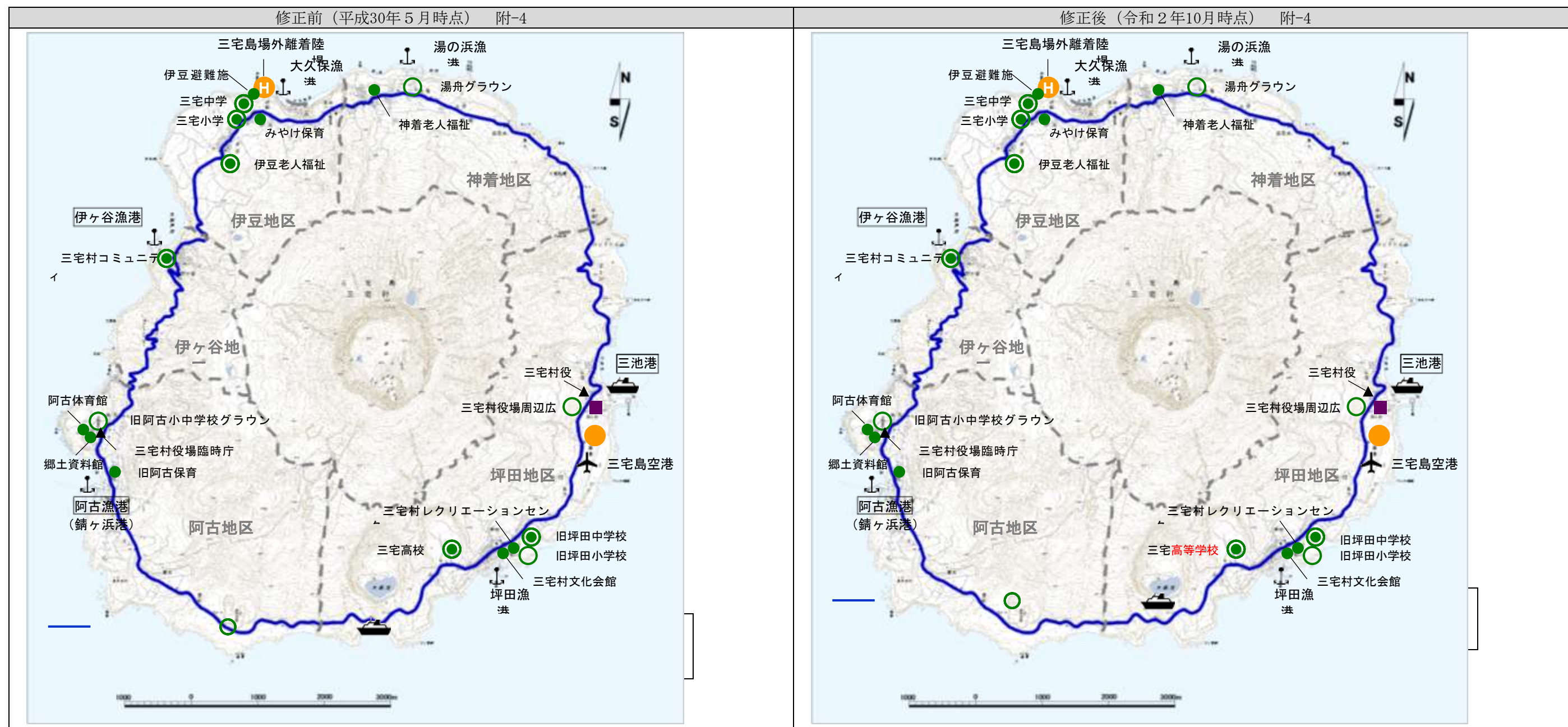
平成29年4月1日現在

修正後（令和2年10月時点） 附-2

2) 2 避難所

地区	施設名	所在地	電話番号	構造	収容人数 (人)
神着	神着老人福祉館	神着197	2-0009	ブロック	75
	計				75
伊豆	三宅小学校	伊豆468	2-0039	鉄筋2階	442
	体育館			鉄骨	303
	三宅中学校	伊豆470	2-0049	鉄筋2階	721
	体育館			鉄骨	303
	伊豆老人福祉館	伊豆1054	2-0014	鉄筋2階	150
	みやげ保育園	伊豆770-3	2-0064	鉄筋1階	70
	伊豆避難施設	伊豆480-1及び470	2-7200	PC3階	302
計				2,291	
伊ヶ谷	三宅村コミュニティセンター	伊ヶ谷330	2-0338	鉄骨1階	303
	計				303
阿古	郷土資料館（図書館）	阿古497	5-1154	鉄筋2階	567
	阿古体育館	阿古497	—	鉄骨	303
	旧阿古保育園	阿古1906	5-0615	鉄筋1階	70
	計				970
坪田	旧坪田中学校	坪田3034	—	鉄筋2階	496
	三宅村文化会館	坪田3050	6-1234	鉄骨	686
	三宅村レクリエーションセンター	坪田3034	8-5681	鉄骨	393
	都立三宅高等学校	坪田4586	6-1136	鉄筋3階	892
	体育館			鉄骨	500
計				2,967	
総合計				6,607	

平成29年4月1日現在





修正前（平成30年5月時点） 附-5

資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-5.5	2,000	1	165
	-7.5	5,000	1	130
	-7.5	5,000	5	650
品川ふ頭	-8.0	6,000	3	476
	-10.0	15,000	6	1,126
晴海ふ頭	-9.0	10,000 GT	1	161
	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	990
	-15.0	50,000	4	1,364
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-11.0	15,000	2	380
	-12.0	30,000	1	229
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-5.0	1,000	13	920
	-7.5	5,000	11	1,500
フェリーふ頭	-7.5~-8.5	6,000 ~13,000 GT	4	902
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-13.0	35,000	2	520
	-15.0	50,000	3	1,050
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
15号地ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	2	160
	-5.0	1,000	11	880
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内買ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

平成26年4月1日現在

修正後（令和2年10月時点） 附-5

資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース	
			数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0~ -10.0	6,000~ 15,000	9	1,600
	-10.0	20,000 GT	2	456
晴海ふ頭	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
	-10.0	15,000	1	190
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ~-8.5	6,000 ~16,000 GT	4	876
	-7.5	5,000 GT	1	180
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内買ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内買ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在



修正前（平成30年5月時点） 附-6

修正後（令和2年10月時点） 附-6

資料第4 移送手段

1 バス（村営バス）

番号	種類	車型	定員（人）
1	路線	大型	56
2	路線	中型	36
3	路線	中型	45
4	路線	中型	41
5	貸切	中型	42
6	貸切	中型	46
7	路線	小型	34
8	路線	小型	29
9	貸切	小型	29
10	スクール	中型	47
11	スクール	大型	62
12	スクール	大型	56
合計			523

平成28年6月現在

2 船舶

(1) 東海汽船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	4,992	限定沿海 限定近海	120.54	5.4	1,546 514	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド愛	279.56	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド虹	281.14	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド大漁	165	限定沿海	27.43	1.53	255	
旅客船 (ジェット船)	セブンアイランド友	164	限定沿海	27.43	1.53	255	

平成29年1月現在

イ 運航基準

(ア) 貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m

平成29年1月現在

資料第4 移送手段

1 バス（村営バス）

番号	種類	車型	定員（人）
1	路線	大型	55
2	路線	大型	50
3	路線	中型	40
4	路線	中型	35
5	路線	中型	40
6	路線	中型	33
7	路線	中型	40
8	貸切	小型	28
9	貸切	中型	29
10	貸切	中型	40
11	スクール	中型	40
12	スクール	大型	50
13	スクール	大型	60
合計			540

令和2年2月現在

2 船舶

(1) 東海汽船

ア 諸元

船種	船名	総トン数 (トン)	航行区域	全長 (m)	喫水 (m)	乗船可能 人数(人)	バリア フリー
貨客船	橘丸	5,681	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,000 596	○
貨客船	さるびあ丸	6,200	限定沿海 限定近海	118	5.4	1,343 693	○

令和元年12月現在

イ 運航基準

(ア) 貨客船

		大島航路	三宅島航路	八丈島航路	湾内周遊航路
橘丸	風速	23m/s	23m/s	23m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m
さるびあ丸	風速	23m/s	23m/s	21m/s	20m/s
	波高	5m	5m	5m	4m

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-7							修正後（令和2年10月時点） 附-ページなし				
<b>(イ) 旅客船（ジェット船）</b>							<b>削除</b>				
就航船舶	航路	基準航行中止									
		減速・基準航路変更等		反転・避泊・入港地変更		当直体制の強化				目的地航行継続中止	翼走の中止
		風速	波高	風速	波高	視程				視程	視程
セブンアイランド愛 セブンアイランド虹 セブンアイランド大漁 セブンアイランド友	東京/ 大島/ 神津島	15m/s	2.5m 以上	18m/s	3.0m 以上	4,500m 以下	800m 以下	1,000m 以下			
平成29年1月現在											

(2) 第三管区海上保安本部

船型	船名	長さ×幅約 (m)	総トン数約 (t)	
P.L	3,500 トン型	31 いず(横浜)	110.0×15.0	3,500
	1,000 トン型 (へり甲板付)	10 ぶこう(横浜)	96.0×11.5	1,500
	1,000 トン型 (拠点機能強化)	66 しきね(下田)	89.0×11.0	1,300
P.M	500 トン型	51 かとり(銚子)	72.0×10.0	650
		05 ひたち(鹿島)	67.8×7.9	325
	3500 型 (高性能)	24 ふじ(御前崎)	56.0×8.5	335
P.S	180 トン型	同型船: 14 たかとり(横須賀)		
		07 あしたか(横須賀)	46.0×7.5	195
		13 つくば(銚子)	46.0×7.5	195
P.C	35 メートル型	同型船: 14 あかぎ(茨城)		
		01 ひりゆう(横浜)	35.0×12.2	280
	35 メートル型 (消防機能強化)	01 まつなみ(東京)	35.0×8.0	165
		16 はまなみ(横浜)	35.0×6.3	110
	35 メートル型 (消防)	22 はまぐも(横浜)	35.0×6.3	110
		51 よど(鹿島)	37.0×6.7	125
	30 メートル型	同型船: 57 たかたき(千葉)		
		107 いずなみ(下田)	32.0×6.5	100
	23 メートル型	32 はたぐも(横須賀)	27.0×5.6	64
		同型船: 33 うらゆき(横須賀) 34 ゆうづき(横須賀) 35 いそづき(横浜)		
特 23 メートル型	87 すかなみ(横須賀)	27.0×5.6	54	
C.L	20 メートル型	14 ふじかぜ(清水)	20.0×4.3	23
		同型船: 19 ゆりかぜ(東京) 20 ふさかぜ(館山) 21 うめかぜ(鹿島) 27 そでかぜ(千葉) 31 まきかぜ(木更津) 34 ゆめかぜ(東京) 35 うみかぜ(湘南) 36 きりかぜ(横浜) 37 はかぜ(横須賀) 47 はやかぜ(東京) 48 しおかぜ(川崎) 49 あわかぜ(千葉) 50 はまかぜ(横浜)		
		78 とねかぜ(銚子)	20.0×4.5	26
		同型船: 80 はつぎく(千葉) 82 なかかぜ(茨城) 109 のげかぜ(横浜) 118 かつかぜ(勝浦)		
		129 やまゆり(横浜)	20.0×4.5	26
		同型船: 130 くりかぜ(横須賀) 135 いそぎく(東京) 136 やまぶき(東京) 159 みほかぜ(清水) 164 たまかぜ(川崎)		
		05 しらうめ(千葉)	20.0×4.5	26

平成 29 年 1 月 1 日現在

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部  (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎  ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ				
		ゆめかぜ				
		いそぎく	26	20	4.5	
やまぶき						
横浜海上保安部  (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1  ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0	
		いず	1,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	巡視艇	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
		はまなみ	110	35	6.3	
						はまぐも
		いそづき	64	27	5.6	
		きりかぜ	23	20	4.3	
						はまかぜ
のげかぜ		26	20	4.5		
やまゆり						
しおかぜ	23	20	4.3			
たまかぜ	26	20	4.5			
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23  ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0	
		かの	335	56	8.5	
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)



(3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,500	248.0	38.0	7.1
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	はたかぜ	4,600	150.0	16.4	4.8
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
掃海艦	はちじょう	1,000	67.0	11.8	3.1
	えのしま	570	60.0	10.1	2.5
	ちちじま				
はつしま					
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,650	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	3,650	113.0	17.6	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

平成28年6月1日現在

(3) 海上自衛隊（横須賀）

船種	船名	基準排水量 (トン)	全長 (m)	最大幅 (m)	喫水 (m)
護衛艦	いずも	19,950	248.0	38.0	7.2
	きりしま	7,250	161.0	21.0	6.2
	はたかぜ	4,600	150.0	16.4	4.8
	てるづき	5,050	151.0	18.3	5.4
	たかなみ	4,650	151.0	17.4	5.3
	おおなみ				
	むらさめ	4,550	151.0	17.4	5.2
	いかづち				
	やまぎり	3,500	137.0	14.6	4.5
	ゆうぎり				
あまぎり					
掃海母艦	うらが	5,650	141.0	22.0	5.4
掃海艦	あわじ	690	67.0	11.0	2.7
掃海艇	えのしま	570	60.0	10.1	2.4
	ちちじま				
	はつしま				
海洋観測艦	しょうなん	2,950	103.0	16.4	4.5
	にちなん	3,350	111.0	17.0	4.5
	わかさ	2,050	97.0	15.0	4.2
砕氷艦	しらせ	12,500	138.0	28.0	9.2
潜水艦救難母艦	ちよだ	5,600	128.0	20.0	4.6
試験艦	あすか	4,250	151.0	17.3	5.0
補給艦	ときわ	8,100	167.0	22.0	8.1
輸送艇	輸送艇2号	420	52.0	8.7	1.6
多用途支援艦	えんしゅう	980	65.0	12.0	3.5
特務艇	はしだて	400	62.0	9.4	2.0

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-11														修正後（令和2年10月時点） 附-10													
<b>(2) 警視庁</b>														<b>(2) 警視庁</b>													
区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら		区分	はやぶさ			おおとり								おおぞら
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	2号				
巡航速度	218km/h			285 km/h	271 km/h	290km/h			226km/h				278 km/h	272 km/h	巡航速度	257km/h	280km/h	285km/h	271km/h	290km/h			271km/h	290km/h	226km/h	272km/h	
航続時間	2:50		3:00	4:30	5:10			3:00	3:30			6:30	4:00	航続時間	3:30	3:00		4:30	5:10			4:30	5:10	3:30	4:00		
有効搭載量	736 kg	770 kg	904 kg	1,642 kg	2,132 kg			1,668 kg	1,732 kg	1,801 kg	1,815 kg	4,715 kg	4,842 kg	有効搭載量	1,012kg	1,019kg	855kg	1,642kg	2,132kg			1,642kg	2,132kg	1,801kg	1,815kg	4,218kg	
座席数	7席		8席	14席	15席			13席				33席	22席	座席数	8席			14席			17席	14席		13席	21席		
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）													
使用燃料	航空用ジェットA-1													航空用ジェットA-1													
耐風性	21.8m/s													15.3m/s													
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													通常は5km以上、緊急時は1.5km以上													
最低雲高	300m以上													300m以上													
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能													
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能													
テレビカメラ搭載装置	○	—	○		—	○		—				○															
救助用吊上装置	136kg			275kg	272kg								230kg														
吊下装置（カーゴフック）	907kg		1,000 kg	1,600 kg	—			2,041kg			4,500 kg	3,600 kg	吊下装置（カーゴフック）	1,300kg	—	1,000kg	1,600kg	—	2,200kg	—			3,600kg				
担架装置（リッターキット）	2人		1人	—			3人	—		8人	3人	担架装置（リッターキット）	1人	—	1人	—		1人	—			3人					
投光機（サーチライト）	○													○													
拡声器（スピーカー）	○													—													
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—				—															
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。													
平成26年現在														令和元年12月現在													

修正前（平成30年5月時点） 附-12								修正後（令和2年10月時点） 附-11																																																																																																																																																																	
(3) 第三管区海上保安本部								(3) 第三管区海上保安本部																																																																																																																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>番号</th> <th>愛称</th> <th>全巾 (m)</th> <th>全長 (m)</th> <th>全高 (m)</th> <th>自重 (Kg)</th> <th>速力 (Kt)</th> <th>座席数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">固定翼機</td> </tr> <tr> <td colspan="8">ゴルフV</td> </tr> <tr> <td>LAJ500</td> <td>うみわし1号(羽田)</td> <td>28.49</td> <td>29.39</td> <td>7.89</td> <td>20,981</td> <td>510</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td colspan="8">同型機：501うみわし2号(羽田)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">ボンバル300</td> </tr> <tr> <td>MA722</td> <td>みずなぎ1号(羽田)</td> <td>27.43</td> <td>25.68</td> <td>7.49</td> <td>13,054</td> <td>243</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td colspan="8">同型機：725みずなぎ2号(羽田)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">回転翼機</td> </tr> <tr> <td colspan="8">スーパーピューマ225</td> </tr> <tr> <td>MH691</td> <td>いぬわし(羽田)</td> <td>—</td> <td>19.50</td> <td>4.97</td> <td>6,762</td> <td>150</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td colspan="8">同型機：689あきたか1号(あきつしま) 690あきたか2号(あきつしま)</td> </tr> <tr> <td colspan="8">スーパーピューマ332</td> </tr> <tr> <td>MH686</td> <td>うみたか1号(しきしま)</td> <td>—</td> <td>18.70</td> <td>4.95</td> <td>5,817</td> <td>135</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td colspan="8">同型機：805わかわし(羽田) 806うみたか2号(しきしま)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成29年1月1日現在</p>								番号	愛称	全巾 (m)	全長 (m)	全高 (m)	自重 (Kg)	速力 (Kt)	座席数	固定翼機								ゴルフV								LAJ500	うみわし1号(羽田)	28.49	29.39	7.89	20,981	510	22	同型機：501うみわし2号(羽田)								ボンバル300								MA722	みずなぎ1号(羽田)	27.43	25.68	7.49	13,054	243	32	同型機：725みずなぎ2号(羽田)								回転翼機								スーパーピューマ225								MH691	いぬわし(羽田)	—	19.50	4.97	6,762	150	21	同型機：689あきたか1号(あきつしま) 690あきたか2号(あきつしま)								スーパーピューマ332								MH686	うみたか1号(しきしま)	—	18.70	4.95	5,817	135	19	同型機：805わかわし(羽田) 806うみたか2号(しきしま)								<p>ア 機種・型式</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>所 属</th> <th>機 種</th> <th>機番号</th> <th>型 式 (略 称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">中型回転翼航空機</td> <td style="text-align: center;">MH 691</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MH 692</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MH 689</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MH 690</td> </tr> <tr> <td>巡視船「あきつしま」搭載機</td> <td>中型回転翼航空機</td> <td style="text-align: center;">MH912</td> <td>シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 性能</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">巡行速度 (kt)</th> <th colspan="3">搭載能力</th> <th rowspan="2">使 用 燃 料</th> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>人</th> <th>物 資 (Kg)</th> <th>物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回 転 翼</td> <td>スーパーピューマ 225</td> <td>150</td> <td>21</td> <td>1355</td> <td>129×119×168</td> <td>ジェットA-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シコルスキー76D</td> <td>145</td> <td>14</td> <td>235</td> <td>125×70×175</td> <td>ジェットA-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。          ※2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。          ※3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。          ※4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月現在</p>				所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)	羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)	MH 692	MH 689	MH 690	巡視船「あきつしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)	区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1		シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1
番号	愛称	全巾 (m)	全長 (m)	全高 (m)	自重 (Kg)	速力 (Kt)	座席数																																																																																																																																																																		
固定翼機																																																																																																																																																																									
ゴルフV																																																																																																																																																																									
LAJ500	うみわし1号(羽田)	28.49	29.39	7.89	20,981	510	22																																																																																																																																																																		
同型機：501うみわし2号(羽田)																																																																																																																																																																									
ボンバル300																																																																																																																																																																									
MA722	みずなぎ1号(羽田)	27.43	25.68	7.49	13,054	243	32																																																																																																																																																																		
同型機：725みずなぎ2号(羽田)																																																																																																																																																																									
回転翼機																																																																																																																																																																									
スーパーピューマ225																																																																																																																																																																									
MH691	いぬわし(羽田)	—	19.50	4.97	6,762	150	21																																																																																																																																																																		
同型機：689あきたか1号(あきつしま) 690あきたか2号(あきつしま)																																																																																																																																																																									
スーパーピューマ332																																																																																																																																																																									
MH686	うみたか1号(しきしま)	—	18.70	4.95	5,817	135	19																																																																																																																																																																		
同型機：805わかわし(羽田) 806うみたか2号(しきしま)																																																																																																																																																																									
所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)																																																																																																																																																																						
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)																																																																																																																																																																						
		MH 692																																																																																																																																																																							
		MH 689																																																																																																																																																																							
		MH 690																																																																																																																																																																							
巡視船「あきつしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)																																																																																																																																																																						
区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料																																																																																																																																																																				
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)																																																																																																																																																																					
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1																																																																																																																																																																			
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1																																																																																																																																																																			



(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装 備 部 隊	
	巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航空自衛隊
	UH-60J (中型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和2年1月現在

記載なし

以上

修正前（平成30年5月時点） 附-15	修正後（令和2年10月時点） 附-15
<p>資料第6 広報文例・表示板等例</p> <p>1 広報文例</p> <p>(1) 立入規制</p> <div data-bbox="261 415 1374 814" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは三宅村役場です。</li> <li>・防災みやけからお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 規制区域の範囲 ]への立入を禁止します。</li> <li>・規制区域内にいる方は、直ちに規制範囲から退去してください。</li> <li>・また、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの報道に十分注意してください。</li> </ul> </div>	<p>資料第6 広報文例・表示板等例</p> <p>1 広報文例</p> <p>(1) 立入規制</p> <div data-bbox="1567 415 2680 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは三宅村役場です。</li> <li>・防災みやけから火山活動に伴う立入規制についてお知らせします。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 規制区域の範囲 ]への立入を禁止します。[ 対象者 ]は、直ちに規制範囲から退避してください。</li> <li>・規制区域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 825 2694 1213" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Miyake Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li> <li>・ A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [ ] to [ ].</li> <li>・ For this reason, entry to the [restricted area] is prohibited.</li> <li>・ People in the restricted area must evacuate immediately.</li> <li>・ Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（平成30年5月時点） 附-15	修正後（令和2年10月時点） 附-16
<p>(2) 警戒区域</p> <div data-bbox="261 277 1374 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 警戒区域の範囲 ]に火山活動に伴う警戒区域を設定しました。</li> <li>・警戒区域内にいる方は、直ちに区域外に退去してください。また、警戒区域内への立入を禁止します。</li> <li>・また、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。</li> </ul> </div>	<p>(2) 警戒区域</p> <div data-bbox="1567 277 2680 638" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 警戒区域の範囲 ]に警戒区域を設定しました。警戒区域内の皆さんは、直ちに区域外に退避してください。</li> <li>・警戒区域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 688 2694 1079" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Miyake Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li> <li>・ A volcanic warning was issued today by the Japan Meteorological Agency, and the volcanic alert level was raised from level [ ] to [ ].</li> <li>・ For this reason, we have designated [restricted area] as an evacuation zone.</li> <li>・ People in the evacuation zone must evacuate immediately.</li> <li>・ Those people outside the restricted area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>



修正前（平成30年5月時点） 附-15	修正後（令和2年10月時点） 附-17
<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li> <li>・避難行動要支援者の皆さんは、伊豆避難施設に避難を開始してください。</li> <li>・来島者は、島外への退避をお願いします。</li> <li>・なお、自主避難をする方には、[ 避難施設 ]を開放します。</li> <li>・島内にいる方は、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。</li> </ul>	<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 [ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li> <li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li> <li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li> <li>・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li> <li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li> <li>・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Miyake Town Office. -</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Town Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.</li> <li>・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.</li> <li>・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].</li> <li>・ Visitors should evacuate from Miyake Island.</li> <li>・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.</li> <li>・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul>

修正前（平成30年5月時点） 附-16	修正後（令和2年10月時点） 附-18
<p>(4) 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>ア 島内避難</p> <div data-bbox="261 306 1374 804" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から5に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に[避難勧告/避難指示]を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の皆さんは、徒歩で指定された一時集合場所またはバス停に移動して下さい。一時集合場所からバスで[ 避難先 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難の際は、村、警察、消防の指示に従ってください。</li> <li>・島内にいる方は、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。</li> </ul> </div>	<p>(4) 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>ア 島内避難</p> <div data-bbox="1567 306 2680 774" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に[避難勧告/指示]を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 避難場所の名称 ]に避難してください。</li> <li>・[ 避難場所の名称 ]から、バスで[ 避難先 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> <li>・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 827 2694 1404" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Miyake Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Town Office issued “evacuation recommendation/order” to [target area].</li> <li>・ Residents of [target area] should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site name] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [designated evacuation site name] by the Miyake Town bus.</li> <li>・ It is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic warning issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（平成30年5月時点） 附-16	修正後（令和2年10月時点） 附-19
<p>イ 島外避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から5に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li> <li>・[ 避難港 ]まで、バスで避難しますので、徒歩で指定された一時集合場所またはバス停に移動してください。</li> <li>・避難港までの移動は、自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難の際は、村、警察、消防の指示に従ってください。</li> </ul>	<p>イ 島外避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災みやけです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、全島に島外避難の避難指示を発令しました。</li> <li>・住民の皆さんは、自主防災組織の班ごとに集合し、徒歩で[ 地区名と避難場所名 ]に避難してください。</li> <li>・バスで[ 避難港 ]に避難を行います。</li> <li>・避難にあたっては、原則として自動車の使用を禁止します。</li> <li>・避難に際しては、村、警察、消防、自主防災組織の役員等の指示に従ってください。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Miyakejima Town Office.</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ], so Town Office issued “evacuation order” for all residents to evacuate outside the island.</li> <li>・ All residents should gather at their group of independent anti-disaster organization and evacuate to [evacuation site] on foot.</li> <li>・ We will evacuate to [evacuation port] by the Miyake Town bus.</li> <li>・ In principle, it is prohibited to use automobile for evacuation.</li> <li>・ When evacuating, please follow the instruction of the town, police, firefighters, officials of independent anti-disaster organization etc.</li> </ul>



2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

「立入規制」について

現在、三宅島には、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベル〇となっています。

大きな噴石等による危険があるため、[規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）]への立入りを規制しています。

許可なく規制範囲内に立ち入り、被害にあっても、村は責任を負いません。

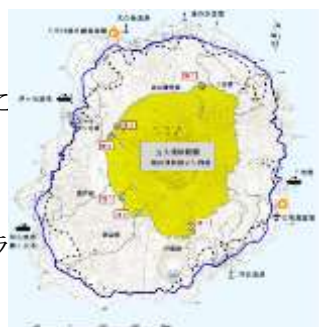
※ [噴火警報の警戒事項等記載の内容]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。



平成 年 月 日 三宅村 電話04994-5-0935

2 表示板・規制看板例

(1) 表示板

【規制実施前】

立入禁止の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued  
火山噴发警报发布时的应对方法  
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

三宅島火山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が発表された場合、皆さんの安全のために、[規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）]の立ち入りを禁止します。規制内容に従い、規制範囲内には絶対に立ち入らないでください。

Miyake-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

Follow the restriction instructions, and do not enter the restricted area.

三宅島火山现在仍然是一座活火山。今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。

请遵守规定，切勿踏入限制区域。

미야케 지마 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발하지 마세요 지마 화산 경보

(분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.

○月○日 三宅村 電話 04994-5-0935



警戒区域設定の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued  
火山噴发警报发布时的应对方法  
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

三宅島の雄山は現在も活火山です。今後火山現象が活発化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が発表された場合、危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Miyake-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

三宅島火山现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。请遵守规定，切勿踏入警戒区域。私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

미야케 지마 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발하지 마세요 지마 화산 경보

(분화 경계 레벨 2 이상)가 발표 된 경우 규제의 범위의 출입을 금지합니다.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.

○月○日 三宅村 電話 04994-5-0935



**【規制開始後】**

**立入禁止の例**

**【規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）】の立ち入りを禁止します。**

**Entry into the restricted area is prohibited.**

**限制区域，禁止入内**

**제한구역 내로의 출입을 금지합니다.**

現在、三宅島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。皆さんの安全のために、[規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）]の立ち入りを禁止します。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Miyakejima-volcano

Entry into the restricted area, within summit side from Oyama Loop Line is prohibited.

现在，日本气象厅发布了三宅岛火山喷发警报（○级）。

为了您的安全，切勿踏入限制区域（雄山环状线的山顶侧）。

현재 미야케 지마 화산 경보 (오야마 순환선보다 정상측)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지

마십시오.

○月○日 三宅村 電話04994-5-0935



警戒区域設定の例

**【規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）】の立ち入りを禁止します。**

**Entry into the restricted area is prohibited.**

**限制区域，禁止入内**

**제한구역 내로의 출입을 금지합니다.**

現在、三宅島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル〇）が発表されています。

危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲（例：雄山環状線より山頂側）]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of 〇 for Miyakejima-volcano.

Entry into the restricted area, within summit side from Oyama Loop Line is prohibited.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

现在，日本气象厅发布了三宅岛火山喷发警报（〇级）。

为了您的安全，切勿踏入限制区域（雄山环状线的山顶侧）。

私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

현재 미야케 지마 화산 경보 (오야마 순환선보다 정상 측)은 분화 경보 (분화 경계 레벨 〇)가 발표되었습니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에 (오야마 순환선보다 정상 측)는 절대로 들어가지마십시오.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.

〇月〇日 三宅村



(2) 規制看板  
ア 立入規制

**立入禁止!**  
(「立入規制」について)

現在、三宅島には、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベル○となっています。

大きな噴石等による危険があるため、これより先、立入りを規制しています。

許可なく規制範囲内に立ち入り、被害にあっても、村は責任を負いません。



※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

平成 年 月 日 三宅村 電話04994-5-0935

(2) 規制看板  
ア 立入規制

通行（立入禁止）の例

**これより先の通行を禁止します。**

**No Passage This Way.**

**前方禁止通行**

**여기부터의 통행을 금지합니다.**

現在、三宅島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。大きな噴石等による危険を防止するため、これより先の通行を禁止します。

また、[警戒区域/立入禁止区域] への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Miyakejima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在，日本气象厅发布了三宅岛火山火山喷发警报（○级）。

由于火山喷石等危险，前方禁止通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 미야케 지마 화산 경보

(분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행을 금지합니다.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로 들어가지

마십시오.

○月○日 三宅





イ 警戒区域

**立入禁止！**  
（「警戒区域」について）

[ 地区] は、大きな噴石等による危険があるため、災害対策基本法に基づき、警戒区域を設定し、立入りを規制しています。  
許可なく警戒区域内に立ち入った場合は、法律により罰せられます。



※ [噴火警報記載の防災上の警戒事項等]

例：風下側では、火山灰および風の影響を受ける小さな噴石に注意してください。

降雨時には土石流に注意してください。

火山ガスに注意してください。

※火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。

平成 年 月 日 三宅村 電話04994-5-0935

イ 警戒区域

通行注意の例

**これより先の通行に注意してください。**  
**Pay attention to enter the area from here onwards.**  
前方谨慎通行

여기부터의 통행에 주의해 주십시오.

現在、三宅島火山は火山活動が活発になっており、噴火警報（噴火警戒レベル○）が発表されています。火山灰や小さな噴石などによる危険の可能性があるので、これより先の通行には十分注意してください。

また、[警戒区域/立入禁止区域] への立ち入りは禁止されています。

Currently, the Japan Meteorological Agency has announced a volcanic alert with the level of ○ for Miyakejima-volcano.

Note that, entry into the restricted area is prohibited.

现在，日本气象厅发布了三宅岛火山喷发警报（○级）。

由于火山灰以及小型喷石等危险，前方请谨慎通行。

此外，切勿踏入警戒区域以及禁入区域。

현재 미야케 지마 화산 경보

(분화 경계 레벨 ○)가 발표되었습니다.

이것은 이후의 통행에주의하십시오.

관련 법령에 따라 제한구역 내에는 절대로

들어가지마십시오.



○月○日 三宅村 電話04994-5-0935

修正前（平成30年5月時点） 附-20	修正後（令和2年10月時点） 附-26
<p><b>（3）噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。</p> <p>噴火速報は、常時観測火山※を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため、留意が必要である。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。</p> <p>※気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>	<p><b>（3）噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早くお知らせし、直ちに身を守る行動を取っていたり、ただのための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>④ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>⑤ 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）</p> <p>⑥ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p>※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>

修正前（平成30年5月時点） 附-22	修正後（令和2年10月時点） 附-29																																		
<p>(6) その他の情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報名</th> <th style="text-align: center;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料</td> </tr> <tr> <td>週間火山概況</td> <td>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>地震・火山月報（防災編）</td> <td>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する海上警報</td> <td>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>航空路火山灰情報</td> <td>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	概要	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報	火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料	週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。	<p>(6) その他の情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">情報名</th> <th style="text-align: center;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>地震・火山月報（防災編）</td> <td>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する海上警報</td> <td>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>航空路火山灰情報</td> <td>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	概要	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。
情報名	概要																																		
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に解説する情報																																		
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料																																		
週間火山概況	過去一週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料																																		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料																																		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料																																		
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。																																		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。																																		
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。																																		
情報名	概要																																		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。																																		
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または必要に応じて臨時に解説する資料																																		
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料																																		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料																																		
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。																																		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。																																		
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。																																		

修正前（平成30年5月時点） 附-24	修正後（令和2年10月時点） 附-31
<p><b>資料第8 火山用語</b></p> <p><b>【か】</b></p> <p><b>火砕丘</b> 爆発的な噴火活動によって、火口の周辺に火砕物が降り積もってできた円錐形の火山体。山体に比べ大きな火口をもつものが多い。</p> <p><b>火砕サージ</b> 重力の作用により生じる、火山斜面などに沿う高速の希薄な流れで、固形物としては火山灰などの細粒子が主体。高温の砂嵐のような現象であるが、火砕流に比べて見掛けの密度が小さく、停止後の堆積物の厚さは非常に薄い。火砕流の前面や側面から発生することもある。構造物を破壊するほどの威力があり、特に高温の場合は火災を引き起こすこともある。また、マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火などに伴って、垂直に上昇する噴煙柱の基部から、火砕サージが地表や海面に沿って高速で環状に広がることもある。このような環状に広がる火砕サージを、特に「ベースサージ」と呼ぶことがある。低温で湿っていることが多く、浅い水底での噴火や地下水の豊富な陸上の噴火などで発生することがある。</p> <p><b>火砕物（火山砕屑物）</b> 火口から放出される固形または半固形の岩石の破片の総称。直径64mm以上は「火山岩塊」、2～64mmは「火山礫」、2mm以下は「火山灰」に分類される。</p> <p><b>火砕流</b> 岩片と火山ガスなどが一体となって、高速で山体を流下する現象。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きな極めて恐ろしい火山現象である。</p> <p><b>火山ガス</b> マグマ中の揮発成分起源の気体のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから噴出する。成分は、大部分が水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを含んでいる。これらを吸い込むと、死に至ることもある。火山ガスは空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。</p> <p><b>火山岩</b> マグマが、地表あるいは地表近くで、比較的急速に冷却固結した岩石。一般に、斑晶（比較的粗粒の造岩鉱物）と、その素地となる石基（細かい結晶および火山ガラス）からなる岩石。火山岩は、その化学組成によって、玄武岩、安山岩、デイサイト、流紋岩などに区分される。</p> <p><b>火山性微動</b> 火山活動に起因して発生する連続した振動で、振幅や周期が比較的一定のものとそれらの変化が大きいものがある。継続時間も極めて短いものから、常時発生しているものまである。一般に玄武岩質火山で観測されることが多く、安山岩質火山でも観測されることがある。マグマや火山ガスの運動や移動にともなう場合や噴火時に火山灰などの噴出活動と連動して発生する場合などがある。噴火の前駆現象として認められることも多いが、噴火に確実につながる現象ではないことに注意が必要である。</p> <p><b>火山弾</b> 特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p>	<p><b>資料第8 火山用語</b></p> <p><b>【か】</b></p> <p><b>火砕丘</b> 爆発的な噴火活動によって、火口の周辺に火砕物が降り積もってできた円錐形の火山体。山体に比べ大きな火口をもつものが多い。</p> <p><b>火砕サージ</b> 重力の作用により生じる、火山斜面などに沿う高速の希薄な流れで、固形物としては火山灰などの細粒子が主体。高温の砂嵐のような現象であるが、火砕流に比べて見掛けの密度が小さく、停止後の堆積物の厚さは非常に薄い。火砕流の前面や側面から発生することもある。構造物を破壊するほどの威力があり、特に高温の場合は火災を引き起こすこともある。また、マグマ水蒸気噴火や水蒸気噴火などに伴って、垂直に上昇する噴煙柱の基部から、火砕サージが地表や海面に沿って高速で環状に広がることもある。このような環状に広がる火砕サージを、特に「ベースサージ」と呼ぶことがある。低温で湿っていることが多く、浅い水底での噴火や地下水の豊富な陸上の噴火などで発生することがある。</p> <p><b>火砕物（火山砕屑物）</b> 火口から放出される固形または半固形の岩石の破片の総称。直径64mm以上は「火山岩塊」、2～64mmは「火山礫」、2mm以下は「火山灰」に分類される。</p> <p><b>火砕流</b> 岩片と火山ガスなどが一体となって、高速で山体を流下する現象。大規模な場合は地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大きな極めて恐ろしい火山現象である。</p> <p><b>火山ガス</b> マグマ中の揮発成分起源の気体のことで、噴火口・噴気孔・温泉湧出孔などから噴出する。成分は、大部分が水蒸気であるが、二酸化硫黄、硫化水素、二酸化炭素などを含んでいる。これらを吸い込むと、死に至ることもある。火山ガスは空気より重いため、火山地域の窪地や谷などに溜まっていることがある。</p> <p><b>火山岩</b> マグマが、地表あるいは地表近くで、比較的急速に冷却固結した岩石。一般に、斑晶（比較的粗粒の造岩鉱物）と、その素地となる石基（細かい結晶および火山ガラス）からなる岩石。火山岩は、その化学組成によって、玄武岩、安山岩、デイサイト、流紋岩などに区分される。</p> <p><b>火山性微動</b> 火山活動に起因して発生する連続した振動で、振幅や周期が比較的一定のものとそれらの変化が大きいものがある。継続時間も極めて短いものから、常時発生しているものまである。一般に玄武岩質火山で観測されることが多く、安山岩質火山でも観測されることがある。マグマや火山ガスの運動や移動にともなう場合や噴火時に火山灰などの噴出活動と連動して発生する場合などがある。噴火の前駆現象として認められることも多いが、噴火に確実につながる現象ではないことに注意が必要である。</p> <p><b>火山弾</b> 特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮<del>状</del>火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-25	修正後（令和2年10月時点） 附-32
<p><b>火山地質図</b></p> <p>火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b></p> <p>火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b></p> <p>火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>火山豆石</b></p> <p>火山灰が球状に固結したもの。成因として、噴煙に含まれた水や雲粒などの表面張力や火山灰粒子の静電気力などで凝集するという説が一般的である。同心構造をなし、表面に細粒の層がある場合が多い。直径1cm以下のものが多いが、数cmのものもある。</p> <p><b>火山礫（れき）</b></p> <p>火砕物の一種で、直径が2～64mmのもの。</p> <p><b>活火山</b></p> <p>「概ね過去1万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。</p> <p><b>カルデラ</b></p> <p>火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b></p> <p>鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b></p> <p>噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b></p> <p>火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むものこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低いため（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b></p> <p>火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b></p> <p>火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>	<p><b>火山地質図</b></p> <p>火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b></p> <p>火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b></p> <p>火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>火山豆石</b></p> <p>火山灰が球状に固結したもの。成因として、噴煙に含まれた水や雲粒などの表面張力や火山灰粒子の静電気力などで凝集するという説が一般的である。同心構造をなし、表面に細粒の層がある場合が多い。直径1cm以下のものが多いが、数cmのものもある。</p> <p><b>火山礫（れき）</b></p> <p>火砕物の一種で、直径が2～64mmのもの。</p> <p><b>活火山</b></p> <p>「概ね過去1万年以内に噴火した火山」および「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。  <b>日本では現在111の火山が活火山に認定されている。</b></p> <p><b>カルデラ</b></p> <p>火山地域に見られる大きな円形またはそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b></p> <p>鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b></p> <p>噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b></p> <p>火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むものこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低いため（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b></p> <p>火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b></p> <p>火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>

修正前（平成30年5月時点） 附-26	修正後（令和2年10月時点） 附-33
<p><b>【さ】</b></p> <p><b>山体崩壊</b>                      山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。</p> <p><b>水蒸気噴火</b>                      地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破砕、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>                      火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>                      比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。</p> <p><b>スパター</b>                      火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>                      中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>                      成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>                      マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口</p> <p><b>地殻変動</b>                      測地測量などによって認められる現在の地殻の変位・変形のこと。</p> <p><b>地磁気</b>                      磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>低周波地震</b>                      地震波の低周波成分が卓越し、相対的に高周波成分が発達していない地震。地震波の周期が長いのが特徴。マグマや火山性流体などの移動に伴って発生すると考えられている。</p> <p><b>泥流</b>                      「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>                      火砕物のこと。噴火により砕かれてつくられたマグマ片、岩片の総称</p>	<p><b>【さ】</b></p> <p><b>山体崩壊</b>                      山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。  <b>1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。</b></p> <p><b>水蒸気噴火</b>                      地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破砕、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>                      火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>                      比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。<b>地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。</b></p> <p><b>スパター</b>                      火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>                      中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>                      成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>                      マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。  <b>水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。高さの低く扁平なものをタフリング、高さが高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。</b></p> <p><b>地殻変動</b>  <b>地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。</b></p> <p><b>地磁気</b>                      磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>低周波地震</b>                      地震波の低周波成分が卓越し、相対的に高周波成分が発達していない地震。地震波の周期が長いのが特徴。マグマや火山性流体などの移動に伴って発生すると考えられている。</p>

修正前（平成30年5月時点） 附-27	修正後（令和2年10月時点） 附-34
<p><b>土石流</b> 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b> <b>プリニー式噴火</b> 大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。</p> <p><b>プレートテクトニクス</b> 地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b> 火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b> 火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b> 火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、またはその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b> 単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>	<p><b>泥流</b> 「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b> <b>火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</b></p> <p><b>土石流</b> 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b> <b>プリニー式噴火</b> 大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。<b>西暦79年、イタリアのベスビオ火山が大噴火したとき、救済のために活躍した博物学者プリニウスの名に由来する。</b></p> <p><b>プレートテクトニクス</b> 地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b> 火山ガス、火山灰および小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b> 火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b> 火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、またはその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b> 単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-28	修正後（令和2年10月時点） 附-35
<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b>                      気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b>                      「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>【ま】</b>  <b>マール</b>                      「タフリング」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b>                      地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b>                      マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b>                      高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと共に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b>                      火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b>                      マグマが噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b>                      火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>	<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b>                      気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b>                      「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>【ま】</b>  <b>マール</b>                      「タフリング、<b>タフコーン</b>」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b>                      地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b>                      マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b>                      高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと<b>とも</b>に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b>                      火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b>                      マグマ<b>そのもの</b>が噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b>                      火口またはその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>

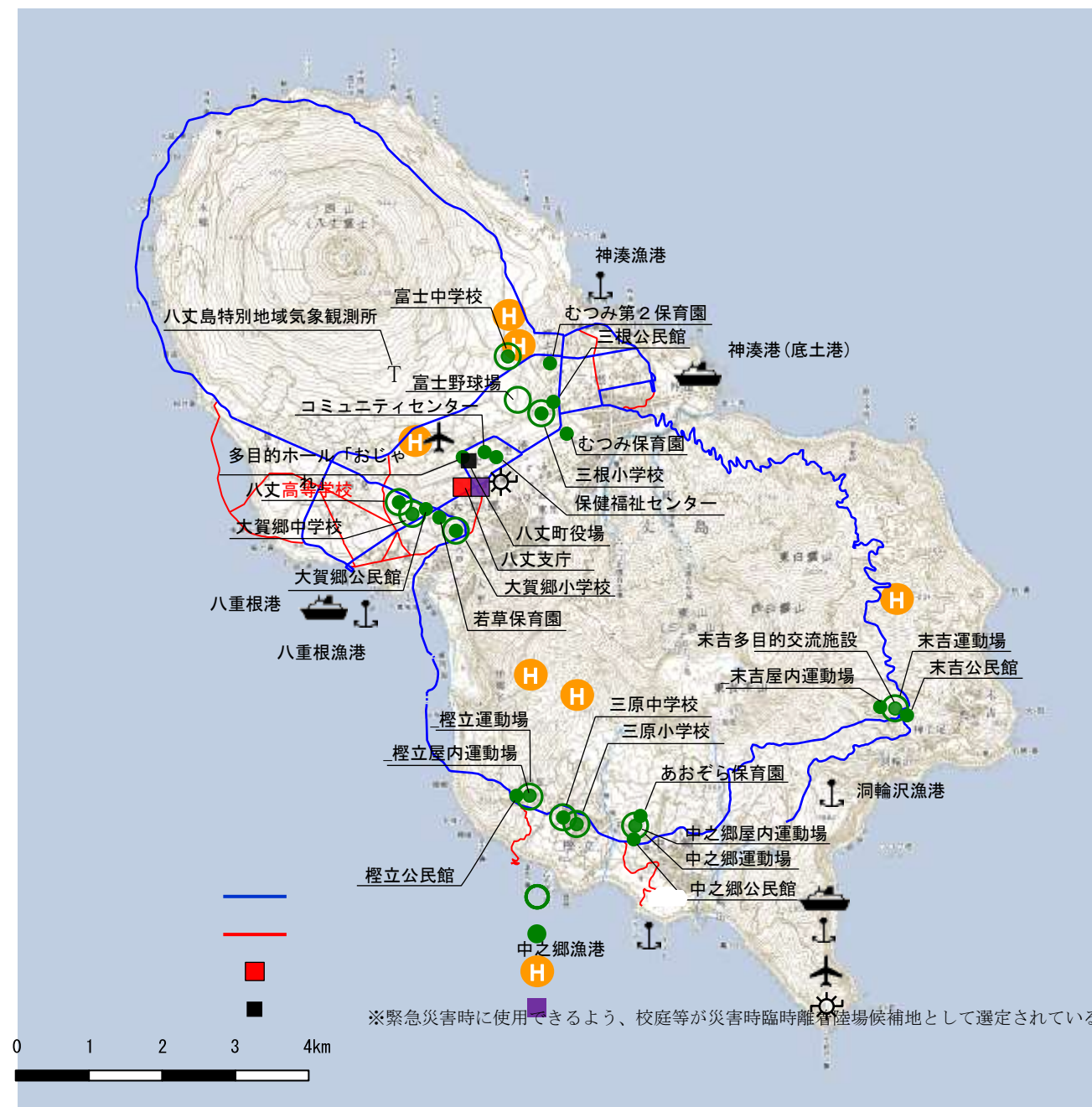
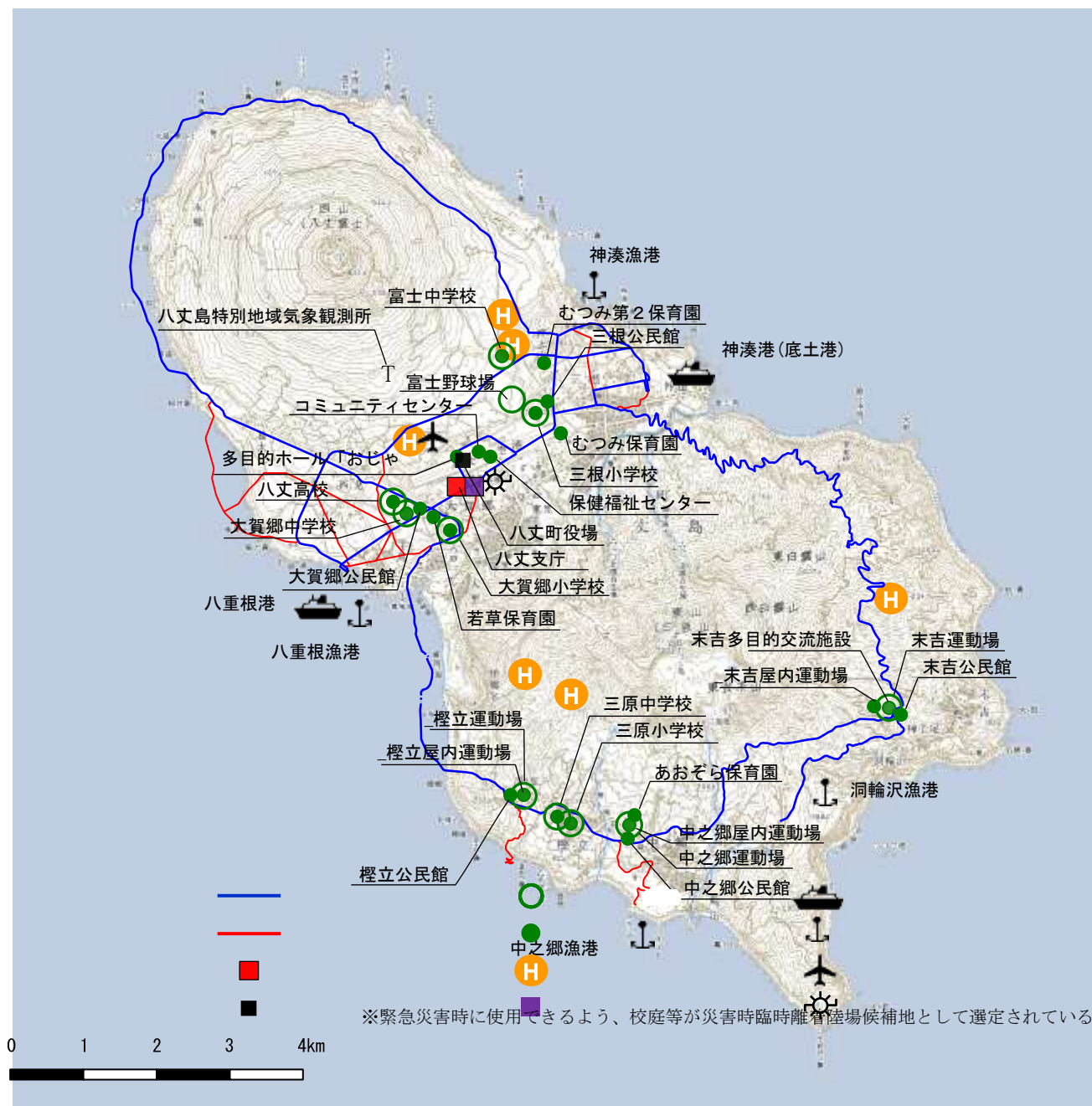


修正前（平成30年5月時点） 附-29	修正後（令和2年10月時点） 附-36
<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>                      マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>                      粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>                      地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成21年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>	<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>                      マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>                      粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>                      地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。<b>1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。</b></p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成21年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>

八丈島火山避難計画新旧対照表

修正前（平成30年5月時点） 本-●

修正後（令和2年10月時点） 本-27



修正前（平成30年5月時点） 本-46	修正後（令和2年10月時点） 本-46
<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p>(1) 村 村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。 ○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認など） ○ 関係機関への避難対応準備の連絡 ○ 村道の点検、機能確保 ○ 災害備蓄品の点検 ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認 ○ 避難者総数の把握 ○ 避難所の開設、点検 ○ バスの配備 ○ 東海汽船への避難対応準備の要請 ○ 避難手順の確認</p> <p>(2) 支庁 支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。 ○ 都道・港・空港の点検、機能確保 ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認 ○ 災害備蓄品の点検</p> <p>(3) 警察署・消防本部・消防団 警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。 ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認 ○ 装備等の点検等</p> <p><b>2 一般住民の島内避難</b></p> <p>(1) 避難方法</p> <p>ア 基本とする避難方法 地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。 なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。</p>	<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p>(1) 村 村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。 ○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（<b>非常用持ち出し品</b>の準備、避難方法の確認など） ○ 関係機関への避難対応準備の連絡 ○ 村道の点検、機能確保 ○ 災害備蓄品の点検 ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認 ○ 避難者総数の把握 ○ 避難所の開設、点検 ○ バスの配備 ○ 東海汽船への避難対応準備の要請 ○ 避難手順の確認</p> <p>(2) 支庁 支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。 ○ 都道・港・空港の点検、機能確保 ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認 ○ 災害備蓄品の点検</p> <p>(3) 警察署・消防本部・消防団 警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。 ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認 ○ 装備等の点検等</p> <p><b>2 一般住民の島内避難</b></p> <p>(1) 避難方法</p> <p>ア 基本とする避難方法 地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。 なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。</p>



修正前（平成30年5月時点） 本-52	修正後（令和2年10月時点） 本-52
<p><b>7 住民の自主避難</b></p> <p><b>(1) 島内での自主避難</b> 町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。 なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。</p> <p><b>(2) 島外への自主避難</b> 町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、町に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、空港や港までの移動手段として町営バスを運行させる。 町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。</p> <p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、町に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては町営バスで移動すること。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>	<p><b>7 住民の自主避難</b></p> <p><b>(1) 島内での自主避難</b> 町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品等を携行するよう周知する。 なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。</p> <p><b>(2) 島外への自主避難</b> 町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅等に自主避難する場合には、町に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、空港や港までの移動手段として町営バスを運行させる。 町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。</p> <p><b>8 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の<b>携帯ラジオ等の非常用持ち出し品</b>を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切る等出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、町に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては町営バスで移動すること。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>



修正前（平成30年5月時点） 本-54	修正後（令和2年10月時点） 本-54
<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>(1) 避難所の開設 町は、避難所を開設する。 なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p><b>ア 避難所事務所の開設</b> 避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。</p> <p><b>イ 自主運営組織の確立</b> 避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。 組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。 町職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。</p> <p><b>ウ 避難所担当職員会議</b> 町は、避難所担当職員を定期的に町役場（町災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。 避難所担当職員は、町（町災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。</p> <p><b>エ 避難環境の整備</b> 町は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活、休憩、更衣等のスペース確保</li> <li>○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮</li> <li>○ 避難者のプライバシー確保</li> <li>○ 飲料水や食品の安全確保</li> <li>○ トイレ機能の確保</li> <li>○ 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理</li> <li>○ 防犯対策</li> <li>○ 医療救護所の設置</li> <li>○ 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止</li> <li>○ 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置</li> <li>○ 防火対策</li> <li>○ 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策</li> </ul>	<p><b>第8章 避難生活</b></p> <p><b>1 島内での避難生活</b></p> <p>(1) 避難所の開設 町は、避難所を開設する。 なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。</p> <p>(2) 避難所の運営</p> <p><b>ア 避難所事務所の開設</b> 避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。</p> <p><b>イ 自主運営組織の確立</b> 避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。 組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。 町職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。</p> <p><b>ウ 避難所担当職員会議</b> 町は、避難所担当職員を定期的に町役場（町災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策等の諸対策について情報交換や協議を行う。 避難所担当職員は、町（町災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。</p> <p><b>エ 避難環境の整備</b> 町は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活、休憩、更衣等のスペース確保</li> <li>○ 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性等）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮</li> <li>○ 避難者のプライバシー確保</li> <li>○ 飲料水や食品の安全確保</li> <li>○ トイレ機能の確保</li> <li>○ 室内、トイレ、ごみ保管場所等の衛生管理</li> <li>○ 防犯対策</li> <li>○ 医療救護所の設置</li> <li>○ 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止</li> <li>○ 冷暖房、公衆電話、掲示板等の設置</li> <li>○ 防火対策</li> <li>○ 燃料（ガソリン、軽油等）使用時及び保管時の安全対策</li> <li>○ <b>流言対策</b></li> </ul>

修正前（平成30年5月時点） 本-56	修正後（令和2年10月時点） 本-56
<p>(6) その他</p> <p>ア 治安の維持 警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、町は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。 警察署は、避難所における防犯のため、町や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等と呼びかける。</p> <p>イ 報道機関への対応 町及び支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。 記者発表は、町長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。 報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。</p> <p>ウ 相談窓口の設置 町は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、町職員を配置して住民からの相談に当たる。</p> <p>エ 受援対策 町、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。</p> <p>2 島外での避難生活 避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。</p>	<p>(6) その他</p> <p>ア 治安の維持 警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、町は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。 警察署は、避難所における防犯のため、町や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報等と呼びかける。</p> <p>イ 報道機関への対応 町及び支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。 記者発表は、町長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。 報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとともに、安全な取材、報道活動を要請する。<b>また、住民のプライバシーなどに関わる取材・報道の自粛を要請する。火山活動が長期化した場合、報道機関への対応窓口を一本化するとともに定時に説明を行う仕組みを作る。</b></p> <p>ウ 相談窓口の設置 町は、必要に応じて庁舎及び避難所に相談窓口を設置し、町職員を配置して住民からの相談に当たる。</p> <p>エ 受援対策 町、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保等の受援対策に努める。</p> <p>2 島外での避難生活 避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。</p>

修正前（平成30年5月時点） 附-3

修正後（令和2年10月時点） 附-3

2 避難所

地区名	避難所	所在地	収容人数 (人) ※2	地区別合計 (人)
三根	三根公民館	三根347	207	2,336
	三根小学校（校舎・体育館）	三根341	745	
	富士中学校（校舎・体育館）	三根4655	576	
	むつみ保育園	三根1763	141	
	むつみ第2保育園	三根505-1	162	
	コミュニティセンター（体育館）	三根26	257	
	保健福祉センター※1	三根2	248	
大賀郷	大賀郷公民館	大賀郷3060	185	2,504
	大賀郷小学校（校舎・体育館）	大賀郷15	598	
	大賀郷中学校（校舎・体育館）	大賀郷3073	514	
	八丈高等学校	大賀郷3020	808	
	若草保育園	大賀郷71	146	
	多目的ホール「おじゃれ」	大賀郷2551-2	253	
檜立	檜立公民館	檜立2027	130	442
	檜立屋内運動場	檜立2035	312	
中之郷	中之郷公民館	中之郷2613	120	1,473
	三原小学校（校舎・体育館）	中之郷2474	453	
	三原中学校（校舎・体育館）	中之郷2474	478	
	あおぞら保育園	中之郷2612-1	136	
	中之郷屋内運動場	中之郷2612	286	
末吉	末吉公民館	末吉633	125	562
	末吉多目的交流施設（校舎）	末吉2648	154	
	末吉屋内運動場（体育館）	末吉2648	283	

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

※1 福祉避難所として指定

※2 収容人数は3.3㎡で2人として算出

2 避難所

地区名	避難所	所在地	収容人数 (人) ※2	地区別合計 (人)
三根	三根公民館	三根347-1	207	2,336
	三根小学校（校舎・体育館）	三根341	745	
	富士中学校（校舎・体育館）	三根4655	576	
	むつみ保育園	三根1763	141	
	むつみ第2保育園	三根505-1	162	
	コミュニティセンター（体育館）	三根26	257	
	保健福祉センター※1	三根2	248	
大賀郷	大賀郷公民館	大賀郷3060	185	2,504
	大賀郷小学校（校舎・体育館）	大賀郷15	598	
	大賀郷中学校（校舎・体育館）	大賀郷3073	514	
	八丈高等学校	大賀郷3020	808	
	若草保育園	大賀郷71	146	
	多目的ホール「おじゃれ」	大賀郷2551-2	253	
檜立	檜立公民館	檜立2027	130	442
	檜立屋内運動場	檜立2035	312	
中之郷	中之郷公民館	中之郷2613	120	1,473
	三原小学校（校舎・体育館）	中之郷2474	453	
	三原中学校（校舎・体育館）	中之郷2474	478	
	あおぞら保育園	中之郷2612-1	136	
	中之郷屋内運動場	中之郷2612	286	
末吉	末吉公民館	末吉633	125	562
	末吉多目的交流施設（旧校舎）	末吉2648	154	
	末吉屋内運動場（体育館）	末吉2648	283	

八丈町地域防災計画（平成29年度修正）

※1 福祉避難所として指定

※2 収容人数は3.3㎡で2人として算出



資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深	対象船舶 (DWT)	バース	
	(m)		数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～	9	1,600
	-10.0	15,000		
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	146
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

港湾局提供資料（平成31年4月現在）

資料第3 東京港係留施設

ふ頭名	水深	対象船舶 (DWT)	バース	
	(m)		数	延長 (m)
竹芝ふ頭	-7.5	5,000	3	465
日の出ふ頭	-6.7	3,000	6	564
芝浦ふ頭	-7.5	5,000	6	780
	-5.5	2,000	1	165
品川ふ頭	-8.0～	6,000～	9	1,600
	-10.0	15,000		
晴海ふ頭	-10.0	20,000 GT	2	456
	-10.0	15,000	1	190
	-9.0	10,000	1	124
月島ふ頭	-7.5	5,000	2	266
大井コンテナふ頭	-15.0	50,000	7	2,354
大井水産物ふ頭	-12.0	30,000	2	450
大井食品ふ頭	-12.0	30,000	1	230
	-11.0	15,000	2	380
大井建材ふ頭	-5.0	1,000	4	280
10号地ふ頭	-7.5	5,000	11	1,500
	-5.0	1,000	13	920
フェリーふ頭	-7.5 ～-8.5	6,000 ～16,000 GT	4	876
10号地その1多目的ふ頭	-7.5	5,000 GT	1	180
お台場ライナーふ頭	-10.0	15,000	9	1,800
青海コンテナふ頭	-15.0	50,000	3	1,050
	-13.0	35,000	2	520
有明ふ頭	-5.0	1,000	10	750
若洲内貿ふ頭	-11.0	15,000	1	190
15号地木材ふ頭	-12.0	25,000	3	720
若洲建材ふ頭	-5.5	2,000	4	370
辰巳ふ頭	-5.0	1,000	13	1,040
城南島建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	160
中央防波堤内側ばら物ふ頭	-12.0	30,000	1	240
中央防波堤内側内貿ふ頭	-9.0	12,000 GT	2	460
中央防波堤内側建設発生土ふ頭	-7.5	5,000	1	130
中央防波堤外側コンテナふ頭	-16.0	150,000	1	400
	-11.0	20,000	1	230

令和元年12月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-10

修正後（令和2年10月時点） 附-7

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	喫 水 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-56 ☎ 03-5564-2021 緊急通報用 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	3.5
		ゆりかぜ	23	20	2.5
		はやかぜ			
		ゆめかぜ	26	20	2.5
		いそぎく			
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-671-4999 045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	10.0
	巡視船	いず	3,500	110	7.5
		ぶこう	1500	96	5.5
		もとぶ			
	消防船	ひりゆう	280	35	5.5
	巡視艇	はまなみ	110	35	3.5
		はまぐも			
		いそづき	64	27	3.0
		きりかぜ	23	20	2.5
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	2.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	2.5
	たまかぜ	26	20	2.5	
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎ 0558-22-0650 緊急通報用0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	5.0
		かの	335	56	4.5
	巡視艇	いずなみ	100	32	3.5

平成31年3月現在

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ				
		ゆめかぜ	26	20	4.5	
		いそぎく				
		やまぶき				
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0	
		いず	1,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	巡視艇	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
		はまなみ	110	35	6.3	
						はまぐも
		いそづき	64	27	5.6	
		きりかぜ	23	20	4.3	
		はまかぜ				
		のげかぜ	26	20	4.5	
		やまゆり				
	しおかぜ	23	20	4.3		
	たまかぜ	26	20	4.5		
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0	
		かの	335	56	8.5	
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)

修正前（平成30年5月時点） 附-13													修正後（令和2年10月時点） 附-13													
<b>(2) 警視庁</b>													<b>(2) 警視庁</b>													
区分	はやぶさ			おおとり								あおぞら														
	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		2号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号			
巡航速度	257km/h	280km/h	285km/h	271km/h	290km/h			271km/h	290km/h	226km/h			272km/h													
航続時間	3:30	3:00		4:30	5:10			4:30	5:10	3:30			4:00													
有効搭載量	1,012kg	1,019kg	855kg	1,642kg	2,132kg			1,642kg	2,132kg	1,801kg	1,815kg	4,218kg														
座席数	8席			14席		17席	14席		13席			21席														
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																									
使用燃料	航空用ジェットA-1																									
耐風性	21.8m/s																									
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																									
最低雲高	300m以上																									
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																									
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																									
テレビカメラ搭載装置				-		○		-																		
救助用吊上装置	230kg	-																								
吊下装置（カーゴフック）	1,300kg	-		1,000kg	1,600kg	-		2,200kg	-			3,600kg														
担架装置（リッターキット）	1人	-		1人	-		1人	-			3人															
投光機（サーチライト）																										
拡声器（スピーカー）																										
地震判読システム搭載用装置	-	○	-			-	○	-																		
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																									
平成31年1月現在																										
区分	はやぶさ				おおとり								あおぞら													
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		1号	2号											
巡航速度	280	257	280	285	271	290			271	290	226		272													
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10			4:30	5:10	3:30		4:00													
有効搭載量	1019	1012	1019	855	1642	2132			1642	2132	1801	1815	未定	4218												
座席数	8席	8席			14席		17席	14席		13席			21席													
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																									
使用燃料	航空用ジェットA-1																									
耐風性	15.3	15.3			18	23			18	23	18		未定	18												
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																									
最低雲高	300m以上																									
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																									
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																									
テレビカメラ搭載装置				○		-		○		-																
救助用吊上装置	-	230kg	-		272kg																					
吊下装置（カーゴフック）	-	1300kg	-	1000kg	1600kg	-		2200kg	-			3600kg														
担架装置（リッターキット）	-	1人	-	1人	-		1人	-			3人															
投光機（サーチライト）	○	○										未定	○													
拡声器（スピーカー）	○	○			-		○			-			○													
地震判読システム搭載用装置	○	-	○	-	○	-		○	-			○														
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																									
令和2年1月現在																										

(3) 第三管区海上保安本部

1) 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地)	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型飛行機	MA 722	ボンバルディア式 DHC-8-315型 (ボンバル300)
		MA 725	
巡視船「あきつしま」搭載機	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	

2) 性能

区 分	巡航速度 (kt)	搭載能力			使用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
固 定 翼	ガルフV	510	22	656	85×90×90	ジェットA-1
回 転 翼	ボンバル 300	243	32	1,080	150×125×150	ジェットA-1
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1

- \* 1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- \* 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- \* 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- \* 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

平成31年3月現在

(3) 第三管区海上保安本部

1) 機種・型式

所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)
羽田航空基地 (所在地)	大型ジェット飛行機	LAJ500	ガルフストリーム ・エアロスペース式 G-V型 (ガルフV)
		LAJ501	
東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型飛行機	MA 722	ボンバルディア式 DHC-8-315型 (ボンバル300)
		MA 725	
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)
		MH 692	
		MH 689	
		MH 690	
		MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)

2) 性能

区 分	巡航速度 (kt)	搭載能力			使用 燃 料	
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)		
固 定 翼	ガルフV	510	22	656	85×90×90	ジェットA-1
回 転 翼	ボンバル 300	243	32	1,080	150×125×150	ジェットA-1
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1
回 転 翼	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1

- \* 1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。
- \* 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。
- \* 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。
- \* 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。

令和元年12月現在



修正前（平成30年5月時点） 附-ページなし

修正後（令和2年10月時点） 附-15

記載なし

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装備 部隊	
	巡航速度 km/h	航続時間 h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	J P - 4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸 上 自 衛 隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大 型)	270	2.0	48	100×100	J P - 4 A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航 空 自 衛 隊
	UH-60J (中 型)	243	463Km	2+0	100×100	〃	〃	〃	

令和2年1月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-16

4 社会福祉施設

種別	名称	所在地	電話番号
通所介護	デイサービス花	大賀郷4326-7	2-0095
	リハビリ型デイサービス あそんでおじゃれ	檜立181-1	9-5981
	養和会デイホーム（八丈島高 齢者在宅サービスセンター）	大賀郷7670-1	2-0770
	デイサービススマレ	檜立369	7-0288
	デイホームまどか	三根1305-2	2-0623
入所介護	第二八丈老人ホーム （特別養護老人ホーム）	大賀郷7670-1	2-0770
サービス付高齢者住宅	ヒルサイドガーデン 夕陽ヶ丘	大賀郷7486-6	9-5830
短期入所	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-1	2-0770
特別養護老人ホーム	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-1	2-0770

平成31年1月現在

修正後（令和2年10月時点） 附-17

4 社会福祉施設

種別	名称	所在地	電話番号
通所 又は、 デイサービス	デイサービス花	大賀郷4326-7	2-0095
	リハビリ型デイサービス あそんでおじゃれ	檜立181-1	9-5981
	養和会デイホーム（八丈島高 齢者在宅サービスセンター）	大賀郷7670-1	2-0770
	デイサービススマレ	檜立369	7-0288
	デイホームまどか	三根1305-2	2-0623
サービス付高齢者向住 宅	ヒルサイドガーデン 夕陽ヶ丘	大賀郷7486-6	9-5830
短期入所	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-1	2-0770
特別養護老人ホーム	第二八丈老人ホーム	大賀郷7670-1	2-0770

平成31年1月現在

修正前（平成30年5月時点） 附-23	修正後（令和2年10月時点） 附-24
<p data-bbox="201 247 608 275">(3) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <div data-bbox="261 279 1374 787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災はちじょうです。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</li><li>・[ 対象範囲 ]の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li><li>・避難行動要支援者の皆さんは、伊豆避難施設に避難を開始してください。</li><li>・来島者は、島外への退避をお願いします。</li><li>・なお、自主避難をする方には、[ 避難施設 ]を開放します。</li><li>・島内にいる方は、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。</li></ul></div>	<p data-bbox="1507 247 1914 275">(3) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <div data-bbox="1567 279 2680 787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・こちらは防災はちじょうです。</li><li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li><li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 [ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li><li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li><li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li><li>・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li><li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li><li>・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li></ul></div> <div data-bbox="1567 835 2694 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・ This is an announcement from the Miyake Town Office. -</li><li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li><li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Town Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.</li><li>・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.</li><li>・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].</li><li>・ Visitors should evacuate from Miyake Island.</li><li>・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.</li><li>・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.</li><li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li></ul></div>

(1) 表示板  
【規制実施前】

立入禁止の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued  
火山噴发警报发布时的应对方法  
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

八丈島の西山は現在も活火山です。今後火山現象が活性化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、皆さんの安全のために、[規制範囲（例：山頂火口から1km以内）]の立ち入りを禁止します。規制内容に従い、規制範囲内には絶対に立ち入らないでください。

Nishiyama located on hachijo-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

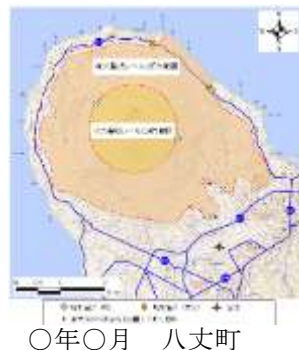
Follow the restriction instructions, and do not enter the restricted area.

八丈島の西山现在仍然是一座活火山。今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。

请遵守规定，切勿踏入限制区域。

하치조지마의 니시야마는 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발할 것 임으로, 하치 조 지마의 니시야마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2이상)가 발표 된 경우 규제 범위의 출입을 금지합니다.



○年○月 八丈町

警戒区域設定の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued  
火山噴发警报发布时的应对方法  
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

八丈島の西山は現在も活火山です。今後火山現象が活性化することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲（例：山頂火口から1km以内）]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Nishiyama located on hachijo-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

八丈島の西山现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。请遵守规定，切勿踏入警戒区域。私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

하치조지마의 니시야마는 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발할 것 임으로, 하치 조 지마의 니시야마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2이상)가 발표 된 경우 규제 범위의 출입을 금지합니다.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



○年○月 八丈町

(1) 表示板  
【規制実施前】

立入禁止の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued  
火山噴发警报发布时的应对方法  
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

八丈島の西山は現在も活火山です。今後火山現象が**活発化**することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、皆さんの安全のために、[規制範囲（例：山頂火口から1km以内）]の立ち入りを禁止します。規制内容に従い、規制範囲内には絶対に立ち入らないでください。

Nishiyama located on hachijo-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

Follow the restriction instructions, and do not enter the restricted area.

八丈島の西山现在仍然是一座活火山。今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。

请遵守规定，切勿踏入限制区域。

하치조지마의 니시야마는 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발할 것 임으로, 하치 조 지마의 니시야마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2이상)가 발표 된 경우 규제 범위의 출입을 금지합니다.



○年○月 八丈町

警戒区域設定の例

噴火警報が発表された場合の対応について  
Restrictions put into action when a volcanic alert issued  
火山噴发警报发布时的应对方法  
분화경보이 발표된 경우의 대응에 대해서

八丈島の西山は現在も活火山です。今後火山現象が**活発化**することにより、噴火警報（噴火警戒レベル2以上）が**発表された場合**、危険を防止するため、災害対策基本法第63条第1項の規定により、[規制範囲（例：山頂火口から1km以内）]を警戒区域に設定し、立ち入りを禁止します。

許可なく警戒区域に立ち入った場合は、法律により罰せられます。

Nishiyama located on hachijo-island is still an active volcano. If a volcanic alert level 2 or more is announced due to future volcanic activities, we will restrict from entering the area.

It is punishable by law if you enter the restricted area without permission.

八丈島の西山现在仍然是一座活火山。

今后如有因为火山活跃，火山喷发警报(2级或更高)发布时此区域将被封锁。请遵守规定，切勿踏入警戒区域。私自进入警戒区域将会受到法律处罚。

하치조지마의 니시야마는 활화산입니다.

앞으로도 화산 현상이 활발할 것 임으로, 하치 조 지마의 니시야마 화산 폭발 경보 (분화 경계 레벨 2이상)가 발표 된 경우 규제 범위의 출입을 금지합니다.

허가없이 경계 구역에 들어선 경우 법에 의해 처벌됩니다.



○年○月 八丈町



修正前（平成30年5月時点） 附-30	修正後（令和2年10月時点） 附-31
<p><b>（3）噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。</p> <p>噴火速報は、常時観測火山※を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため、留意が必要である。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。</p> <p>※気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>	<p><b>（3）噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早くお知らせし、直ちに身を守る行動を取っていただくための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>⑦ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>⑧ 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）</p> <p>⑨ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p>※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>

修正前（平成30年5月時点） 附-32		修正後（令和2年10月時点） 附-34	
<b>（6）その他の情報等</b>		<b>（6）その他の情報等</b>	
情報名	概要	情報名	概要
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取れるようにするために発表する情報	火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料	月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。 緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。 火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。 このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。		

修正前（平成30年5月時点） 附-●	修正後（令和2年10月時点） 附-35
<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 土砂災害緊急情報</b>  噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。  土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。  市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p> <p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b>  避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備を行う。  要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）</b>  避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。  避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</p>	<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 土砂災害緊急情報</b>  噴火によって山腹斜面に火山灰や<b>火砕流堆積物</b>が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。  土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。  市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p> <p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b>  避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、<b>非常用持ち出し品</b>などを用意するなど、避難準備を行う。  要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）</b>  避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。  避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-35	修正後（令和2年10月時点） 附-37
<p><b>火山弾</b>                      特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p> <p><b>火山地質図</b>                      火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b>                      火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b>                      火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>活火山</b>                      「概ね過去1万年以内に噴火した火山」及び「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。</p> <p><b>カルデラ</b>                      火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b>                      鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b>                      噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b>                      火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低い（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b>                      火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b>                      火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>	<p><b>火山弾</b>                      特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮<del>状</del>火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p> <p><b>火山地質図</b>                      火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b>                      火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b>                      火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>活火山</b>                      「概ね過去1万年以内に噴火した火山」及び「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。<b>日本では現在111の火山が活火山に認定されている。</b></p> <p><b>カルデラ</b>                      火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b>                      鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b>                      噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b>                      火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低い（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b>                      火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b>                      火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-36	修正後（令和2年10月時点） 附-38
<p><b>【さ】</b>  <b>山体崩壊</b>                      山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。</p> <p><b>水蒸気噴火</b>                      地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>                      火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>                      比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。</p> <p><b>スパター</b>                      火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>                      中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>                      成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b>  <b>タフリング（マール、凝灰岩リング）、タフコーン（マール、火山灰丘）</b>                      マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。高さの低く扁平なものをタフリング、高さが高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。</p> <p><b>地殻変動</b>                      測地測量などによって認められる現在の地殻の変位・変形のこと。</p> <p><b>地磁気</b>                      磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>泥流</b>                      「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>                      火砕物のこと。噴火により砕かれてつくられたマグマ片、岩片の総称</p>	<p><b>【さ】</b>  <b>山体崩壊</b>                      山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。  <b>1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。</b></p> <p><b>水蒸気噴火</b>                      地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>                      火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>                      比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。<b>地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。</b></p> <p><b>スパター</b>                      火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>                      中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>                      成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b>  <b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>                      マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。  <b>水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。高さの低く扁平なものをタフリング、高さが高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。</b></p> <p><b>地殻変動</b>  <b>地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。</b></p> <p><b>地磁気</b>                      磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>泥流</b>                      「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>  <b>火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</b></p>

修正前（平成30年5月時点） 附-37	修正後（令和2年10月時点） 附-39
<p><b>土石流</b>                      山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b>  <b>プリニー式噴火</b>                      大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。</p> <p><b>プレートテクトニクス</b>                      地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b>                      火山ガス、火山灰及び小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b>                      火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b>                      火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、又はその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b>                      単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>	<p><b>土石流</b>                      山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b>  <b>プリニー式噴火</b>                      大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。<b>西暦79年、イタリアのベスビオ火山が大噴火したとき、救済のために活躍した博物学者プリニウスの名に由来する。</b></p> <p><b>プレートテクトニクス</b>                      地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b>                      火山ガス、火山灰及び小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b>                      火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b>                      火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、又はその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b>                      単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>

修正前（平成30年5月時点） 附-38	修正後（令和2年10月時点） 附-40
<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b></p> <p>気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b></p> <p>「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>放射性炭素年代</b></p> <p>生物遺体中の放射性炭素<sup>14</sup>C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。</p> <p><b>【ま】</b></p> <p><b>マール</b></p> <p>「タフリング、タフコーン」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b></p> <p>地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b></p> <p>マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b></p> <p>高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと共に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b></p> <p>火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b></p> <p>マグマが噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b></p> <p>火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>	<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b></p> <p>気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b></p> <p>「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>放射性炭素年代</b></p> <p>生物遺体中の放射性炭素<sup>14</sup>C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。</p> <p><b>【ま】</b></p> <p><b>マール</b></p> <p>「タフリング、タフコーン」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b></p> <p>地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b></p> <p>マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b></p> <p>高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと<b>とも</b>に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b></p> <p>火山体の地下にあって、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b></p> <p>マグマ<b>そのもの</b>が噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b></p> <p>火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-39	修正後（令和2年10月時点） 附-41
<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>            マグマが地表に噴出し流れ出た流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>            粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>            地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>	<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>            マグマが地表に噴出し流れ出た流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>            粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>            地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。<b>1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。</b></p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> </ul> <p>・地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-3					修正後（令和2年10月時点） 附-3																																
<b>3 港・ヘリポート</b> (1) 港 港湾（避難港）					<b>3 港・ヘリポート</b> (1) 港 港湾（避難港）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青ヶ島港 (三宝港)</td> <td>物揚場</td> <td>-3.0</td> <td>50</td> <td>120 t</td> </tr> <tr> <td>防波堤</td> <td>-5.0</td> <td>170</td> <td>500 t</td> </tr> </tbody> </table>					港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-3.0	50	120 t	防波堤	-5.0	170	500 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青ヶ島港 (三宝港)</td> <td>物揚場</td> <td>-15.0</td> <td>166</td> <td>120 t</td> </tr> <tr> <td>防波堤</td> <td>-13.0</td> <td>137</td> <td>500 t</td> </tr> </tbody> </table>					港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-15.0	166	120 t	防波堤	-13.0	137	500 t
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																	
青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-3.0	50	120 t																																	
	防波堤	-5.0	170	500 t																																	
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																	
青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-15.0	166	120 t																																	
	防波堤	-13.0	137	500 t																																	
青ヶ島村地域防災計画（平成15年度改正）					青ヶ島村地域防災計画（令和元年度改正）																																

修正前（平成30年5月時点） 本-●	修正後（令和2年10月時点） 本-44
<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p>(1) 村                  村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認など）                  ○ 関係機関への避難対応準備の連絡                  ○ 村道の点検、機能確保                  ○ 災害備蓄品の点検                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 避難者総数の把握                  ○ 避難所の開設、点検                  ○ バスの配備                  ○ 東海汽船への避難対応準備の要請                  ○ 避難手順の確認</p> <p>(2) 支庁                  支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 都道・港・空港の点検、機能確保                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 災害備蓄品の点検</p> <p>(3) 警察署・消防本部・消防団                  警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 装備等の点検等</p> <p><b>2 一般住民の島内避難</b></p> <p>(1) 避難方法</p> <p>ア 基本とする避難方法                  地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。                  なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。</p>	<p><b>第6章 避難対応</b></p> <p><b>1 防災関係機関の準備</b></p> <p>(1) 村                  村は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 住民に対する避難準備の呼びかけ（<b>非常用持ち出し品</b>の準備、避難方法の確認など）                  ○ 関係機関への避難対応準備の連絡                  ○ 村道の点検、機能確保                  ○ 災害備蓄品の点検                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 避難者総数の把握                  ○ 避難所の開設、点検                  ○ バスの配備                  ○ 東海汽船への避難対応準備の要請                  ○ 避難手順の確認</p> <p>(2) 支庁                  支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 都道・港・空港の点検、機能確保                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 災害備蓄品の点検</p> <p>(3) 警察署・消防本部・消防団                  警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。                  ○ 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認                  ○ 装備等の点検等</p> <p><b>2 一般住民の島内避難</b></p> <p>(1) 避難方法</p> <p>ア 基本とする避難方法                  地域の一時集合場所またはバス停留所までは徒歩で移動し、一時集合場所またはバス停留所から避難先までは村営バスで移送する。                  なお、避難対象地域に危険が切迫し、一時集合場所またはバス停留所と避難先を往復する時間的な余裕がない場合は、隣接する地域の避難所等を一時的な目的地としてピストン輸送を行い、避難対象地域からの避難が完了した後、改めて避難先までバスで移送する。</p>

修正前（平成30年5月時点） 本-48	修正後（令和2年10月時点） 本-48
<p><b>7 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官（駐在員）、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、村役場に連絡先等を報告すること。また、ヘリポートや港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>	<p><b>7 避難に際し住民のとりべき対応</b></p> <p>避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所等を防災マップ等で把握しておくこと。</li> <li>○ 事前に、避難の際<b>携帯ラジオ等の非常用持ち出し品</b>を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。</li> <li>○ 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。</li> <li>○ 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。</li> <li>○ 避難の際は、避難誘導者（村職員、警察官（駐在員）、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。</li> <li>○ 避難の際は、近隣への声かけ、村、支庁、警察署（駐在所）、消防団等の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援等、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。</li> <li>○ 島外へ自主避難をする場合は、村役場に連絡先等を報告すること。また、ヘリポートや港に自家用車を放置しないこと。</li> <li>○ ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。</li> <li>○ 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。</li> </ul>

修正前（平成30年5月時点） 附-3					修正後（令和2年10月時点） 附-3																																
<b>3 港・ヘリポート</b> (1) 港 港湾（避難港）					<b>3 港・ヘリポート</b> (1) 港 港湾（避難港）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青ヶ島港 (三宝港)</td> <td>物揚場</td> <td>-3.0</td> <td>50</td> <td>120 t</td> </tr> <tr> <td>防波堤</td> <td>-5.0</td> <td>170</td> <td>500 t</td> </tr> </tbody> </table>					港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-3.0	50	120 t	防波堤	-5.0	170	500 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th>港名</th> <th>区分</th> <th>水深 (m)</th> <th>延長 (m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青ヶ島港 (三宝港)</td> <td>物揚場</td> <td>-15.0</td> <td>166</td> <td>120 t</td> </tr> <tr> <td>防波堤</td> <td>-13.0</td> <td>137</td> <td>500 t</td> </tr> </tbody> </table>					港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考	青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-15.0	166	120 t	防波堤	-13.0	137	500 t
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																	
青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-3.0	50	120 t																																	
	防波堤	-5.0	170	500 t																																	
港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考																																	
青ヶ島港 (三宝港)	物揚場	-15.0	166	120 t																																	
	防波堤	-13.0	137	500 t																																	
青ヶ島村地域防災計画（平成15年度改正）					青ヶ島村地域防災計画（令和元年度改正）																																



修正前（平成30年5月時点） 附-●

修正後（令和2年10月時点） 附-8

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	喫 水 (m)
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-56 ☎ 03-5564-2021 緊急通報用 03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	3.5
		ゆりかぜ	23	20	2.5
		はやかぜ			
		ゆめかぜ	26	20	2.5
		いそぎく			
		やまぶき			
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎ 045-671-4999 045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	10.0
	巡視船	いず	3,500	110	7.5
		ぶこう	1500	96	5.5
		もとぶ			
	消防船	ひりゆう	280	35	5.5
	巡視艇	はまなみ	110	35	3.5
		はまぐも			
		いそづき	64	27	3.0
		きりかぜ	23	20	2.5
		はまかぜ			
		のげかぜ	26	20	2.5
		やまゆり			
		しおかぜ	23	20	2.5
	たまかぜ	26	20	2.5	
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎ 0558-22-0650 緊急通報用0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	5.0
		かの	335	56	4.5
	巡視艇	いずなみ	100	32	3.5

平成31年3月現在

(2) 第三管区海上保安本部

所 属	船 種	船 名	総トン数	全 長 (m)	幅 (m)	
東京海上保安部 (所在地) 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 ☎03-5564-2021 ☎03-5564-4999	巡視艇	まつなみ	165	35	8.0	
		ゆりかぜ	23	20	4.3	
		はやかぜ				
		ゆめかぜ	26	20	4.5	
		いそぎく				
		やまぶき				
横浜海上保安部 (所在地) 横浜市中区新港 1-2-1 ☎045-671-4999 ☎045-671-0118	ヘリ搭載型 巡視船	あきつしま	6,500	150	17.0	
	巡視船	おおすみ	3,100	105	15.0	
		いず	1,500	110	15.0	
		ぶこう	1500	96	11.5	
	巡視艇	消防船	ひりゆう	280	35	12.2
		はまなみ	110	35	6.3	
						はまぐも
		いそづき	64	27	5.6	
		きりかぜ	23	20	4.3	
		はまかぜ				
		のげかぜ	26	20	4.5	
		やまゆり				
	しおかぜ	23	20	4.3		
	たまかぜ	26	20	4.5		
下田海上保安部 (所在地) 静岡県下田市 3-18-23 ☎0558-23-0118 ☎0558-22-4999	巡視船	しきね	1300	89	11.0	
		かの	335	56	8.5	
	巡視艇	いずなみ	100	32	6.5	

令和元年12月現在

第三管区海上保安本部  
(所在地) 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎  
☎045-211-1118 (代表)  
☎045-211-0774 (運用司令センター)

修正前（平成30年5月時点） 附-11													修正後（令和2年10月時点） 附-11												
<b>(2) 警視庁</b>													<b>(2) 警視庁</b>												
区分	はやぶさ			おおとり								おおぞら	1号	2号											
	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号				1号	2号									
巡航速度	257km/h	280km/h	285km/h	271km/h	290km/h			271km/h	290km/h	226km/h			272km/h												
航続時間	3:30	3:00		4:30	5:10			4:30	5:10	3:30			4:00												
有効搭載量	1,012kg	1,019kg	855kg	1,642kg	2,132kg			1,642kg	2,132kg	1,801k	1,815kg	4,218kg													
座席数	8席			14席		17席	14席		13席			21席													
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38） 立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																								
使用燃料	航空用ジェットA-1																								
耐風性	21.8m/s																								
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																								
最低雲高	300m以上																								
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																								
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																								
テレビカメラ搭載装置				—		○		—																	
救助用吊上装置	230kg	—																							
吊下装置（カーゴフック）	1,300kg	—		1,000kg	1,600kg	—		2,200kg	—			3,600kg													
担架装置（リッターキット）	1人	—		1人	—		1人	—			3人														
投光機（サーチライト）																									
拡声器（スピーカー）																									
地震判読システム搭載用装置	—	○	—	—		○		—																	
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																								
													平成31年1月現在												
区分	はやぶさ				おおとり								おおぞら												
	1号	2号	3号	4号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	1号	2号											
巡航速度	280	257	280	285	271	290			271	290	226		272												
航続時間	3:00	3:30	3:00	3:00	4:30	5:10			4:30	5:10	3:30		4:00												
有効搭載量	1019	1012	1019	855	1642	2132			1642	2132	1801	1815	未定	4218											
座席数	8席	8席			14席		17席	14席		13席		21席													
離着陸面積	江東飛行センター（駐機スポット38）				立川飛行センター100m×60m（駐機スポット10）																				
使用燃料	航空用ジェットA-1																								
耐風性	15.3	15.3		18	23		18	23	18	23	18	未定	18												
最小視程	通常は5km以上、緊急時は1.5km以上																								
最低雲高	300m以上																								
夜間飛行	法に定められた地上設備を有する場所であれば離着陸可能																								
山間部飛行	視程、風速等気象上の制約がなければ上昇性能、停止飛行可能範囲で可能																								
テレビカメラ搭載装置	—			○		—		○		—															
救助用吊上装置	—	230kg	—		272kg																				
吊下装置（カーゴフック）	—	1300kg	—	1000kg	1600kg	—		2200kg	—			3600kg													
担架装置（リッターキット）	—	1人	—	1人	—		1人	—			3人														
投光機（サーチライト）	○	○								未定		○													
拡声器（スピーカー）	○	○				—			○		○														
地震判読システム搭載用装置	○	—	○	—	○	—	○	—		—															
備考	1 飛行速度、航続時間、搭載量等の性能は、各項目単独の性能であり、燃料や積載重量、外気温度等により飛行性能は制限される。 2 性能はいずれも標準大気15℃を基準としており、温度が上昇すれば効率は低下する。																								
													令和2年1月現在												

修正前（平成30年5月時点） 附-12						修正後（令和2年10月時点） 附-12																																																																														
<p><b>(3) 第三管区海上保安本部</b></p> <p><b>1) 機種・型式</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 25%;">所 属</th> <th style="width: 25%;">機 種</th> <th style="width: 10%;">機番号</th> <th style="width: 40%;">型 式 (略 称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118</td> <td rowspan="4">中型回転翼航空機</td> <td>MH 691</td> <td rowspan="4">ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)</td> </tr> <tr> <td>MH 692</td> </tr> <tr> <td>MH 689</td> </tr> <tr> <td>MH 690</td> </tr> <tr> <td>巡視船「あきつしま」搭載機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2) 性能</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">巡行速度 (kt)</th> <th colspan="3">搭載能力</th> <th rowspan="2">使 用 燃 料</th> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>人</th> <th>物 資 (Kg)</th> <th>物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回 転 翼</td> <td>スーパーピューマ 225</td> <td>150</td> <td>21</td> <td>1355</td> <td>129×119×168</td> <td>ジェットA-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。                  * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。                  * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。                  * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。</p> <p>平成31年3月現在</p>						所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)	羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)	MH 692	MH 689	MH 690	巡視船「あきつしま」搭載機				区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1	<p><b>(3) 第三管区海上保安本部</b></p> <p><b>ア 機種・型式</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th style="width: 25%;">所 属</th> <th style="width: 25%;">機 種</th> <th style="width: 10%;">機番号</th> <th style="width: 40%;">型 式 (略 称)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118</td> <td rowspan="4">中型回転翼航空機</td> <td>MH 691</td> <td rowspan="4">ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)</td> </tr> <tr> <td>MH 692</td> </tr> <tr> <td>MH 689</td> </tr> <tr> <td>MH 690</td> </tr> <tr> <td>巡視船「あきつしま」搭載機</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>巡視船「おおすみ」搭載機</td> <td>中型回転翼航空機</td> <td>MH912</td> <td>シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>イ 性能</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">巡行速度 (kt)</th> <th colspan="3">搭載能力</th> <th rowspan="2">使 用 燃 料</th> </tr> <tr style="background-color: #cccccc;"> <th>人</th> <th>物 資 (Kg)</th> <th>物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回 転 翼</td> <td>スーパーピューマ 225</td> <td>150</td> <td>21</td> <td>1355</td> <td>129×119×168</td> <td>ジェットA-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>シコルスキー76D</td> <td>145</td> <td>14</td> <td>235</td> <td>125×70×175</td> <td>ジェットA-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 搭載能力は、人又は物資のいずれか一つの場合の基準を示す。                  * 2 物資最大容積は、航空機に搬入可能な1個あたりの最大容積をいう。                  * 3 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等によっては、基準以下となる。                  * 4 搭載能力の人は、乗組員を含めた人数を示す。</p> <p style="text-align: right;">令和元年12月現在</p>						所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)	羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)	MH 692	MH 689	MH 690	巡視船「あきつしま」搭載機				巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)	区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料	人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)	回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1		シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1
所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)																																																																																	
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)																																																																																	
		MH 692																																																																																		
		MH 689																																																																																		
		MH 690																																																																																		
巡視船「あきつしま」搭載機																																																																																				
区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料																																																																															
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)																																																																																
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1																																																																														
所 属	機 種	機番号	型 式 (略 称)																																																																																	
羽田航空基地 (所在地) 東京都大田区 羽田空港1-12-1 ☎ 03-3747-1118	中型回転翼航空機	MH 691	ユーロコプター式 EC225LP型 (スーパーピューマ225)																																																																																	
		MH 692																																																																																		
		MH 689																																																																																		
		MH 690																																																																																		
巡視船「あきつしま」搭載機																																																																																				
巡視船「おおすみ」搭載機	中型回転翼航空機	MH912	シコルスキー式 S-76D型 (シコルスキー76D)																																																																																	
区 分	巡行速度 (kt)	搭載能力			使 用 燃 料																																																																															
		人	物 資 (Kg)	物資最大容積 高さ×幅×奥行き (cm)																																																																																
回 転 翼	スーパーピューマ 225	150	21	1355	129×119×168	ジェットA-1																																																																														
	シコルスキー76D	145	14	235	125×70×175	ジェットA-1																																																																														

記載なし

(4) 陸上自衛隊・航空自衛隊

機 能 機 種	性 能					飛行制限		装備 部隊	
	巡航速度 km/h	航続時間h 又は航続距 Km	搭載能力: 人 (物資:kg)	離着陸場所 要面積 長さ×巾m	使用燃料	最小視程 km	最低雲高 m		
回転翼機 (ヘリコプター)	UH1H (中型ヘリ)	215	420Km	2+11	40×40	JP-4	5.0 VMC基準	300 VMC基準	陸上 自衛隊
	UH1J (中型ヘリ)	216	370Km	2+11	40×40	〃	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	267	537Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH47JA (大型ヘリ)	257	1,037Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	
	CH-47 (大型)	270	2.0	48	100×100	JP-4A	〃	〃	
	CH47J (大型ヘリ)	257	1,111Km	3+55	100×100	〃	〃	〃	航空 自衛隊

令和2年1月現在



修正前（平成30年5月時点） 附-●	修正後（令和2年10月時点） 附-20
<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <div data-bbox="261 275 1374 787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災あおがしまです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</li> <li>・[ 対象範囲 ]の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li> <li>・避難行動要支援者の皆さんは、伊豆避難施設に避難を開始してください。</li> <li>・来島者は、島外への退避をお願いします。</li> <li>・なお、自主避難をする方には、[ 避難施設 ]を開放します。</li> <li>・島内にいる方は、今後の火山活動や防災情報について、村からのお知らせや、テレビ・ラジオの情報に十分注意してください。</li> </ul> </div>	<p>(3) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <div data-bbox="1567 275 2680 787" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こちらは防災あおがしまです。</li> <li>・本日、気象庁から噴火警報が発表され、噴火警戒レベルが[ ]から[ ]に引き上げられました。</li> <li>・このため、[ 対象範囲 ]に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。 [ 対象範囲 ]の住民の皆さんは、いつでも避難できるよう避難準備を進めてください。</li> <li>・避難行動要支援者の皆さんは、[ 避難所名 ]に避難を開始してください。</li> <li>・来島者の皆さんは、島外への退避をお願いします。</li> <li>・避難の準備として、避難場所の確認、非常持ち出し品の確保、家族との連絡先の確認などを行ってください。</li> <li>・避難支援者の方は、避難の支援をお願いします。</li> <li>・避難対象地域以外でも、村の広報や報道機関などによる火山活動の状況や火山情報に注意し、身の安全に心がけてください。</li> </ul> </div> <div data-bbox="1567 835 2694 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ This is an announcement from the Miyake Town Office. -</li> <li>・ We will announce the state of volcanic activity at Miyakejima-volcano.</li> <li>・ Today, the Japan Meteorological Agency announced a volcanic warning and the volcanic alert level was raised from [ ] to [ ] so, the Town Office issued “evacuation preparation” and “evacuation of elderly and others that need assistance”.</li> <li>・ Residents of [target area] should proceed evacuation preparation so that you can evacuate at any time.</li> <li>・ For people requiring special help, please start evacuating to [evacuation shelter name].</li> <li>・ Visitors should evacuate from Miyake Island.</li> <li>・ As preparation for evacuation, please confirm the evacuation shelter, secure emergency items to take, and confirm the contact details of family members.</li> <li>・ For evacuation supporters, please start supporting evacuation.</li> <li>・ Those people outside the selected evacuation area, as well, should pay attention to volcanic information issued by the Japan Meteorological Agency, and secure your own safety and security.</li> </ul> </div>

修正前（平成30年5月時点） 附-24	修正後（令和2年10月時点） 附-25
<p><b>(3) 噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される。</p> <p>噴火速報は、常時観測火山※を対象に発表するが、普段から噴火している火山において普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表されないため、留意が必要である。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末などで知ることができる。</p> <p>※気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>	<p><b>(3) 噴火速報</b></p> <p>噴火速報は、登山者や周辺住民に噴火の発生をいち早くお知らせし、直ちに身を守る行動を取っていたくための情報。以下の場合に発表する。</p> <p>⑩ 噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</p> <p>⑪ 噴火警報が発表されている常時観測火山（※1）において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※2）</p> <p>⑫ このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合</p> <p>※1 気象庁が火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山であり、伊豆諸島の火山では、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島が該当する。</p> <p>※2 噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>噴火の発生の確認にあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を「火山の状況に関する解説情報」で速やかにお知らせする。なお、普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</p> <p>なお、噴火速報は、気象庁ホームページのほか、テレビやラジオ、携帯端末で知ることが出来る。</p> <p style="text-align: center;">＜噴火速報の情報の例＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>火山名 ○○山 噴火速報                      令和△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表                      **（見出し）**                      &lt;○○山で噴火が発生&gt;</p> <p>**（本文）**                      ○○山で、令和△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。</p> </div>

修正前（平成30年 5月時点） 附-26	修正後（令和 2年10月時点） 附-28																																		
<p>(6) その他の情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報</td> </tr> <tr> <td>噴火速報</td> <td>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取れるようにするために発表する情報</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>地震・火山月報（防災編）</td> <td>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する海上警報</td> <td>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>航空路火山灰情報</td> <td>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	概要	火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報	噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取れるようにするために発表する情報	火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料	月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。	<p>(6) その他の情報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報名</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</td> </tr> <tr> <td>火山活動解説資料</td> <td>写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料</td> </tr> <tr> <td>月間火山概況</td> <td>前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>地震・火山月報（防災編）</td> <td>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料</td> </tr> <tr> <td>噴火に関する火山観測報</td> <td>噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。</td> </tr> <tr> <td>火山現象に関する海上警報</td> <td>火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>航空路火山灰情報</td> <td>航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。</td> </tr> </tbody> </table>	情報名	概要	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。	火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料	月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料	地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料	噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。	火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。	航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。
情報名	概要																																		
火山の状況に関する解説情報	火山活動が活発な場合等に火山の状況を知らせる情報であり、噴火や噴煙の状況、火山性地震・微動の発生状況等の観測結果から、火山の活動状況の解説や警戒事項について、必要に応じて定期的又は臨時に解説する情報																																		
噴火速報	登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝えて、身を守る行動を取れるようにするために発表する情報																																		
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料																																		
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料																																		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料																																		
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。																																		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。																																		
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。																																		
情報名	概要																																		
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。																																		
火山活動解説資料	写真や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的又は必要に応じて臨時に解説する資料																																		
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料																																		
地震・火山月報（防災編）	月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料																																		
噴火に関する火山観測報	噴火（ごく小規模なものは除く。）が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火について、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる。																																		
火山現象に関する海上警報	火山現象に関する海上警報は、噴火の影響が海上や沿岸に及ぶおそれがある場合に発表される。緯度・経度と範囲を指定し、付近を航行する船舶に対して警戒が呼びかけられる。																																		
航空路火山灰情報	航空機のための火山灰情報として、航空路火山灰情報が提供されている。火山灰は、航空機のエンジンに吸い込まれるとエンジンが停止したり、操縦席の風防ガラスに衝突すると擦りガラス状になり視界が利かなくなったり、飛行場に堆積すると離着陸できなくなるなど、火山灰による被害は多岐にわたる。このような被害を回避するため、火山灰の分布や拡散予測を含む航空路火山灰情報（VAA）の提供を行う航空路火山灰情報センター（VAAC）を世界9か所に設置することになり、日本においては、気象庁が東京VAACとして、民間航空会社、航空関係機関、気象監視局、他のVAACにVAAを提供している。																																		

修正前（平成30年5月時点） 附-●	修正後（令和2年10月時点） 附-29
<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 土砂災害緊急情報</b>          噴火によって山腹斜面に火山灰が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。          土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。          市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p> <p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b>          避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、非常用持出品などを用意するなど、避難準備を行う。          要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）</b>          避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。          避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</p>	<p><b>2 国土交通省が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 土砂災害緊急情報</b>          噴火によって山腹斜面に火山灰や<b>火砕流堆積物</b>が堆積すると、少量の雨でも土石流が発生することがある。          土砂災害緊急情報は、こうした火山噴火に起因する土石流による重大な土砂災害が急迫している場合に、国土交通省が土砂災害防止法に基づく緊急的な調査を行い、被害の想定される区域と時期に関して、関係地方公共団体の長に通知するとともに、一般に周知する情報である。          市町村は、土砂災害緊急情報に基づいて、避難勧告等の防災情報を発表する。市町村の指示に従って規制された範囲から避難する必要がある。</p> <p><b>3 市町村等が発表する情報</b></p> <p><b>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</b>          避難準備・高齢者等避難開始は、市町村長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを準備してもらうために発表する情報である。居住者等は、<b>非常用持ち出し品</b>などを用意するなど、避難準備を行う。          要配慮者等、避難に時間を要する人たちは、避難準備・高齢者等避難開始が発令された段階で、避難を始めることになる。</p> <p><b>(2) 避難勧告、避難指示（緊急）</b>          避難勧告および避難指示（緊急）は、市町村長が、災害対策基本法第60条に基づいて、災害が発生するおそれがある場合等において発令するものである。          避難勧告は、危険が迫り避難が必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを促すものである。避難指示（緊急）は、より危険が切迫している場合、避難が必要と認める地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示するものである。また、避難のための立退きを行うことがかえって危険な場合には、屋内での安全の確保を行うことが指示されることもある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-29	修正後（令和2年10月時点） 附-31
<p><b>火山弾</b>                      特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p> <p><b>火山地質図</b>                      火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b>                      火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b>                      火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>活火山</b>                      「概ね過去1万年以内に噴火した火山」及び「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。</p> <p><b>カルデラ</b>                      火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b>                      鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b>                      噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b>                      火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低い（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b>                      火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b>                      火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>	<p><b>火山弾</b>                      特定の形をした火山礫、火山岩塊。マグマの破片が半固結のまま火口から放出され、完全に固まらないうちに空中を飛行し着地するために独特な形となったもの。その形から紡錘形火山弾、パン皮<b>状</b>火山弾、牛糞状火山弾などと呼ばれるものがある。</p> <p><b>火山地質図</b>                      火山地域の地質図。産業技術総合研究所で、活火山の噴火履歴を地質図としてまとめ、提供しているものを、特にそう呼ぶことがある。</p> <p><b>火山灰</b>                      火砕物の一種で、直径が2mm以下のもの。慢性の喘息や、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）の症状を悪化させたり、健康な人でも目や鼻・のど等呼吸器などに影響を与えるおそれがある。また、降ってくる火山灰や積もった火山灰が、視界不良や車のスリップなどを引き起こすおそれがある。</p> <p><b>火山噴火予知連絡会</b>                      火山噴火予知計画（現在は、地震予知計画と一体化し「災害軽減のための地震及び火山観測研究計画」と呼ばれる）を推進するために設けられた会議体で、大学等の研究機関、火山防災の行政機関等で構成される。事務局を気象庁が担当することから、気象庁長官の私的諮問機関として位置付けられた。</p> <p><b>活火山</b>                      「概ね過去1万年以内に噴火した火山」及び「現在活発な噴気活動のある火山」のこと。<b>日本では現在111の火山が活火山に認定されている。</b></p> <p><b>カルデラ</b>                      火山地域に見られる大きな円形又はそれに近い形の火山活動に伴い生じた凹地のこと。一般に、直径2kmを越えるものを「カルデラ」と呼び、直径2km未満を「火口」と呼ぶ。カルデラの多くは、大量の火砕物の噴出によって火口下に空洞が生じ、陥没を引き起こして形成されたと考えられている。カルデラ周辺には火砕物（火砕流堆積物）の台地を形成しているものが多い。</p> <p><b>岩脈</b>                      鉛直に近い板状の貫入岩体</p> <p><b>空振</b>                      噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動。窓ガラスが割れることもある。</p> <p><b>玄武岩</b>                      火山岩のうちで、二酸化珪素（SiO<sub>2</sub>）に比較的乏しく、鉄、マグネシウムに富むもののこと。玄武岩質のマグマは、二酸化珪素含有量が低い（50重量%程度）粘性が低く、比較的薄い溶岩流となりやすい。伊豆大島、富士山は玄武岩質マグマによって形成された火山の代表例である。</p> <p><b>降下火砕物</b>                      火口から噴き上げられ、いったん上空まで運ばれた噴煙から降下した火砕物のこと。上空に噴き上げられた火砕物は、上層風に流されて火山の周辺や風下側に降下し、人々の生活や経済活動に大きな打撃を与える。「火山灰」、「噴石」を参照のこと。</p> <p><b>降灰</b>                      火山灰・火山礫が降下する現象のこと。「火山灰」を参照のこと。</p>

修正前（平成30年5月時点） 附-30	修正後（令和2年10月時点） 附-32
<p><b>【さ】</b></p> <p><b>山体崩壊</b>                      山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。</p> <p><b>水蒸気噴火</b>                      地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>                      火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>                      比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。</p> <p><b>スパター</b>                      火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>                      中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>                      成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>                      マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。</p> <p><b>地殻変動</b>                      測地測量などによって認められる現在の地殻の変位・変形のこと。</p> <p><b>地磁気</b>                      磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>泥流</b>                      「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>                      火砕物のこと。噴火により砕かれてつくられたマグマ片、岩片の総称。</p>	<p><b>【さ】</b></p> <p><b>山体崩壊</b>                      山体の一部が大規模に崩壊する現象。一般に、火山体は力学的に不安定な構造をもつために、噴火や地震に伴って生じることがある。頻度としては少ないが、大規模な破壊を伴うため、防災上注目されている。  <b>1888年磐梯山や1980年アメリカのセントヘレンズ火山で大規模な山体崩壊が発生した。</b></p> <p><b>水蒸気噴火</b>                      地下に閉じこめられた高温・高圧の熱水が急激な減圧や温度上昇によって不安定化し、急激に水蒸気化して体積膨張することにより、爆発現象が生じ、周囲の岩石を破碎、放出する。放出物にはマグマ由来の岩石を含まない。</p> <p><b>スコリア</b>                      火砕物の一種。多孔質で暗色、鉄・マグネシウムに富むものをいう。</p> <p><b>ストロンボリ式噴火</b>                      比較的短い間隔で、周期的に火口からマグマの破片や火山弾などを放出する噴火の様式。流動性の大きい玄武岩質マグマの活動に伴うことが多い。<b>地中海に浮かぶストロンボリ火山の噴火様式に由来する。</b></p> <p><b>スパター</b>                      火山弾の一種。火口から放出された溶岩片が未固結のまま火口周辺に着地集積したもの。</p> <p><b>成層火山</b>                      中心火口から噴出した火砕物と溶岩との累積によって生じた火山。富士山のような大型の円錐形火山の多くは成層火山である。</p> <p><b>側火山</b>                      成層火山の山腹など、山頂火口から離れたところに噴出した小型の火山。かつては「寄生火山」とも呼ばれた。</p> <p><b>【た】</b></p> <p><b>タフリング（マール、凝灰岩リング）</b>                      マグマ水蒸気噴火のような浅所での爆発的な噴火によって生じた火口。  <b>水蒸気噴火又はマグマ水蒸気噴火によって形成された円形の火口。高さの低く扁平なものをタフリング、高さが高く急峻なものをタフコーンと呼ぶ。</b></p> <p><b>地殻変動</b>  <b>地殻が隆起、沈降、傾斜、伸縮などの変動を起こすこと。例えば、広範囲に隆起沈降が認められた例が多い。また、火山活動に伴い、異常な地殻変動が観測されることも多い。</b></p> <p><b>地磁気</b>                      磁石としての地球の性質と、それが作り出す磁場を「地磁気」という。玄武岩は鉄分がある鉱物を比較的多量に含んでいるので、玄武岩質火山は磁気の強さが大きい。600℃位に熱せられると、強磁性鉱物は磁性を失う。また、地下に力が作用して岩石がひずむと、ピエゾ磁気が発生して地磁気の変化する。玄武岩質火山では、地磁気の変化は長期的噴火予知に重要である。</p> <p><b>泥流</b>                      「土石流」とほぼ同じ。「土石流」を参照のこと。</p> <p><b>テフラ</b>  <b>火山噴火によって大気中に噴出され、地表に堆積した降下火山砕屑物の総称。</b></p>

修正前（平成30年5月時点） 附-31	修正後（令和2年10月時点） 附-33
<p><b>土石流</b> 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b> <b>プリニー式噴火</b> 大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。</p> <p><b>プレートテクトニクス</b> 地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b> 火山ガス、火山灰及び小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b> 火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b> 火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、又はその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b> 単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>	<p><b>土石流</b> 山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいう。火山灰が山腹斜面に堆積すると、少量の降雨でも土石流が発生することがある。ときには時速60kmを超える速度で流れ下るため、家や橋を破壊する力が大きい。土木の分野では、噴火とほぼ同時に発生する水にほぼ飽和した土砂の流れを「火山泥流」、噴火後に降雨等で発生する土砂の流れを「土石流」と呼ぶことが多い。火山学の分野では、これらを区別せずに「土石流」と呼ぶが、最近ではインドネシア語に由来する「ラホール」と呼ぶことが多くなった。</p> <p><b>【は】</b> <b>プリニー式噴火</b> 大量の軽石や火山灰が火山ガスとともに垂直に噴き上げられる大規模な噴火で、高度10km以上にも達する噴煙柱が特徴的である。通常、噴煙柱は数時間から数十時間程度継続する。やや規模の小さなものは「準プリニー式噴火」と呼ばれる。噴煙柱の崩壊によって火砕流が発生するおそれがあり、広範囲での避難等が必要である。<b>西暦79年、イタリアのベスビオ火山が大噴火したとき、救済のために活躍した博物学者プリニウスの名に由来する。</b></p> <p><b>プレートテクトニクス</b> 地球表層の厚さ数十kmの部分は、その下より固い（ゆで卵の白身を覆う殻に似る）。この殻は全地表で十数個のブロックに分かれ、各ブロックは剛体的で変形しないので「プレート（板）」と呼ばれる。各プレートは相対的に運動していて、プレート同士の境界で地震・火山活動ほか、各種の地殻変動を起こす。このような考え全体を「プレートテクトニクス（プレート構造論）」という。</p> <p><b>噴煙</b> 火山ガス、火山灰及び小さな噴石などが濃集し、煙状を呈したもの。また、火山噴火の際に、火口から直接立ち上る噴煙を、特に「噴煙柱」という。白色噴煙は水蒸気、火山ガスのみからなるため、火口から高く立ち上っても噴火とは言わないが、有色噴煙は火山灰などの固形物を含むため、これが確認される場合は噴火が生じていることになる。</p> <p><b>噴火</b> 火口から火山灰等の固形物や溶岩を火口外へ放出する現象</p> <p><b>噴気</b> 火口や岩石の割れ目などの隙間（噴気孔）から、噴出している水蒸気、火山ガス、又はその噴出している状態</p> <p><b>噴出率（噴出レート）</b> 単位時間当たりに噴出する溶岩・火砕物の体積のこと。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-32	修正後（令和2年10月時点） 附-34
<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b></p> <p>気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b></p> <p>「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>放射性炭素年代</b></p> <p>生物遺体中の放射性炭素<sup>14</sup>C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。</p> <p><b>【ま】</b></p> <p><b>マール</b></p> <p>「タフリング」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b></p> <p>地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b></p> <p>マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b></p> <p>高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと共に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b></p> <p>火山体の地下にあつて、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b></p> <p>マグマが噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b></p> <p>火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>	<p><b>噴石（大きな噴石・小さな噴石）</b></p> <p>気象庁は、火口から放出される比較的大きなマグマ片、岩石の破片のことを「噴石」と呼ぶ。明確なサイズの規定はないが、火山灰よりも粗粒で、当たると怪我や死に至るおそれのあるものを指している。このうち、直径数十cm以上の噴石は大気による抵抗をあまり受けずに、火口から弾道を描いて飛来し、着弾時に地面にクレーターを作るなど多大な被害をもたらす可能性があるため「大きな噴石」として区別している。ハザードマップなどに「噴石の到達範囲」などと書かれている場合は、多くの場合、この「大きな噴石の到達範囲」のことである。一方、こぶし大程度の噴石は、いったん噴煙とともに上空に運ばれ、その後風に流され、遠方まで運ばれて降下することがある。気象庁では、このような噴石を「小さな噴石」と呼ぶ。この場合は密度にもよるが、火口から10km以上の遠方まで達することがある。小さいとは言え、上空から落下してくるものなので、毎秒10m程度の落下速度となることもあり、当たり所が悪ければ、人命にかかわる。このような「小さな噴石」が噴石の到達範囲外でも落下することがあるので、風下側では遠方でも注意が必要である。</p> <p><b>噴石丘</b></p> <p>「火砕丘」にほぼ同じ。「火砕丘」を参照のこと。</p> <p><b>放射性炭素年代</b></p> <p>生物遺体中の放射性炭素<sup>14</sup>C濃度が、生物の死後、時間とともに減少することを利用した年代測定法。現在から数万年前までの間の年代測定法として広く利用される。</p> <p><b>【ま】</b></p> <p><b>マール</b></p> <p>「タフリング、<b>タフコーン</b>」を参照のこと。</p> <p><b>マグマ</b></p> <p>地下に存在する溶融状態にある岩石物質で、おもに溶融した珪酸塩の液体からなり、少量の造岩鉱物と揮発性成分を含む。なお、マグマが地表にあらわれたものを「溶岩」ということもある。</p> <p><b>マグマ貫入</b></p> <p>マグマの圧力の急増等により、地殻内のマグマが周辺岩体の内部に入り込むこと。</p> <p><b>マグマ水蒸気噴火</b></p> <p>高温のマグマが地表や地下にある水、あるいは海水と接触し、マグマの熱により、急速に多量の水蒸気を発生させマグマと<b>とも</b>に噴出する爆発的噴火。深海底の噴火では高い水圧のために爆発的にならないが、水深数百mより浅い海底での噴火の場合、マグマ水蒸気噴火となることが多い。</p> <p><b>マグマ溜り</b></p> <p>火山体の地下にあつて、相当量のマグマが蓄えられている所。マグマと周囲の岩盤との密度のつり合いのために、一定深度に停滞すると考えられている。通常、火山の直下、数kmから10km程度の深さにあり、噴火に際しては、そこからマグマが地表に移動・噴出すると考えられている。</p> <p><b>マグマ噴火</b></p> <p>マグマ<b>そのもの</b>が噴出する噴火</p> <p><b>鳴動</b></p> <p>火口又はその付近に音源を持つ連続的な音響で、特に火山活動に関連して起きるもの。時には震動を伴うこともある。</p>



修正前（平成30年5月時点） 附-33	修正後（令和2年10月時点） 附-35
<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>                      マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>                      粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>                      地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>	<p><b>【や】</b>  <b>溶岩</b>                      マグマが地表に噴出し流れ出した流体を指すこともあるが、それが固化した岩石も指す。溶岩の流れのことを「溶岩流」といい、噴出率、化学組成、温度、流下場所の地形により流れ方や速度が変わる。</p> <p><b>溶岩噴泉</b>                      粘性の低い溶岩を火口から噴水のように噴き上げる噴火。噴泉の高さは数百mに達することもある。ハワイやアイスランドなど玄武岩質の火山に多く見られる。割れ目噴火の際に割れ目火口沿いに長く伸びる溶岩噴泉を「火のカーテン」と呼ぶ。</p> <p><b>【わ】</b>  <b>割れ目噴火</b>                      地表に生じた細長い割れ目（割れ目火口）から噴出する噴火。割れ目の長さは数百m以上に達することもある。<b>1986年11月、伊豆大島火山のカルデラ床や外輪山斜面で発生した。</b></p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災マップ作成指針（内閣府等，平成25年3月）</li> <li>火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁，平成4年）</li> <li>火山活動解説資料（web版）「火山」の用語に関する解説（気象庁）</li> <li>地震及び火山噴火予知のための観測研究計画（文部科学省，平成23年度年次報告）</li> <li>伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告書（東京都防災会議，平成2年5月）</li> <li>東京都地域防災計画，火山編（東京都防災会議，平成30年修正）</li> <li>地学事典，新版（地学団体研究会編，平成8年10月，平凡社）</li> </ul>